

政 経 研 究

第四十八卷 第一号 2011年7月

論 説

イギリス新救貧法原理の形成過程に関する研究……………矢野 聡

政治における不祥事と利益誘導政治……………岩崎 正洋

これからの人材マネジメントの使命……………谷田部 光一

日米対立の史的構図(二・完)……………秦 郁彦

研究ノート

『暮らしの安心・信頼・社会参加に関するアンケート調査』……………稲葉 陽二

二〇一〇年社会関係資本全国調査の概要……………

研究会報告要旨

【平成二二年度第二回公共政策研究会 平成二三年二月一〇日】

国民の要望に応える警察活動の推進に向けて……………那 須 修

——理論と実務の融合の上にある警察の在るべき姿——

政経研究 第四十七卷第三号 目次

論 説

社会保障制度としての厚生年金保険の確立 …… 矢野 聡

多極共存型民主主義とガバナンス …… 岩崎 正洋

日韓国交正常化交渉における竹島問題 …… 安藤 貴世

——「紛争の解決に関する交換公文」の成立をめぐって——

研究ノート

社会関係資本のダークサイドに関する一考察 …… 稲葉 陽二

論 説

日本の人的資本と経済成長 …… 坂井 吉良

政経研究 第四十七卷第四号 目次

論 説

東アジアにおける新しい地域主義 …… 佐渡友 哲

——EAC構想におけるサブリージョンとしてのGMSとNEAS——

一九七〇年代後半から八〇年代アメリカの貿易収支赤字の拡大とEximbankの活動 …… 山城 秀市

新疆「七・五」事件と中国のインターネット規制 …… 山本 賢二

日米対立の史的構図 …… 秦 郁彦

懐疑と実践 …… 杉本 竜也

——アレクシス・ド・トクヴィルによる「新しい政治学」——

三位一体の改革と経済波及効果を考慮した地域別帰着分析 …… 斎藤 英明

——二〇〇五年全国地域間表を用いた分析——

研究会報告要旨

【平成三二年度第一回公共政策研究会 平成三二年九月二四日】
行政広報とコミュニケーション戦略 …… 岩井 義和

イギリス新救貧法原理の形成過程に関する研究

矢野 聡

1. はじめに

若き大河内一男がはじめて東京大学経済学部の記事に発表した論文の題は「政策家としてのマルサス^①」であった。その内容は、イギリスの産業興隆期の過剰人口を一八三四年の新救貧法との関連でとらえようと意図したものであった。この論文についてその後、大河内一男は、次のように述べている。「マルサスに関する問題は、一応そこで断ち切れています。プーア・ローを入念にやろうという意図は中断されないで、その後も文献その他の蒐集はやっています」。その理由として「一八世紀における『貧民』問題、その中からどうやって近代的な賃労働が作り上げられるのだろうか、それに対して長い歴史を持つプーア・ローはどんな役割を果たすことができたのか、それをやってみたかったのです。つまり、労働力の原資蓄積との関係でプーア・ローやこれに関連する当時の労働政策を検討したかっ

たのです。その大詰めは一八三四年のプーア・ローの改正であり、マルサスはその改正法の思想的指導者だといつてよかつたのです⁽²⁾と述べている。今日、わが国のイギリス救貧法研究の分析は、彼が指摘した当時の水準に比べてだいぶ進んでいる。大河内の新救貧法に関する見解をここで吟味するつもりはないが、戦前の時代における彼の救貧法研究に対する視点の鋭さとその直感の正しさは、輝きを放っている。本稿では、初めに経済史的な分析視点として、大河内一男が把握したマルサスの経済思想をはじめとする救貧法抑制論が新救貧法の原理に連なる思想に与えた影響について、従来におけるわが国の研究水準から分析、考察が不十分であつた部分を解明することを目的とする。次に、こうして得られた事実と同じ重要さで分析しなければならないイギリス法における救援抑制原理と *right to relief* 及び最低生活原理の基礎概念の所在と法的役割の関係、という複雑な諸点について考察を深めたいと考える。

社会政策学の分野におけるイギリス救貧法研究は、一九八六年の大沢真理の業績以降⁽³⁾に進んでいないとはいえず、今日でもその重要さを決して失つてはいない。むしろそれどころか、今日の日本における賃労働のあり方と最低生活保障の分析の観点から、原初形態を探るうえで得られるべき知見は豊富であるといつてよいであろう⁽⁴⁾。本稿は、多方面からの分析が可能な新救貧法の研究の中から、その原理と呼ばれる考え方が発生した過程を分析することを通じて、イギリス救貧法研究の新たな地平を示すことを目標とした。この視点は、大きく二つに分けられる。一つはワークハウス・テストの原則（院外救済の廃止）と劣等処遇の原則が発生した根拠、および中央集権行政を導く理論的根拠である。そしてもう一つは、大沢真理もこだわつた *right to relief* の発生と展開、すなわち法制度に内在する社会保障思想の考察である。特に、この分野で際立つた業績といわれるウェッブ夫妻の歴史観とその政治性から離れて、当時の救援抑制と最低生活保障の意味について考察したい⁽⁵⁾。

2. 新救貧法原理の基礎となったノッティンガムシャーの改革者たち

一九世紀の新救貧法が行政制度の改革とワークハウス収容によって近代の貧民処遇、とりわけ労働者階級及び生活困窮者の処遇に与えた影響については、いまさら説明する迄もない。社会保障・社会福祉の歴史を取り扱う教科書にはほぼ必ず紹介され、この分野で新救貧法の原理を知らぬ者はいないといつてよいほどである。一九三四年にまとめられた王立委員会の報告書と、同年に議会で成立した法律の条文によると、この新救貧法の原則は、以下のとおりである。

- (1) 自律的で非効率な救貧法行政を効率化させるために、中央集権的な近代行政制度の下で新しい救貧法行政を行う。
- (2) 在宅で給付される院外救済を廃止し、生活に困窮した有能貧民は、ワークハウスに収容する（ワークハウスのテストの原則）。

(3) ワークハウスの救済の基準は、施設救済に頼らずに最低生活の状態⑦で自活している労働者の生活状態よりも上回ってはいけない（劣等処遇の原則）。

ウェッブ夫妻の著述によれば、新救貧法は、当時のイギリスにおいて革命的な立法と呼ばれ、一八三二—一八三四年の王立委員会による議論⑥では、過去において救貧法の運用実態について政府が行ったことのない全国的な調査とその調査結果を基礎にした⑦。しかし、実態に即したとはいえず、当時のロンドンの経済学思想、政治思想とが入り混じって、恣意的な解釈が入り込む余地を残した。全国の調査も実際に機能していた救貧法行政とは、かけ離れた場合もあり、失業者や労働者の生活水準に関する十分な分析がなされたとはいい難かつた⑧。この見解については、その後

イギリスで論争もあつたが、今日の学会では事例の取り上げ方、統計処理の方法等に不十分さがあつたことは定説となつて⁽⁹⁾いる。すなわち経済思想では、ジョセフ・タウンゼント (Joseph Townsend) の貧民観⁽¹⁰⁾やマルサス、そしてリカードウ等の、賃金基金説を唱える経済学者による「貧民抑圧政策」およびこの原理の確立を促す経済思想、また政治思想、法哲学思想にはジェレミー・ベンサム (Jeremy Bentham) があり、ベンサムの弟子によつて救貧法改正が指導されたのは周知の事実である。

この一八三四年報告の原型となつたものが、一八三二年報告であつて、この報告の基調のほとんどを担当したのはベンサマイトであり、オクスフォードの教授であつたナツソウ・シーニア (Nassau Senior) と、ベンサマイトとしてさらに有名なチャドウィック (Edwin Chadwick) の手による。一八三二年報告の概要は、次の通りである。

- (1) エリザベス救貧法は非効率で高くついている。
- (2) 院外救済制度は、怠惰を助長する。
- (3) チャドウィックは、「貧困 (poverty) 者」と「生活困窮 (indigence) 者」を区分した。
- (4) 「生活困窮者」のみが、救済の資格がある。
- (5) 救済に関して、これ以上の金銭の支出はできない、したがつて、ワークハウスによる慈善事業が行われるべきである。
- (6) ワークハウスの状態は、これを選んだ人々の誰もが失望するぐらい厳格でなければならぬ。そしてこれを行おうとするワークハウスは、最低の賃金を受給する労働者 (lowest-paid labourer) よりも悪い状態であるべきである。

ナツソウ・シーニアは、報告が事例を収集する前から、彼の持論であった自由放任主義、救貧行政の是正、そしてスピーナムランド制度など、院外救済の廃止を唱えていた。一方、地方の調査事例から論を進めたチャドウィックの確信に近い主張に深い影響を与えたのは、ニコルズ (George Nicholls) のノッティンガムシャー、サウスウエル地区の救貧行政の実際を基にした思想の表明である。サウスウエルの事例を全国的に紹介したニコルズは、一八二〇年代から王立委員会の注目を集めるような論文及び書簡を多く出していった。そこには、彼のオリジナルではないが、彼独特の用語がちりばめられていた。すなわちサウスウエルは、院外救済の廃止によって救貧税負担を軽減化し、救済がワークハウス内で行う政策として「非窮乏化 (depauperised)」を提唱していた。ワークハウス収容の内容は、最低限の医療と食物の供給のほかは、ほぼ物的援助を与えない、というものであった。これに伴う「劣等処遇 (less eligibility)」もまた、ニコルズのオリジナルではないが、彼のこの原則の提唱がチャドウィックを刺激し、あたかも彼が発案して原理となったように理解された。しかし、これは以下に証明するように、チャドウィックが王立委員会報告においてサウスウエルの成功事例を新救貧法の原則として採用し、これを全国的な仕組みにしたものである。

ところで、先に述べた新救貧法の原則は、それではどのような救貧法行政効率の成功体験による事例から裏付けられたのだろうか。実はこれを教区の成功体験としてアピールしたのは、ノッティンガムシャーの救貧法行政に直接従事した者たちの報告であった。ウェップ夫妻の著作では詳しく分析されてはいなかったが、イギリス救貧法研究において、「ノッティンガムシャーの改革者」という名称を用いて、新救貧法との影響を強くアピールしたのは、マーシャル (J. D. Marshall) が発表した一九六一年の論文である。¹¹ マーシャルによると、ノッティンガムシャーの改革者として挙げられる代表者の数は四人であり、その筆頭が、ここで紹介したニコルズである。マーシャルの所論に従つ

て、四人の人物と主張した論点について述べてみよう。

ニコルズはよく知られるように、「イギリス救貧法史」を著し、のちにアイルランドに向いてアイルランド救貧法を創設した救貧法の専門家であり、新救貧法成立後は一八三四年救貧法コミッションナー (PIC) の代表の一人に就任した。ニコルズが救貧行政とかかわりを持つのは、直接的には一八二二年にビーチャー (Reverend J. T. Becher) の要請を受けて、サウスウェル地区の有給貧民監督官になって後であるが、一八一九年に彼はサウスウェルに居住することになった¹²。すでに以前の居住区で貯蓄銀行や教育の仕事を通じて貧困と深くかかわっていたニコルズは、救貧法救済に関して、古くからの居住者が救貧法給付に依存しがちであり、新しく参入した居住者は、たとえ貧しくなっても救済の申請を安易に行わない傾向があることを見抜いた。またニコルズ自身、当時の経済学の造詣が深く、彼の「イギリス救貧法史」にも著しているように、景気変動による失業現象が貧民の困窮を助長しており、一方では従来の救貧法救済システムが、貧民の怠惰を助長していると述べた¹³。同年から「ノッティンガム・ジャーナル」に掲載された彼の論文は、かつて外国航路の船長としての経歴を有するニコルズの経済理論として紹介された。その内容は次のようなものである。すなわち、賃金は労働者階級の生活状態を規定するものだが、スピーナムランド制度等の救貧法による賃金補助と労働者階級の望ましからざる人口増加は、やがて賃金基金の一部を慈善事業からも調達しなければならなくなる。だがこの理論は、今日からみれば当時マルサス等が唱えていた賃金基金説と人口増大説から影響を受けた程度の学説であり、経済学史的に注目するほどの論点を備えているわけではなかった。マルサスの理論と同様に、ニコルズは、もし救貧法が改革されなければイギリスの労働者の生活は悲惨な状態になり、ひいてはそれが国家の運営基盤を揺るがすという悲観論を唱えた。こうしたマルサスに代表される「憂鬱な科学」としての経済学の視点

の影響は、ほかの三人にも当てはまっただけでなく、イギリスで救貧行政に従事していた当時の厳格な治安判事や貧民監督官の共通の認識であったと思われる。¹⁴一八二三年にニコルズが出版したパンフレットは以下で述べる他の三人が開拓した考えであったが、一八二四年に下院で開かれた「労働者の賃金に関する特別委員会」に「劣等処遇の原則」の応用として取り上げられた。

次がビーチャーである。聖職者であった彼は、サウスウエルのワークハウスの建設にかかわり、当時としては画期的な収容構造の斬新的施設の設計を指導した。こうして作ったワークハウスの収容者への、従来に比べた過酷な処遇による効率的行政が、救貧法支出を抑制できることを実証した人物であった。ビーチャーは、一八一六年以来、四季合同裁判所の議長であり、さらにそれ以前の二八〇二年からサウスウエル地区の教会行政を行っていた。聖職者としてのビーチャーは、一七九三年から救貧法行政に関心を持つようになった。先に述べたようにニコルズをサウスウエルの貧民監督官として迎え入れたのもビーチャーであった。彼は一八〇六年に「サウスウエルの上院に対する報告」を提出した。その内容は刑務所の改革であって、厳罰的であると同様に改革的である、と述べている。今日、マイケル・クインの編纂によって、この時代にベンサムが行った救貧法改革の提言について知ることができるが、ビーチャーは明らかにベンサムの所論に強い影響を受けていたものと推測できる。一八一八年に彼はサウスウエル地区で貯蓄銀行 (saving bank) を奨励する責任者として活動した。これは、当時ベンサムが救貧法の改革を唱えるとともに刑務所の改革を唱えたこと、および貯蓄銀行の設立が奨励されたことと、きわめて類似している。¹⁶また当時発表されていたマルサスの「人口論」、一八一七年版においても、この活動が奨励されていた。つまり、ビーチャーは熱心なマルサス主義者であるとともにベンサム主義者でもあったと思われる。

ビーチャーとニコルズが、救援抑制的救貧法の思想に関して互いに影響を受けあったのは事実である。しかし当初マルサス的な「救貧法解体論」にくみしていたビーチャーの議論は、次第に救貧法改革論へと進んでいた。彼の著書「アンチポーパーリズム(一八二八)」の趣旨は、非効率でしかもそれが恣意的であるような救貧行政の効率化と、施設内収容者の「最低生活」を、自分が所轄するサウスウエル・ワークハウスを通じて改善、効率化できるというものであった。その内容はワークハウス入所を厳格に行うことで、入所者の管理を徹底するとともに、居住者の生活を限りなく「最低」に近づける手段を、出版等を通じてオープンに提供した。さらにワークハウスの収容者の類型化をもとにした抑制政策、会計基準の統一、中央集権化された教区連合方式の推奨、さらには「罪のない貧者」¹⁷のためのコテージ、勤労のための小さな庭、在宅患者の医療診療所、ワークハウス病院、貯蓄銀行、友愛組合、ペニークラブ、自由学校、自由図書館等の奨励を行った¹⁸。ここからもわかるように、「ワークハウス原則」と「劣等処遇原則」の起源となるビーチャーの著作は、貧困が個人の責任であるというような独善的なドグマによって支配された概念では決していない。いわば、当時の貧民の「最低生活」はどこに置かれるべきか、さらにそれは当時の労働者の賃金とどう異なるのか、について明快に述べたものであった。それはワークハウスの維持を含む、救貧法行政の合理的指南書としての役割を果たしていた。ビーチャーの著作は一八二八年に出版され、また第二版が一八三四年に出版された。前者は収容者に対して比較的厳しくはなかったが、一八三四年の第二版では救援抑制の積極的局面が強調された¹⁹。ビーチャーが著した「アンチポーパーリズム」の全国的反響は大きかった。例えば、クツカム地区のワタレイ(Whateley)は、ビーチャーの方法を採用して、実際救貧税の削減に成功した。マーシャルは、この成功例がチャドウィックのベインサム理論を刺激したと述べている。実際ケンブリッジシャーの多くの牧師がビーチャーの方法を採用した。ビー

チャーは、ニコルズと競うようにこの事実を主張することによって中央に自分の注目を集め、行政能力をアピールしようと努力したが、その表現能力はニコルズより劣っていたようである。一方ニコルズは、親交のあったコーウェル (Cowell) を通じて、自己アピールを政府の中央部に印象付けることに成功していた。コーウェルはピール (R. Peel) の友人で、ナッソウ・シーニアとも関係が深かったからだといわれる。マーシャルによれば、ピーチャーは、劣等処遇の彼の思想によつて、後に一応イギリス紳士録に名を連ねたが、彼の死亡時には、業績の記事はほとんど取り上げられなかった。後の王立委員会でも、ニコルズ以外のメンバーは、聖職者としてのその厳格性による抑圧が貧民に与えた影響について不当に強調されて、ともすれば誤った視点で評価された。

ピーチャーが「アンチポーパーリズム」で具体的に示した收容者の間取り、費用、一週間の食事の内容、障害者や老人、病弱者の取り扱い、收容者の分類、記録の仕方等は細部におよんだ。同時にそれは、居住空間を一点に集中させた、生活困窮者の「最低生活」の具体的基準とその事例を確立した人物として、今日において評価されるべきであろう。

三人目はルーベ (Reverend Robert Lowe) である。聖職者であったルーベは、ビンガム地区の救貧行政を通じて貧民抑制政策をミッドランド地域においてニコルズよりも早く提唱した人物であった。⁽²⁰⁾ 厳格な気性であったと言われたルーベは、ピーチャーと「アンチポーパーシステム」という概念についての起源とひらめきを激しく争った人物であったが、彼の反窮乏システムは、ピーチャーに比べてより救援抑制的で、専らワークハウスの合理性によつて、收容の恐怖を助長するという論に立った。だが、知見の重要性に比べて、それを立証するための彼の立論は、粗野で不完全なものであった。⁽²¹⁾ しかし、ニコルズと協同することによつて、彼の思想は大きく広められるようになった。マー

シャルによれば、「劣等処遇 (less eligibility) の原則」を提唱したのはルーベであるという。ニコルズは、一八二一年の八月と一〇月にビンガムを訪れ、ルーベと会話を交えた後、劣等処遇による救援抑制策について確信するようになり、その後のサウスウエルにおける政策の基になった。この考え方は、ニコルズによって一八二一年一〇月一三日の新聞「ノッティンガム・ジャーナル」に掲載された。しかし、これ以前の八月一八日の同紙に、ルーベはすでにこの考え方を表明していた。すなわち、「プアハウスをわが労働者階級が恐怖としてみるようにすべきで、その建物の収容者であったことが父から子へと続いてとがめられるようにすべきである」と表明していた²²。実際彼は、一八一八年にビンガム教区で三年の間に教区の貧困者の支出を三分の二に削減した。削減内容は、コテージの賃料の廃止、在宅手当の削減、私生児の引き取りの拒否、そして後にニコルズの主張となるワークハウスの効率的抑制的使用であった。具体的な救援抑制手段とは、生活困窮者に対してはその世帯主にだけ援助を与え、その援助の範囲内で妻や家族を支えてもらう、という方法であった。このやり方は、さすがに一八三三年に補助コミッションナーから批判された。ルーベは厳しい方法を提唱したが、マーシャルによれば、後にビーチャーが行ったようなワークハウス収容の際に男女や家族を分離するとか、雇用や教育を別個にするということはしなかったといわれる。さらに彼の担当した教区では、一八三三年の時点でおお妻や子供に対する在宅援助、すなわち院外救済がおこなわれ、生活に窮した靴下製造機械工の食糧の自給ためのジャガイモ畑も存在していた。

結局ルーベは、劣等処遇の原則を提唱したがそれは不徹底なものであり、その名を救貧法改革者として不朽なものにしたのは、そのアイデアを借りてさらに発展させたニコルズであったといえる。こうして、ノッティンガムシャルによって確立した劣等処遇の原則を理論的に整理して唱え、新救貧法原理として影響を与えた人物は、ニコルズで

あった。この原則を新救貧法に入れ込むのはチャドウィックであるが、ルーベとニコルズによるこのカウンティの経験に裏打ちされた具体的成功事例と、彼らが影響を受けたベンサムやマルサスの思想及び経済学理論なしに、この原則が浮かび上がるはずもなかったのである。

そして四人目がバーネット (Absalom Barnett) である。マーシャルによれば、バーネットは旧救貧法に対する批判の急先鋒であった。彼は聖職者として、「社会的害悪 (social evil)」と救貧法を最小限化するという考えの持ち主であった。バーネットの説によれば、ロンドンで問題になっているような従来の救貧法救済のための地方税負担は、実際はそれほど過重ではなかったこと、むしろ工業化による人口増加と都市流入による貧困層の救済が大きな負担であったことによる⁽²³⁾。ここから、イギリスにおける教区特有の「よそ者嫌い (xenophobia)」の文化と融合して、当時の経済学に依った、特に外部から流入した貧民抑圧説を提唱することになったと彼は推測する。しかし総体からいえば、今日の新救貧法に関する歴史的な意味におけるバーネットの業績の比率は、前記の三名ほどに顕著ではない。

一八二〇年代のノッティンガムシャーは、イギリスでもっとも工業化された五大地方のうちの一つであった。それは、以前から編み物工業の中心地区として有名で、周辺の地方もまた編み物による製品化の産業で潤っていた。古いレース編みのマニユファクチャー産業は、職人の専門性を必要としたが、それが当時編み機による機械工業に転化し、その機械工場はノッティンガムに集約してきていたのである。さらに機械の動力のもととなる火力としての石炭が付近で産出し、その輸送に運河が用いられるようになること、運河の建設と輸送路の開発によって一層の発展を遂げることになった。こうしてノッティンガムはレース編みと靴下編み工業の中心地となったが、そこに居住していた農業従事者の賃労働者への転化と、他地域から流入した賃労働者によって支えられるその発展は不均衡な、苦痛を伴う現象

をもたらした。

マーシャルによると、当時この地域に流入した人口は、全国平均を上回り、それは工業地区、農業地区ともに伸びているが、とりわけノッティンガムに人口の多くが集中する、という状況であった。人口増として流入した主役は、農業労働者や自由人であった。しかし、当時の救貧法行政当局者の姿勢は、上記で示したように貧困者に救援抑制的に示された。例えば、一七九五年にバークシャーの治安判事が決定した賃金補助としての救貧法の院外救済給付、いわゆる「スピーナムランド制度」に対しては、合議により即座に採用しないことを決定した。しかし、一九世紀にはいると、スピーナムランド制度による労働賃金補助の影響は徐々に周辺地域におよび、救貧税の制御が薄くなり、この地区でも農業従事者の多い教区から次第に浸透し始めた。⁽²⁵⁾ こうした経緯の下で、救貧法行政に従事する「改革者」たちが、救貧法問題に関する当時の最先端の政治・経済論を応用しつつ、「救援抑制」の実践論に具体化したのである。

3. 法的視点からの救貧法

冒頭で述べたように、これまでのわが国の救貧法及び救貧法史研究は、経済史からみた分析を専らにしている。しかし、新救貧法原理を社会政策的動きとして捉える場合、イギリス救貧法に関する研究も一八三四年法の性格を分析する上で法律学的視点が欠かせない。ここで救貧法を法制史的にとらえ返してみよう。

よく知られているように、イギリス（イングランドとウェールズ）で救貧法が形作られる一六世紀において取り上げなければならぬのは、同じ時期にヘンリー八世で始まり、エリザベス一世の初期に確立した宗教改革、すなわち国

家としてローマ・カトリックからの離反とイギリス国教会の成立を見る必要がある。これ以降、国王および議会による法と同等に併存した道徳的権威および困窮者への援助組織として君臨していた教会による司法的権限は、次第にその効力をなくしていった。プラグネット（一九五六、邦訳一九五九）の「イギリス法制史」によれば、チューダー王朝の治世のすべてにおいて大臣の職の重要性が高まると同時に、国王評議会の優位性が認められた。これによってヘンリー八世は議会で教会問題を取り上げる、という画期的な決定を行なった。この結果、カトリック教会の財産が没収され、教会法の失効と議会の全能性が樹立された。その後、特に土地及び不動産に関する法においてローマ法の教義を完全に打ち破って、イギリスではコモンローがすべての家族財産の法的基礎となった²⁶。したがってエリザベス救貧法を含む一七世紀以降の法と政治は、イギリス下院とコモンローの連携によって形成されるのである。

ところで、家族および財産に関するコモンローが扱う領域は、当然ながら国王の権限および土地・金銭所有者の法的調停に関わるものであり、言い換えれば支配者と土地所有者、そして富豪な公民を主な対象としていた。こうした法制度の下では、貧民は長い間国王、貴族、土地所有者等の所有物の一部としての地位に甘んじていた。しかし貧民の問題でいえば、一四世紀中葉に大流行した、ペストによる農業労働力の劇的な減少を契機として、イギリスの独自の身分構造の変化が確立する。

救貧法研究の古典の一つであるシュバイニッツ（Karl de Schweinitz 1943）の著作によれば²⁷、イギリスにおける社会保障の歴史の端緒は一三四九年に発令されたエドワード三世の「労働者条例（Statute of Laborers）」である。その歴史的転機は、「ペスト、すなわち黒死病（Black death）」による人口の急減、及び社会不安である。またこれとは別にエドワード三世の時代は、イギリスとフランスとの間で、いわゆる一〇〇年戦争がおきていた。戦争勃発の原因のひ

とつには、フランドル地方の毛織物工業の利権の獲得もあつたことは有名である。一三四八年のペスト大流行以来、農村人口の減少に直面した当時の地主階級（騎士以上）の多くは、農地を小麦畑から牧場に換えて羊の放牧を行った。一方、フランドル地方の毛織物職人をイギリス本国に迎えることによつて、自国の毛織物産業を振興しようとした。この結果、羊毛の需要と生産量は増加し、イギリスの毛織物工業が興隆する端緒になつたのである。労働者条例の内容は、農業労働者の賃金や職人の賃金を、ペスト流行時以前よりも上回らないように規制するものであつた。だが、実際にはより高価な賃金を目指して、農民が移住し、季節的移動を行つたといわれている。ペストによる農業人口の減少は、イギリス各地で大きな変化を招いた。それまでのイギリスの土地所有は、国王とそれに従う貴族階級との封建的關係によつて成り立っていたが、実際に土地を耕すのはヴィレンと呼ばれる農奴であつた。ヴィレンは土地所有者に縛られて、労働移動することはなかつたが、この事件以降自分の土地から移動することになつたのである。すなわち、農業労働力の不足した地方の地主に、よりよい条件、すなわち農奴の身分から比較的自由的な保障を与えられた小作人 (tenant) として新たに従事するか、または自由労働者として雇用される道を選択するものが現れた。地主たちも、自分のヴィレンを手放すことのないように、小作の条件を緩和し、無償の労役から小額の労賃を与える等の待遇改善を行い始めた。また都市部では新たな職業階層が出現した。主に都市に居住して鍛冶屋や革製品、それに毛織物に従事する、いわゆる職人層という、地主、農民以外の階層が発生した。これらの新しい層は、大工や石工などの旧来の職人と同様に、労働者条例によつて自らの存在を認知されることになつた。

農村および都市における斬新的ではあるが確実な産業構造の変化は、特に貧民に対して急激な生活上の変化を強いた。都市職人層の興隆はプラスの面での変化であつたが、貧民が新たな農業労働者、自作農、ないし自由人および職

人層として、自己の身分を成功裏に形成できたものがいた半面、多くの人々はこの変化に適合できなかった。同時に進行していたのは、「猛々しいハジギ (Valiant Beggars)」と呼ぶ、労働を嫌い怠惰と悪徳に生き、しばしば泥棒や他の不快な行為を行うものの発生であった。労働者条例はこの行為の禁止と彼らへの抑圧をも規定するという、大きな目的も有していた。⁽²⁸⁾ シュヴァイニッツは、この規制こそが「アングロサクソン政府が、以後六〇〇年にわたって経済的困窮の問題に立ち向かう、長く多様な法と制度の始まり」と述べている。⁽²⁹⁾ この労働立法は、価格と賃金の決定、労働契約の順守という複雑な過程を構築して労働市場に介入し、規制しようとした。そしてこの立法を実施するという困難な仕事を担うために、「労働裁判官 (Justice of Labourers)」を設置した。このようにして、救貧法に至る行政制度が形成されたのである。

4. 救貧法行政の確立

ところで、イングランド農村部におけるヴィレンの分解過程、すなわち自由人的農業労働者の形成と自由人の自営農 (ヨーマンリー) 化は、チューダー王朝のころまでにはほぼ完結し、イギリス貧民は農奴制から贖本保有制 (copyhold) へと移行する。⁽³⁰⁾ しかし一方では、中世絶対王朝の完成期といわれるエリザベス朝の末期に発生した、急激な産業構造の転換と農業不況による貧民の経済的困窮の問題が深刻化し、したがって新たな立法が必要になった。これがいわゆるエリザベス救貧法である。こうしてみれば、封建身分制の最下級の層のうち、ある者は自由人から土地保有者や独立自営業者として、あるいは職人階級として自立したが、それ以外の多くの人々は、エンクロージャーによって土地から引き離され、さらにこの時期の農業の不作等の要因もあって、生産手段を持たない生活困窮者となった。彼らは、

その個人的性格の良しあしにかかわらず、生きるために浮浪化したのが、中世の絶対主義王権を確立する上で必要な、伝統的封建身分に代わる新たな受け皿も整わなかったもので、とりあえずは法整備をもとにした政治的解決が必要となっていた。こうして、貧民の救済と浮浪者の抑圧を共に備えたエリザベス救貧法に至る一六世紀の旧救貧法の諸立法の構築によつて、中世の貧民処遇の仕組みが確立するのである。

救貧法という法制度を執行する機構として、治安判事 (justice of the peace) の存在が重要となる。プラグネットによれば、大憲章・マグナ・カルタがイギリス国家の形態を規定する法制度および政治体制の基礎となっていた。司法は国王直轄下のウェストミンスターのほか、大多数の陪審 (assize) が係争の現地である土地の所在する州で選ばれなければならなかった。したがって、ウェストミンスターから遠いところで裁判を開始できないので、国王は州で陪審の査問を行うため、定期的に受命官 (commissioners) を派遣する制度を構築した。この仕組みは、エドワード一世の時代（一二八五年）に、徐々に巡回陪審裁判制度 (system of nisi prius) という仕組みとなった。巡回陪審員制度というのは、ウェストミンスターの民事訴訟裁判所で一度訴答を行つて争点を決定したら、当該の地方の巡回陪審裁判官の面前で評決を行うことができるというもので、地方の多くはこの制度を採用した。やがて時代を経るとともに巡回陪審裁判制度は拡大し、刑事巡回裁判、在監者釈放のための巡回裁判にも適用された。治安判事制度の成立は、各地区の、主にカントリー・ジェントルマン階層が担った巡回裁判制度の下で、治安の維持がゆだねられたところから出発する。一二世紀終わりごろから彼らは「平和の保持者 (keepers of the peace)」³¹と呼ばれたが、その職務内容は主として行政的かつ警察的な性質をもつものであった。一三四四年になると、二名または三名の各州の名士の階級の者は、国王の授権によつて平和の守護者の任に就かなければならないこと、また被疑者を管理するだけでなく、審理す

る権限も認められた。こうして刑事巡回裁判の授權者（裁判官）と彼らは協力して刑事裁判や治安維持の審理、処罰を行った。

そして先ほど述べた労働裁判官と平和の保持者は、一三六一年に「治安判事」という名で一つに統合された。言い換えれば、旧救貧法時代のイギリス司法及び行政は、実質的に一万五〇〇〇あまりに区分された教区と、国王から指名されたおよそ五〇〇〇人の治安判事によって、救貧行政のほかに刑務所や收容所（asylums）の管理が行われていた。治安判事は他の大多数の中世の機関と同じように、大小二種類の会合を開いた。大きな会合は一年に四回開催され、「四季裁判所（quarter sessions）」と呼ばれた。四季裁判所の下には、「小治安裁判所（petty sessions）」があった。これは四季裁判所への控訴管轄権を持つとともに、チューダー朝以降は多くの裁定法によって、陪審なしで略式裁判を行う権限が与えられた。通常は二名ないしそれ以上の治安判事によって救貧法の裁定や比較的軽微な犯罪の略式裁判が行われたのである。

5. まとめにかえて

ノッティンガムシャーの改革は、主にニコルズの才能による注目を集める手法と宣伝によって、王立委員会をリードしていた中央のベンサム主義者の目にとまり、それが成功例として救貧法改正思想の原理となった。ニコルズの救貧抑制策に追随した教区は、例えばエセックスのスタンフォードリバー、グローチエスターのウエルウィンとユーレイ等がその方式を採用した。しかし、救貧法史研究において、すでにみてきたように、ニコルズのオリジナルな発想や思想的影響が、過大に評価されているという点が指摘できる。極端にいえば、ニコルズはノッティンガムシャーの

仲間が唱えていた理論や方針にヒントを得て、それを自分に引き付けて、サウスウエルで実験したと称し、中央政界にアピールした。ただ会計上の才能があったニコルズは、自身の救貧法史で、就任した一八二一年から二四年の間に、サウスウエルの救貧法経費を劇的に下げたことを誇らしく著述している³²。さらに、この中で新たなサウスウエル・ワークハウスの建設にも触れ、院長とその夫人を求人制によつて採用する、収容時に両性を区分する、さらに高い塀を作つて外界と遮断する、等の施策を描写しているが、厳密に言えば、一八二四年から救援抑制原理に基づいて、後のワークハウスの見本となる巨大で最新のサウスウエル・ワークハウス建築を指揮したのはビーチャーであつた³³。またニコルズは、景気の循環による雇用の変化を見抜いておらず、マーシャルは彼が実験して救貧法支出の削減が実現した時期は、周辺の産業の需要により、雇用の吸収が行われた時期と符合するという研究もある、と述べている。ニコルズは、これ以降サウスウエルから離れ、運河の経営に専念する。したがつてサウスウエル・ワークハウスの場において「反窮乏化」の実験を実際に遂行したのはビーチャーであつた。しかしニコルズは、彼の救貧法史の著作においてもビーチャーの業績を高く評価することはなかつた。結局ノッティンガムシャーの改革において、実質的に最も功績があつたのはビーチャーということになる。しかしこの事例によつて救貧法中央行政の代表としてロンドンのサマセット・ハウスの救貧法コミッショナー（PLC）に選ばれ、活躍したのはニコルズであつた。こうした事実からそのアイデアを応用したニコルズが、自らの正統性を強調するためにビーチャーの新救貧法に与えた功績を不当に評価した、という指摘もある³⁴。しかし、チャドウィックが新救貧法原則としてノッティンガムシャーの事例を取り上げたのは、あくまでもニコルズのコーウエルとの交友を通じてであつた。またニコルズがその後サマセット・ハウスやアイルランドの救貧法行政で活躍できたのは、ノッティンガムシャーの改革者の存在があつたからである。新救貧法の

精神とその行政を、イギリスのみならずアイルランドまで含めて普及したその能力は、ニコルズならではものといえる。

ここで新救貧法の原則と *right to relief* との関係についても一度吟味してみよう。一八世紀までの定住法による慣習法的裁定からすれば、イギリス国内の居住権を得ることと救貧法受給権は連動していた。この概念を、おそらく決定的なまでに明瞭に定義したのは、ベンサムであろう。ベンサムの救貧法に関する書簡は、一九九〇年代までごく一部の者にしか明らかにされていなかった。当時のイギリス指導者のほとんどが影響を受けたであろう、彼の見解は、したがってそれ以前のほとんどの救貧法研究者が検討したくてもできないものであった。ところが今日マイケル・クウィン (Michael Quinn, ed. 2001) が編纂したベンサム書簡集によって、それを知ることができる。ベンサムは *right to relief* つまり救済を受ける権利がイギリスのコモンローから発生するものだとし、その表現を *no man, settlement or no settlement, shall be left to starve* としている。⁽³⁵⁾ それは、定住法による戸籍の確立によって被救済権もまた生じることを意味しており、ギルバート法 (一七八二年) によって導かれるとしているが、これについては、紙幅の関係から別稿で詳しい検討を行う必要がある。しかし、産業革命、アメリカ独立戦争、フランス革命、そして第二次エンクロージャーを含む、この時代の人口の都市化と流動化は、結果として実際の旧救貧法行政の持続を困難にした。⁽³⁶⁾

一八世紀末から一九世紀初頭にかけての救貧法論議における救貧法解体論者の視点でいえば、ジョセフ・タウンゼントは自然科学者の立場から自然法の原理の擁護と適者生存の原理、後に命名された「社会ダーウィニズム」の理論からこれを説き起こした。一方マルサスは人口の不可逆的增加と賃金基金説から、この流れを阻害する制度的仕組みを取り除くという観点で、結果としての「社会ダーウィニズム」にくみし、救貧法解体論を展開した。マルサスによ

る当時の経済学としての社会科学的分析手法は、基本的にリカードウにも継承された。これら救貧法解体論が一方で存在しながら、法哲学者ベンサムは一八世紀の末から彼の論文で、救貧法の不備を指摘しながらも、その存在自体を否定しようとはしなかった。またよく知られた事実であるが、マルサスの「人口論」一八一七年版が発表されて以降数年間は、マルサス理論の徹底化すなわち救貧法解体を図る意見が優勢であったが、その後この思想は一挙に葬り去られて、貧民をめぐる議論の中では有力ではなくなっていく。一方、この時代から労働者の権利を唱えるウィリアム・コベット等は、ワークハウス反対運動の中で、「院外救済の受給の権利」を唱え始める。

とはいえ、後のビクトリア朝時代につながるが、当時の議会に共通して流れていた貧民 \parallel 労働者階級に対する当時の知的エリートのお考え方は、決して抑圧的なものではない。むしろ労働者階級が、貧困から脱するための手段を積極的に提唱しようという、「期待的思想」であった。この「期待的思想」は、勤勉と節制を基礎とした「自助」と「自由放任」という楽観的概念を背景にしていた。さらに自由放任とは決してドグマチックな経済理論ではなく、むしろそれは効用の事例が唱えられる際の付属物である。当時活発化し始めていた宗教活動による新興中産階級による慈善活動はもちろん、救貧法改正による政策誘導の目標もここにあった。マルサスの理論が実効性を失い、救貧法が有する「怠惰」の側面が、新救貧法の原理に代わる時点でワークハウス收容主義や劣等処遇の原則に転化するのも、これを負の局面であったから、という見方をするのはすべて妥当とはいえないであろう。「自由放任」化が救貧法と慈善事業の両方による社会政策として遂行されるということは、当時の支配階級及び新興中産階級がむしろ積極的に受け入れた。つまり、救援抑制の背後にある思想は、新たに興隆した労働者階級の生活水準向上支援策であり、新救貧法は、その個人的窮乏化抑止策として現れた警告的装置でもあった。言い換えれば、一九世紀の市場の大転換は、社会

政策ないし行政の現実場面において必ずしも「夜警国家」を目標にしたわけではないのである。こうして、生活困窮者へのコモンローの伝統を引き継ぐ right to relief の概念は、その後階級闘争が激化する一九世紀のイギリス社会において一貫して守られ、結果的にプロレタリア暴力革命の緩衝装置として機能することになる。

すでにみたように、ニコルズによる多少の歪曲が指摘されるとはいえ、一九三四年の最終レポートにおける「劣等処遇」を基本にした新救貧法原理の源流は、チャドウィックやニコルズによるものではなく、他のノッティンガムシャーのメンバーによる発案であったことは明らかである。³⁷これは一八三四年当時の新救貧法行政のベンチマークが、農業地帯であるイギリス南部の賃労働者を意識して形成されたのではなく、むしろ中部の当時最も先進的な工業地域の救貧行政事例を基にした、という性格を持つという意味でもあった。したがってウェップ夫妻やカール・ポラニーの見解等³⁸に見られる、従来の賃金補助制度の浸透と、その反動としての新救貧法の原理との関係は、再検討を含め、さらに詳細な分析へとすすまなければならないと考えている。

またワークハウス原則と劣等処遇の位置づけについても、従来の労働者階級抑圧からの視点の見直しが必要であろう。たとえば「ワークハウス収容の原則」は、初期の近代的賃労働者階級の陶冶の手段として、先に述べた労働者階級の生活水準向上支援策と矛盾するものではない。また、最低の賃金を受給する労働者 (lowest-paid labourer) よりも悪い状態とする「劣等処遇の原則」は、貧民の最低生活保障が生存に必要な基本的生活物資、ストックとフロアの概念でいえば「フロアのみ」の限界を極めた事例が試される施策であった。しかし生存権の観点からすれば、法的規範としての right to relief が、新救貧法の施行による過酷な原理の応用という、この極限的施策においてさえ微動だにしなかった事実こそむしろ注目すべきであろう。こうしてイギリス新救貧法形成期の社会政策研究、すなわち、最

低賃金および最低生活保障の分野は、歴史研究を踏まえた新たな視点からの分析が求められているのである。

〈参考文献〉

- Anthony Brundage (1978), *The Making of the New Poor Law 1823-39*, Hutchinson & Co. Ltd.
Anthony Brundage (2002), *The English Poor Laws, 1700-1930*, Palgrave
J. D. Marshall (1968), *The Old Poor Law 1795-1834, Sccond Edition*, Economic History Society
Lorie Charlesworth (2010), *Welfare's Forgotten Past A Scio-legal History of the Poor Law*, Routledge
Peter Dunkley (1982), *The Crisis of the Old Poor Law in England 1795-1834: An Interpretive Essay*, Garland Publishing, Inc.
David Eastwood (1994), *Governing Rural England: Tradition and Transformation in Local Government 1780-1840*, Clarendon press · Oxford
David Englander (1998), *Poverty and Poor Law Reform in 19th Century Britain, 1834-1914 From Chadwick to Booth*, Longman
Steven King and Alannah Tomkins (2003), *The Poor in England 1700-1850: An Economy of Makeshifts*, Manchester University Press
William C. Lubenow (1971), *The Politics of Government Growth early Victorian Attitudes Toward State Intervention, 1833-1848*, David & Charles
J. R. Poynter (1967), *Society and Pauperism: English Ideas on Poor Relief 1795-1834*. London: Rought & Kegan Paul
- (1) 大河内一男 (一九三〇)、『政策家としてのマルサス』、『経済学論集』、東京大学経済学部
 - (2) 大河内一男 (一九七〇)、『社会政策四十年』、東京大学出版会、一八三―一八四頁
 - (3) 大沢真理 (一九八六)、『イギリス社会政策史』、東京大学出版会、なお同書は二〇一〇年、東京大学出版会から復刻版として出版されている。

- (4) この視点での研究として、森下宏美（二〇〇六）、「救貧法改革と古典派経済学」、『経済学研究』、北海道大学、第五六巻第二号、五一―六二頁、がある。
- (5) 大沢真理（一九八六）、同上書一六頁
- (9) Sidney & Beatrice Webb (1929, reprinted in 1963), *English Poor Law History Part II: the Last Hundred Years*, Frank Cass and Co. Ltd. pp.1-103.
- (7) それまでの救貧法に関する全国調査は、救貧税の統計以外は見当たらなかった。王立委員会は二六名の副委員 (Assistant Commissioner) によって、延べ三万の教区と集落を精力的に調査した。委員会はこの詳細な調査報告を基に、頻繁に委員会を招集し、議論した。
- (8) Ibid. pp.82-90.
- (9) 例えばブローグは論文で、一八三四年報告は「全体的に歴史的な価値がないばかりでなく、統計的でないことがにじみ出た代物」であると結論付けている。
- Mark Blaug, *The Poor Law Report Re-examined*, *Journal of Economic History*, 24, pp.229-245.
- (10) ジョセフ・タウンゼントによる救貧法論は、矢野聡（二〇〇六）、「救貧法思想における一八世紀イギリスの政治・経済・法秩序の転換 ―ジョセフ・タウンゼントの A dissertation on the Poor Law について―」、『政経研究』、日本大学政経研究所、四二巻二号、二五九―二八八頁、を参照いただきたい。
- (11) J. D. Marshall (1961), 'The Nottinghamshire Reformers and Their Contribution to the New Poor Law', *The Economic History Review* vol. VIII no. 3 April, pp.382-396.
- (12) 当時のニコルズの活動状況については、矢野 聡（二〇一〇）、「新救貧法下のワークハウス ―サウスウエル・ワークハウスの事例―」、『日本法学』、第七六巻第二号、日本大学法学会、二四九―二七八頁、に詳しい。ご参照願いたい。
- (13) G. Nicolls (1888), *History of the English Poor Law, II*, p.242.
- (14) Ibid, p.391.

- (15) George Nicolls, (1822), *Eight Letters on the Management of the Poor*,
- (16) ベンサムの救貧法論については、矢野 聡 (二〇〇八)「ジェレミー・ベンサムの救貧法思想 — 旧救貧法から近代社会政策へ—」、『日本法学』、第七四巻一号、日本大学法学会、二七—五三頁 を参照願いたい。
- (17) ビーチャーがいう、孤児や孤老、伴侶を亡くした女性や障害者のことである
- (18) Reverend J. T. Becher (1828) *The antipauper system; Exemplifying the positive and practical good, reared by the relievers and the relieved, under the frugal, beneficial, and lawful, administration of the poor laws, prevailing at southwell, and in the neighbouring district; with plans of the southwell workhouse, and of the Thurgarton hundred workhouse; and with instructions for book-keeping*
- (19) Reverend J. T. Becher (一八三四)、『前掲書』、同書は東京大学総合図書館に所蔵されている。
- (20) *Ibid*, p.388.
- (21) *Ibid*, p.388.
- (22) *Ibid*, p.388.
- (23) 実際、一八二一年—一八三三年まで、ノッティンガムシャーの一人当たり救貧税の納付額は、全国平均よりも低かった。
Ibid, p.385.
- (24) この部分に関しては、K. D. M. Snell, *Parish and Belonging Community, Identity and Welfare State in England and Wales 1700-1950*, Cambridge を参考のこと
- (25) 例えば南ノッティンガムシャーの九〇の教区は、子供の数が四人以上の家族について在宅の金銭補助を行っていた。*Ibid*, p.385.
- (26) プラグネット著、イギリス法研究会訳 (一九五九)、『イギリス法制史 総説篇』、東京大学出版会、八〇—八四頁
- (27) Karl de Schweinitz (1943), *England's Road to Social Security*, Pennsylvania Press, Perpetua Edition 1972
- (28) George Nicholls (1898), *A History of the English Poor Law*, vol. 2. London. pp.36-7

(29) Karl de Schweinitz (1943), p.1
(30) プラグネットによれば、このコモンローの存在によって従来あらゆる権利を認められていなかった農奴の身分が自由労働者になるとともに、彼の働く土地において慣習上の財産権を確立していった。コモンローも長い間彼らの権利を認めようとしなかったが、一七世紀初頭になってサー・エドワード・クック (Sir Edward Coke) が贍本所有権の請求を取り上げて、コモンロー裁判所による保護を彼らに対しても広げた。この時期はエリザベス救貧法と重なり、後に旧救貧法にとって重要な役割を果たす定住法の成立にも関連するのである。

(31) 前掲書、二〇四頁

(32) George Nicholls (1898), *ibid.*, pp.233-238.

(33) サウスウェル・ワークハウスの事例による分析は、矢野聡 (二〇一〇)、「新救貧法下のワークハウス — サウスウェル・ワークハウスの事例 —」、『日本法学』、第七六巻第二号、日本法学会、一四九—一七八頁、を参照いただきたい。

(34) Anthony Brundage (2002), *The English Poor Laws, 1700-1930*, Palgrave, p.55.

(35) Michael Quinn (ed.) (2001), *The collected works of Jeremy Bentham; Writings on the Poor Laws, Vol. I*, Clarendon Press・Oxford

(36) Lynn Hollen Lees (1998), *The Solidarities of Strangers, The English Poor Laws and the People, 1700-1948*, Cambridge University Press, pp.73-81.

(37) ここに救貧法に関する王立委員会の一八二四年の報告のうち、その原理に関する部分を原文のまま示す。

[Part II, Section 2]

PRINCIPLE OF LEGISLATION

II. 2. 9

And although we admit that able-bodied persons in the receipt of out-door allowances and partial relief, may be, and in some cases are, placed in a condition less eligible than that of the independent labourer of the lowest class; yet to

persons so situated, relief in a well-regulated workhouse would not be a hardship: and even if it be, in some rare cases, a hardship, it appears from the evidence that it is a hardship to which the good of society requires the applicant to submit. The express or implied ground of his application is, that he is in danger of perishing from want. Requesting to be rescued from that danger out of the property of others, he must accept assistance on the terms, whatever they may be, which the common welfare requires. The bane of all pauper legislation has been the legislating for extreme cases. Every exception, every violation of the general rule to meet a real case of unusual hardship, lets in a whole class of fraudulent cases, by which that rule must in time be destroyed. Where cases of real hardship occur, the remedy must be applied by individual charity, a virtue for which no system of compulsory relief can be or ought to be a substitute.

Copy of the Report Made in 1834 by the Commissioners for Inquiring into the Administration and Practical Operation of the Poor Laws

<http://www.econlib.org/library/YPDDBooks/Reports/rptPLC12.html#Part II, Section 2>
より引用。

- (38) Karl Polanyi (1957), *The Great Transformation – The Political and Economic Origins of Our Time*, Beacon Press.
カール・ポラニー、吉沢ほか訳 (一九七五)、『大転換 — 市場社会の形成と崩壊』、東洋経済新報社

※なおこの論文は、二〇一〇年一〇月三〇日に実施された社会政策学会第一二二回大会(於 愛媛大学)の自由論題・最低生活保障部会における拙者発表「ノッティンガムシャーの改革者たちとイギリス新救貧法原理 — ビーチャー、ニコルズとサウスウエル・ワークハウス」のフルペーパーに加筆修正したものである。

政治における不祥事と利益誘導政治

岩 崎 正 洋

1 政治における不祥事をどのように捉えるか

これまで、政治学において、いわゆる「不祥事」の問題が正面から取り扱われることは、皆無ではないとはいえ、ほとんどなかった。^①そのため、政治学では、「不祥事」という概念について、研究者の間で広く共有されている理解を得られているような説明が存在していないように思われる。

一般に用いられる「不祥事」という言葉は、たとえば、『広辞苑（第六版）』によれば、「関係者にとって不名誉で好ましくない事柄・事件」とされている。

政治における「不祥事」を同様に捉えると、「関係者にとって不名誉で好ましくない政治的な事柄や政治的な事件」ということになる。しかし、政治における不祥事が具体的に何を意味しているのかは明らかにならない。ここでいう関係者が誰なのかという問題を一つとってみても、容易に理解することはできない。

たとえば、一国の首相が起こした不祥事は、誰にとって不名誉で好ましくないことなのか判別しにくい。内閣を

構成する一人として首相を位置づけければ、内閣のメンバーにとって不名誉で好ましくないことになる。

議院内閣制という政治制度の点から考えると、首相を議会において選出した与党および与党の議員にとって、不名誉で好ましくないことになる。

さらに、議院内閣制が議会と連動して内閣を選出し、内閣が議会に責任を負うとすれば、議会にとって不名誉で好ましくないことになる。換言すれば、与党に留まらず、野党も含めた国会議員全体にかかわってくる。

国会議員の存在も、元をたどれば有権者の存在に行きつくことを忘れるわけにはいかない。現代の民主主義において、有権者は、選挙によって政治的指導者を選出し、選ばれた指導者による議会での決定にしたがうことになる。有権者は、事実上、選挙で投票を行い、自らの意思表示を行う以外に直接的な政治参加の機会はほとんどないといえる。現代民主主義は、選挙によって選ばれた政治的指導者によって行われているのであり、指導者を選出するのは有権者であり、有権者による選出という行為により、民意が反映されている。

そうだとすれば、首相の不祥事は、有権者に対しても、不名誉で好ましくないことになる。現代民主主義のメカニズムを考えると、一国における首相の責任は、すべての国民にかかわってくるものであり、首相の責任がどこまでなのか、首相の影響力が及ぶ範囲はどこまでなのかを明確にするのは困難である。

そう考えると、首相の不祥事といっても、誰が関係者なのかという線引きは容易ではない。一国の首相が個人的に起こした不祥事であれば、少なくとも直接的な責任の所在は明白である。その場合は、首相自身がどのように責任をとるのかという点が問題となるが、首相だけに責任が留まらない場合には、首相を選出した関係者にも責任が及ぶ。その点に関しても、線引きを行うのは容易ではない。

それでは、政治における不祥事に関する問題をどのように捉えることができるのであろうか。

政治における不祥事に関する研究を行う際には、まず、不祥事にかかわったアクターが誰なのかを判別する必要がある。不祥事を引き起こしたアクターだけでなく、不祥事から直接的に影響を受け、不名誉で好ましくないと感じるアクターも存在する。したがって、どのようなアクターが関与し、どのアクターが不祥事を引き起こし、どのアクターがそれによつて影響を受けたのかを明らかにする必要がある。

アクター間の関係が明らかになることにより、不祥事そのものがどのようなものであるかを把握することができる。特定の不祥事の背景にあるメカニズムは、当該の事例を丹念に追うことにより、解明できるようになる可能性がある。また、過去にみられた不祥事のいくつかに目を向け、それらに共通した変数の組み合わせが導き出せるとしたら、より普遍的なカタチで、不祥事のメカニズムを説明できる。

したがって、政治学において、「不祥事」に関する研究を行う場合には、そもそも不祥事とされる出来事の起点から終点に至る過程と、一連の過程にかかわっている諸アクターに注目することにより、当該の不祥事を把握することができるように思われる。アクターに注目することは、政治家の側の不祥事なのか、それとも政府の側の不祥事なのかを分けて考えることになる。

政治家の側の不祥事としては、政官業（ないし政官財）の関係において引き起こされたカネにまつわる政治家の汚職や、政治家の職権濫用などを挙げることもできる。政治家の側の不祥事が多くの場合に政治家個人によるものであるのに対し、政府の側の不祥事は、不祥事にかかわるアクターが複数にわたり、それほど単純に捉えることはできない。

政府の側の不祥事としては、たとえば、首相をはじめとする内閣のメンバーによる不適切な言動はもとより、内閣が職務を遂行する際に生じたミスや、職務を遂行しなかつたために生じた問題などが挙げられる。さらに、政府という広義の組織として考えると、官僚による不祥事なども含まれる。官僚個人が引き起こした不祥事もあれば、官僚組織そのものの不祥事などが挙げられる。

大別すると、政治家の側の不祥事は主に政治の領域における問題として位置づけることができるのに対し、政府や官僚の側の不祥事は主に行政の領域における問題として位置づけることができる。とりわけ、政治学では、政治の領域に注目し、そこでの問題を取り扱うが、政治家の側の不祥事は、しばしば「政治的スキャンダル」や「政治腐敗」などと表現され、研究関心を集めてきている。⁽³⁾

政治腐敗が利益誘導政治との関連で議論されるのは、利益誘導政治が結果的に政治腐敗をもたらすことがあるためである。⁽⁴⁾ それだからこそ、政治における不祥事の研究は、利益誘導政治や政治腐敗の研究と関連性をもつことになる。

したがって、本稿においては、政治の領域に焦点を絞り、政治における不祥事をどのように捉えることができるのかに関して、利益誘導政治や政治腐敗とともに考えていくことにする。

2 利益誘導政治はどのようなメカニズムで生じるのか

議会制民主主義の理論によれば、現代の民主主義は、選挙を基礎としており、主権者である国民（＝有権者）は、

選挙の際に、自分が最も好ましいと思われる政党や候補者に票を投じること、意思を表明する。選挙では、政党や候補者によって競合が繰り広げられ、有権者に対して、異なる複数の選択肢が提示される。そのため、選挙では、競合が重視され、政策の選択や政権の選択がなされるという説明になる。

現代は、古代の都市国家で民主主義が実践されていた時代とは異なり、国民の直接的な参加によって政治が運営されているのではない。民主主義が本来もっている「自由」や「平等」の原理は、古代以来、現在でも具現化されている。この点は、選挙の意味合いを考える際にも参考になる。

現代の民主主義理論家の代表的な一人であるシュンペーター (Joseph A. Schumpeter) は、選挙によって政党や政治家が代表として選出される点に注目し、競合的指導者選出の過程こそが現代民主主義であることを指摘している⁵⁾。選挙には、複数の政党や候補者が登場し、さまざまな政治的立場が示される。すべての有権者は平等に、一人一票一投票価値という前提で投票する。

その結果、多くの票を獲得できたものが当選し、当選者には、正統性 (legitimacy) が付与される。当選者は、国民の代表として議会に議席を確保し、立法活動を行うことになる。選挙によって代表が選出され、彼らによって議会が形成される。議会制民主主義の理論は、この点について、選挙結果を反映した議会構成という意味で、民意を反映していると考ええる。

政治家は、選挙で当選することによって正統性を獲得できるため、あらゆる政治活動の中で、選挙での当選を最も中心に位置づける。有権者についても、自分の意思を託す代表を選ぶ機会が、公式的には選挙しかない。そのため、選挙には、正統性の付与という役割を見出すことができる。

そう考えると、現代において、有権者の出番は、選挙のときぐらいだといえなくもない。有権者が決定を行うのは、選挙のときだけであり、あとの政治的な決定は、議会で政治家が行う。選挙では、有権者が代表の選出という決定を行い、議会では、政治家や政党が具体的な政治的決定を行うというかたちで、分業がなされている。

選挙の際、すべての有権者には、平等に選択の自由がある。有権者は、自らの選好にもとづいて選択を行うのであり、政党や候補者は、有権者の支持を最大化しようと努める。各々が自己目的を追求しつつ、相互作用をするのが議会制民主主義のメカニズムであると、理論的には説明できるのである。

確かに、現実には、理論で説明されているように動いているかにも見える。有権者は選挙で意思を表明し、議院内閣制の日本では、国会の多数派が政権を担っている。一九五五年以来、長期にわたって自民党が政権与党の座を占めてきたのも、選挙の結果によるものである。多くの有権者が支持し続けたからこそ、自民党は与党になりえたのである。

同様に、二〇〇九年の民主党を中心とした連立政権の誕生による政権交代も、選挙結果を受けて実現したものであり、理論どおりに議会制民主主義が機能しているようにみえる。議会制民主主義のメカニズムが順調に機能している限り、そこに不祥事がみられることはほとんどないように思われる。不祥事は、機能不全の一端を示すものとして捉えることもできるのであり、メカニズムが前提としていないような作動につながったり、元来メカニズムが有している仕組みとは異なる作動を企図したりすることにより、引き起こされる可能性がある。

選挙では、一人一人の有権者が自ら考え、自ら判断して、政党や候補者に一票を投じている。また、政党や候補者についても、自分たちの政策を有権者に訴えかけた結果、多くの支持を集めることに成功し、多くの票を獲得し、多くの議席も獲得できたようにみえる。そうだとすれば、まさに理論どおりだといえる。

しかし、現実には、それほど単純ではない。政治家が選挙で当選し続けるためには、票はもちろん、政治活動や選挙活動に要するカネも欠かすことはできない。⁽⁶⁾ 実際問題として、議員の歳費だけでは、とても賄えないような額のカネが必要になる。政治家がカネ集めに奔走し、本来の仕事である政治活動に専念できないとしたら、本末転倒になってしまう。その点から政治改革の必要性が叫ばれ、数年にわたる議論の結果、政治改革が実現したのは、一九九四年のことであった。⁽⁷⁾

過去のさまざまな汚職事件で明らかのように、政治家が汚いカネに手を出していたことが発覚したケースもある。⁽⁸⁾ もちろん、その場合は、政治活動において最低限度必要な額のカネを集めようとして汚職につながったというよりも、職務権限が絡んだ賄賂であり、いわば、私腹を肥やすためであったといえる。いかなる理由であれ、違法にカネを集めること自体が問題となる。

政治にはカネがかかるというのは、確かに事実である。⁽⁹⁾ 例えば、地方選出の国会議員の場合は、東京と地元の選挙区との両方に事務所が必要となる。事務所には、それぞれスタッフを置かなければならないであろうし、それにもない、スタッフに給与を支払う必要がある。さらに、事務所での光熱費や水道代などを含む経費も必要となる。単純に考えただけでも、政治活動にかかるカネは、それなりの額になる。

そのため、政治家は、歳費だけでなく、さまざまなかたちの寄付も受けつけることで、資金繰りを行う。政治家に對して、自然発生的に寄付が集まってくるわけではない。もちろん、多額の献金が寄せられる政治家もいるかもしれないが、多くの場合は、そうではない。

それでは、どのようにして議会制民主主義が実際に作動してきたといえるのであろうか。その背景として、政官業

（ないし政官財）による鉄の三角形を挙げる事ができる。この点を考えるには、政界・官界・業界の三者の間でなされる利益誘導型の政治に注目する必要がある。

「利益誘導政治」という言葉には、必ずしも肯定的な意味合いや好意的な評価がともなっているようには思われない。¹⁰ どちらかといえば、否定的に用いられ、利益誘導をなくしていく方向こそが、政治を健全な姿に取り戻すのだという風潮さえみられる。

政治において、私的な目的のために私的な利益が誘導されているとしたら、利益誘導は決して好ましいことではない。しかし、公的に存在する不都合を是正するために公的利益を国民にもたらすのが利益誘導だとすれば、むしろ利益誘導は政治の本質だといえるのかもしれない。

それでは、政治において、利益誘導は「是」なのか。それとも「非」なのか。ともすれば、利益誘導政治それ自体が批判の対象となる場合がある。それは、政治にみられる諸悪の根源を利益誘導に見出し、政治を汚いもの、腐敗したものとして語ろうとするときにみられる。

果たして、そうなのであろうか。政治の現実には、それほど単純なものなのであろうか。本当に、利益誘導政治は、否定されるべきものなのであろうか。

その問いに対する答えは、「否」であるといえる。なぜなら、一概に、利益誘導政治は、否定されるべきものなどとはいえないからである。その意味で、利益誘導それ自体を否定してしまうと、政治の実際の姿をよく理解することはできない。

最近の選挙では、投票率の低下や無党派層の増加が顕著である。投票率の低さが問題視されることがあったとして

も、選挙そのものが無効とされることはない。選挙管理委員会やマスコミが有権者に対して、投票日には投票所へ足を運び、投票しましょうという呼びかけを行っているにもかかわらず、選挙での低投票率は常態化している。もちろん、低投票率を食い止める方策は検討されるべきであろうし、引き続き、投票を呼びかける努力を怠るべきではない。外国のように、義務投票制にして、投票しなかった有権者に対する罰則を検討するべきだという見方もある。

無党派層の増加は、従来から存在する政党や政治家に対する支持の低下を示している。現在では、これまでのような有権者と政党・政治家との結びつきが崩れてしまった。もはや、特定の社会的な地位や経済的な立場が、そのまま特定の政党や政治家を支持するとは限らない。選挙ごとに支持政党を変える移ろいやすい有権者の心をどのように捕らえるかは、政党や政治家にとって大きな課題となっている。

さらに、選挙制度の影響も見逃すことはできない⁽¹¹⁾。たとえば、衆議院議員総選挙では、一九九六年の総選挙より小選挙区比例代表並立制が採用されている。小選挙区では、一人の候補者しか当選できない。ここ数回の選挙結果をみると、自民党と民主党の二大政党を中心とする政党システムへの変容にみられるように、選挙制度が選挙結果に及ぼす影響を無視することができなくなっている⁽¹²⁾。

現在の状況は、選挙での低投票率が当たり前になりつつあり、小選挙区制の下で、多くの無党派層による投票行動が繰り返されている。無党派層は、支持政党や、支持する政治家をもたないだけでなく、ときには、投票所へ足を運ぶことなく、棄権することさえある。

それにもかかわらず、政官業（ないし政官財）による鉄の三角形によって、議会制民主主義は作動し続けている。政界・官界・業界の利害が一致しているとき、彼らが議会制民主主義の枠組みに則って行動することで、結果的に鉄

のような関係が維持されるのである。

政界、すなわち政治家にとっては、選挙での当選が至上命題となる。そのためには、票とカネが必要となり、業界との結びつきを強めることになる。政治家の仕事は、立法活動であり、支持者からの票とカネを動員するために、多くの支持を得られるような政策や法律を提示する必要がある。それだからこそ、政界は官界との結びつきも欠かせないものである。

官界、すなわち官僚にとっては、省益の追及がある。そのためには、自分たちの省庁にとってプラスになるような政策や法律を作成してくれる政治家との結びつきが重要になる。官僚の役割は、行政に限られており、立法を行う政治家との協力関係がなければ、省益を追及することができなくなる。

それだけではなく、官僚の天下り先との関係を考慮すると、官界と業界との関係も重要になる。官僚OBが既に業界に天下っていることも多い。その際は、OBとの関係もあるだろうし、現役官僚の天下り先を意識して、官界と業界との間で協調的な関係を維持しようという思惑が生じないとも限らない。

業界、すなわち団体は、まとまった票とカネを用意することで、特定の政党や政治家を支持し、自分たちの利益を実現しようとする。社会には、多様な業種があり、それにともない、さまざまな団体が存在する。団体である以上、そこに加入しているメンバーには共通した利益があり、メンバーの力を合わせれば、ある程度のまとまった票もカネも用意することができる。それをもって政党・政治家を支持することで、業界と政界との関係は強固なものとなる。

業界にとっては、許認可などの問題を考えると、官界との関係を対立的なものとするのは得策ではない。既に官僚OBが業界に天下りをしていることも多く、彼らを通じて業界が官界への要求を行っていくこともある。

つまり、政界・官界・業界の三者は、互いに持ちつ持たれつの関係にあるといえる。現代の民主主義が選挙を基礎として以上、三者は、合法的に、あくまで議会制民主主義の枠組みの中で行動しているに過ぎない。その結果、鉄と表現されるほどまでに強固な関係を通して利益誘導が実現されているのである。

そう考えると、良し悪しは別として、利益誘導政治は、否定されるべきものであるというよりも、むしろ政治の本質を如実に反映したものと捉えることもできる。政官業だけでなく、ときには、政官財による鉄の三角形とも表現されるように、政界・官界・財界の三者の関係を示す場合がある。この場合も、政官業の関係と同様に、利益誘導という点から捉えることができる。

3 利益誘導政治はなくならないのか

選挙の際に、業界は、組織的な動員を行うことで政党や政治家を支持する。そのため、低投票率の選挙であったとしても、組織のもつ底力が発揮されることになる。無党派層が流動的であることを考えると、既存の組織がもっている力は、低投票率のときにこそ強みを出す。無党派層が投票所へ足を運ぶかどうかかわからないとしても、組織の動員による投票は、ある程度、選挙結果を保証することになる。

いいかえると、低投票率、無党派層増加の現在こそ、かえって選挙においては、既存の組織の底力が発揮しやすくなっているといえるのかもしれない。それに加えて、小選挙区制では、獲得した票の多寡が明確な勝敗の基準となるため、ある程度まとまった支持票をもっている候補者にとっては、組織票が強みとなる。

実際のところ、このような構図は、政官業（ないし政官財）による鉄の三角形だけにみられるわけではない。業界（ないし財界）をさまざまな団体として拡大解釈すると、そこには、「地元」という一つの団体も含まれると考えることができる。

つまり、政界・官界・地元による鉄の三角形である。地元への利益誘導は、政治家本人の考えが基底にあるとしても、地元からの陳情に対して行わざるをえないという側面もあると考えられる。象徴的な表現を使えば、「田中角栄」型の政治手法は現在でも、日本の各地でみられている¹³。

政治家が選挙で当選するためには、地元の選挙区での支援が必要である以上、地元を利益を誘導しようとしたとしてもおかしくはない。小選挙区での当選を期すならば、国民代表というよりも、むしろ地域代表ともいえるべき、地元志向の政治家が誕生する可能性は高いといえる。

ここでは、地域代表そのものが批判の対象となるわけではない。選挙区で当選することにより政治家になるとしたら、選挙区のサービスを重視し、地元への利益誘導を行うのは当然の行為であるだろうし、まさに、政治の本質をあらわしていると考えられることができる。

さらに、地域代表を志向する政治家が、地元の業者に公共事業を発注することがある。その場合に、鉄の三角形には、政官業に加えて、地元というファクターが入っており、議会制民主主義のメカニズムが地元という舞台の上でみられることになる。いわば、地元を中心とする民主主義の実践であるといえる。

選挙での代表選出という点だけを考えれば、地元の選挙区にとつての利益を重視し、地元を潤すことばかりに目を向けている政治家がいたとしても、不思議はない。そのような政治家は、地域代表として役割を果たしていると説明

することもできる。

政治家が利益誘導のために公共事業を行う際に、財源となるのは、国民が支払った税金である。国全体の利益になるように、国民の税金は使われるという前提に立つならば、一部の地域の利益のためだけに税金が使われることには問題があるということになる。しかも、一部の政治家が自らの選挙のために、また、自らの政治力を行使するために、税金を利益誘導のために使ったとしたら、本来は公的な役割を担うべき政治を私物化しているということになる。

それに対して、税金の使い方にせよ、公共事業の実施にせよ、誰もが納得しうるような大義名分をもち、結果的に、利益誘導が公的な利益をもたらすことができるならば、利益誘導を否定的に扱う必要はない。このような場合こそ、議会制民主主義のメカニズムを通してみられる利益誘導政治を「是」として捉えることができる。

政治家による利益誘導は、政治家自身が支持獲得という私的利益を追求するために行われていると考えることができる。この場合は、利益誘導が手段となる。日常的に、政治家が地元に着してサービスを行っているといえ、聞こえがいいかもしれないが、実際のところは、目先の利益を追求するばかりで、地元完結型の民主主義となる可能性も否めない。

地元密着型の政治が、地元レベルでの議会制民主主義の作動を促している限り、地元完結型の民主主義に留まらざるをえない。地元レベルの政治は、あくまでも一つの国の中の一つの地域のことではない。

日本全国をながめると、各選挙区では、選挙を基礎として代表が選出されており、選ばれた代表者は、国会議員としての役割を果たしている。つまり、選挙の過程では、地域代表としての色彩をもちながらも、ひとたび選ばれたら、あとは国民代表としての地位を獲得するのが国会議員である。

しかし、一人の国会議員が地域代表と国民代表の両方の役割を果たしているか否かは、判別がつきにくい点であり、すべての国会議員が両方の役割を果たしているのは現実的な見方ではない。選挙のときも、それ以外の日常的な活動に際しても、地域代表としての役割しか果たしていない（あるいは、果たせない）政治家が少なくないのも事実である。

地域代表が地元民主主義の担い手であることに間違いはない。その限りでは、地元を基盤とする利益誘導政治が議会制民主主義の作動を支えているといえる。かつてなされた「地方自治は民主主義の最良の学校である」という指摘を思い出せば、このような現実を過度に批判的に捉えるべきではないかもしれない。そうだとしても、地元民主主義を手放して評価することはできない。なぜなら、それには二つの理由があるからである。

まず、地元民主主義それ自体が地域の日常に密接にかかわっていることから、目の前のことにとらわれた対処療法的な政策の作成や実施に重点が置かれやすくなる点である。その結果、政治が矮小化される危険がともなう。地元民主主義は、あくまでも地元レベルのみを対象にしているに過ぎず、政治の大きな方向性を考えるまでには至らない。たとえば、あるべき国家の姿や、民主主義のかたち、日本の国際的な役割など、山積した課題を今後の日本がどのようにに解決していくべきかという大局的な視野を欠く恐れがある。

それに関連し、第二に指摘できるのは、日本各地で地元民主主義がみられたとしても、それらがバラバラに存在している点である。そのため、日本の民主主義は一国民民主主義というよりも、地元民主主義の総体と表現したほうが実態をあらわしているといえる。国会議員自身が国民代表としての自覚をもっていないならば、大局観が欠落してしまう。その結果、彼らの志向は、地元優先となり、地域代表としての役割に専念する危険がある。日本各地で地元民主

主義が実現されたとしても、一国民主義は一向に実現されないうままとなる。

さらに、国会議員と地方議員の役割をどのように分担するのかわかるといふ問題にもつながってくる。名称からすれば、国会議員は国レベルのこと、地方議員は地方レベルのことを担当するといふ分け方が可能である。その意味で、地方議員には、地域代表としての役割が期待されており、国会議員には、国民代表としての役割が期待されている。

それにもかかわらず、国会議員が地域代表となっており、地方議員の独自性はあまり示されていないのが現状である。ともすれば、地方議員は、役所と住民との間の連絡係に留まっている。そのため、議員の本来の仕事である立法活動をどこまで充実させているのかわか不明である。議会制民主主義における議員の役割を再認識する必要がある。¹⁴

地方分権の流れが進んでいる現在であるからこそ、国と地方の違いを意識する必要がある、今まで以上に、国会議員と地方議員との分業を意識していかなければならないのである。現在の議会制民主主義をバージョンアップするためには、狭隘な志向を取り除き、「地元」民主主義の壁を越え、日本という「一国」民主主義を明確に意識した大局観が必要となるのである。

このように考えてくると、議会制民主主義の理論と、実際の姿との間には、今や大きな齟齬が生じているといえる。そのため、利益誘導政治が常態化し、過度の利益誘導がときには、政治腐敗をもたらすことになっているのである。

4 どのようなときに利益誘導政治が政治腐敗につながるのか

これまでみてきたことから明らかのように、利益誘導政治は、それ自体が否定されるべきものではない。過度の利

益誘導が政治腐敗につながるこそが問題であり、違法性を帯びているか否かが利益誘導政治と政治腐敗とを分ける基準となる。利益誘導に違法性がみられる場合には、通常の利益誘導政治ではなく、政治腐敗となる。

あくまで利益誘導は、合法的になされていることであり、政官業（ないし政官財）による鉄の三角形や、政治家と地元との結びつきという枠組みにおいてみられることになる。これらの枠組みにおいてなされる利益誘導は避けて通ることはできないのであり、是か非かを論じるべき対象ではなく、民主主義が機能するために、ある意味では、不可避のことであるかもしれない。

政治家、政党、有権者、後援会、企業・団体、業界、官僚など、さまざまなアクターが利益誘導にかかわっているが、アクター間の関係は、利益の交換がなされる関係である。政治家は、公共事業や各種の便宜などの利益を提供する。有権者は、それに対して選挙の際に、票というかたちで支持を行ったり、企業・団体は、政治献金というかたちで支持を行ったりする。さまざまなアクター間の関係は、見返りが前提となる利益の交換によって成り立っているのである。

ひとたび、交換の方法や中身が違法性を帯びることにより、利益誘導が政治腐敗となる。日本において、過去にみられた政治腐敗を大別すると、以下のような二つの形態に分けることができる。

まず、ロッキード事件やリクルート事件などに代表されるような形態の汚職事件を挙げることができる。これらの事件においては、政治家と企業・団体との間、あるいは政官業（政官財）の間で賄賂や口利きがあつたとされる。

政官業（ないし政官財）による鉄の三角形において生じた政治腐敗は、政治家個人の問題というよりも、構造的な問題として捉えることができる。複数のアクターが互いの利益をめぐり、協力関係にあるときには、腐敗の生じる

可能性が存在する。しかし、これらの関係すべてが腐敗につながるというのではない。

政治家が、特定の企業や団体から政治資金規正法で定められた範囲内で献金を受け取ることや、選挙に際して票とどうかたちで支援を受けることは、違法ではなく、合法的なことである。現実には、政治家は、選挙活動にも政治活動にもカネがかかる以上、それを賄うために献金を募る必要がある。そもそも政治家は、選挙に当選しなければ自らの議席を獲得できないのであり、選挙の際の票集めも必要不可欠となる。政治家は、支持を獲得するために支援してくれる企業・団体の利益を代表し、利益を誘導しようとする。

企業・団体もまた、自らの利益をもたらすような政治家に対して、献金や票といった手段を用いて支持を行う。政治家や企業・団体の行為は、その点では合法的な行為であり、違法性はみあたらない。しかし、政治資金規正法や公職選挙法の規定に抵触する場合には、当然のことながら、違法行為となり、利益誘導政治は、肯定的に捉えることができなくなり、政治腐敗へと転換することになる。

政治家と企業・団体との関係に、さらに、官僚を追加することにより、政官業の鉄の三角形が構築される。また、政治家の地元選挙区の有権者との関係についても、利益誘導という交換関係が該当する。これらについても同様に、利益誘導に留まるのか、それとも政治腐敗へとつながっていくのかは、違法性の有無となる。

両者を分ける基準が違法性の有無であるとしても、両者には共通した部分が少なからず存在しており、ともすれば、容易に利益誘導政治が政治腐敗へと転換する可能性があることを指摘できる。両者とも、多様なアクターの関与という点では共通しており、アクター間の関係が利益誘導による交換関係にあるという点でも共通している。そのため、利益誘導政治と政治腐敗は、共通した構造をなしており、構造から導き出される問題があると考えられる。

政官業による鉄の三角形でみられる政治腐敗は、多様なアクター間の交換関係が構造化されているため、そこにかかわるアクターの問題であるとはいえ、それだけでなく、構造的な問題でもある。利益誘導をもたらす構造が結果的に政治腐敗につながる可能性を有した構造がそこにはみられるのである。

次に、政治家個人による政治腐敗の事例を挙げることができる。具体的には、政治家個人が政治資金収支報告書に虚偽の記載を行っていたことが発覚したり、巨額の脱税が発覚したりする場合である。また、政治家による秘書給与の流用や、秘書給与の肩代わりなどもある。

一九九四年の政党助成法成立後、翌一九九五年より政党に対する助成がなされるようになり、政党に対して政党交付金が支払われるようになった¹⁵。各党の中央本部は、国から政党交付金を受け取り、各都道府県の政党支部に対して交付金を配分する。国会議員が都道府県レベルにおける支部の代表を務めており、交付金の使途は自由な裁量により決めることができるようになっていのが実態である。そのため、交付金の使途が不明朗であったり、政治資金規正法違反であったりすることがある。

政治家個人による政治腐敗の場合は、当該の政治家の道義的な責任が問われるのであり、すべての政治家の責任というわけではない。このような事例については、一人一人の政治家の倫理観によって、政治腐敗を未然に防ぐことができる。個々の政治家のもつ倫理観が政治腐敗の防止にも役立つし、倫理観の欠如した政治家であれば、政治腐敗は容易にもたらされることになる。

このようにみてくると、政治腐敗には、構造的に引き起こされる可能性のある場合と、政治家個人の倫理観の欠如ないし低レベルの倫理観によって引き起こされる場合との二つの形態があることが明らかになる。議会制民主主義の

メカニズムが作動していても、常に政治腐敗が発生する可能性が存在することは否めないものであり、政治腐敗の研究は、今後さらにも進められていく必要がある。政治腐敗の原因の究明はもちろん、政治腐敗を未然に防止するための知見を導出することは、政治における不祥事の研究にも示唆を与えることになる。

現在のところ、政治における不祥事の研究は、手薄の状態にあり、今後取り組む必要があることを認識することができる。本稿では、主に政治家の側に焦点を絞り、利益誘導政治と政治腐敗について論じてきたが、政府の側に焦点を絞り、政府の不祥事についても別な機会に論じなければならぬことを指摘しておく。

- (1) Herbert E. Alexander and Rei Shiratori (eds.), *Comparative Political Finance Among the Democracies*, Westview Press, 1994. (岩崎正洋他訳『民主主義のコスト——政治資金の国際比較』新評論、一九九五年)。
- (2) Michael Johnston (ed.), *Public Sector Corruption*, 4 vols, Sage, 2010.
- (3) Arnold J. Heidenheimer and Michael Johnston (eds.), *Political Corruption: Concepts and Contexts*, 3rd ed., Transaction Publishers, 2009.
- (4) 岩崎正洋「利益誘導と政治腐敗」河野武司・岩崎正洋編『利益誘導政治——国際比較とメカニズム』芦書房、二二二—二二六頁。
- (5) Joseph A. Schumpeter, *Capitalism, Socialism, and Democracy*, Harper and Row, 1942. (中山伊知郎・東畑精一訳『資本主義・社会主義・民主主義』東洋経済新報社、一九六二年)。
- (6) 政治献金に関しては、例えば、以下を参照。古賀純一郎『政治献金——実態と論理』岩波新書、二〇〇四年。
- (7) 佐々木毅編『政治改革一八〇〇日の真実』講談社、一九九九年。
- (8) Albrecht Rothacher, 'Political Corruption in Japan,' in Martin J. Bull and James L. Newell (eds.), *Corruption in*

Contemporary Politics, Palgrave, 2003, pp.106-119.

- (9) 政治家の政治活動にカネがかかるという点については、たとえば、以下を参照。廣瀬道貞『政治とカネ』岩波新書、一九八九年。岩井奉信『政治資金の研究』日本経済新聞社、一九九〇年。佐々木毅・吉田慎一・谷口将紀・山本修嗣編『代議士とカネ——政治資金全国調査報告』朝日新聞社、一九九九年。
- (10) 「利益誘導政治」に関しては、たとえば、以下を参照されたい。河野・岩崎編、前掲書。
- (11) 選挙制度については、例えば、以下を参照。加藤秀治郎編訳『選挙制度の思想と理論』芦書房、一九九八年。
- (12) 選挙制度と政党システムに関して、とりわけ、日本の事例に関しては、たとえば、以下を参照されたい。岩崎正洋編『政党システムの理論と実際』おうふう、二〇一一年。
- (13) 田中角栄による政治については、たとえば、以下を参照。保阪正康『田中角栄の昭和』朝日新書、二〇一〇年。
- (14) この点は、政治家がどうあるべきなのかという点とも関連するが、この点に関しては、たとえば、以下を参照されたい。マックス・ヴェーバー／脇圭平訳『職業としての政治』岩波文庫、一九八〇年。
- (15) 政党に対する公的助成と政党との関連については、例えば、以下を参照。Richard S. Katz and Peter Mair, 'Changing Models of Party Organization and Party Democracy: The Emergence of the Cartel Party,' *Party Politics*, Vol. 1, No. 1, 1995, pp. 5-28; Peter Mair, *Party System Change: Approaches and Interpretations*, Oxford University Press, 1997.

付記 本稿は、平成二二年度に二十一世紀文化学術財団より学術奨励金を受けて実施した「ソーシャル・キャピタルのダークサイド——社会関係資本からみた不正行為と不祥事の構造に関する研究」の成果の一部である。記して謝意を表したい。

これからの人材マネジメントの使命

谷田部 光 一

一 はじめに

筆者が人材マネジメント (Human Resource Management ≡ HRM) の勉強を始めたのは、人事・労務管理の専門誌の編集記者だった一九七〇年代である。当時は、経営資源としての人に関する研究領域は労務管理、あるいは人事労務管理 (人事・労務管理) と称するのがまだ一般的であり、人的資源管理 (Human Resource Management ≡ HRM) と呼ぶようになったのは¹と後のことである。全くの独学であったが、専門書や論文を読んでいくうちに気がついたことがある。研究の有力なアプローチ法の一つは、欧米の学説や理論の紹介と、その学説あるいは理論に沿って日本の人事・労務管理を分析し、説明する方法であった。同時に多かったのは、実際の企業で導入、実施されている人事労務制度・施策を整理して理論化したり、関連する調査統計資料を用いて日本企業の人事・労務管理の実態を分析することによって、日本の人事・労務管理の特質を説明するアプローチである。後者はいわば企業の制度・施策の後追いと

これからの人材マネジメントの使命 (谷田部)

四七 (四七)

いえる。人事・労務管理に関しては、企業の方がむしろ先んじており、研究者が後付けしている感さえあった。

その後、筆者は人事・賃金制度の設計・運用コンサルタントに転じたが、そこでも気づいたことがある。実務家としてのコンサルタントにとって、一般的な制度についての評論家的説明や、すでに他社で実施しているシステムの模倣的な導入では企業に対する説得力に欠ける。仕事から訴求力が必要なので、斬新な独自の制度、施策、システムをクライアントである企業に提案することが求められる。あるいは、目新しいとまではいえなくても、標準的な制度を当該企業に適合するようカスタマイズし、かつ環境変化に対応できるような各種の施策をアドバイスし、実際に制度を作って導入する。つまり、先進的なコンサルタントや進取の気象に富む企業の実務家が、日本における人材マネジメントのシステム（人的資源管理の諸制度・施策）の変革を推進し、牽引しているという面を否定できないことである。

最近の人材マネジメント（人的資源管理）の研究では、定量的な実証分析、実証研究が全盛である。モデルと仮説を設定し、質問紙調査などで得られたデータを数学的な統計解析の手法を用いて検証する仮説検証型の研究である。測定可能な変数設定に基づく実証分析により、普遍性・一般性のある結果を得ることができるとい^②う。社会科学における客観性は検証可能性、あるいは反証可能性^③によって担保されるとすれば、たしかに数学的モデルによる実証研究の意義は大きい。しかし筆者は、仮説やモデル設定の基礎ともなる定性的研究、制度的研究にも依然として存在価値があるという立場をとっている。

人材マネジメントの研究手法としては、国内外の学説、理論を踏まえたアプローチ、企業の人事労務制度・施策の実態を踏まえたアプローチ、定量的な実証分析のいずれもが必要であろう。さらに、コンサルタント的な先取り型、ビジョン提示型、提案型のアプローチも可能だと考えている。もちろんその基礎には、内外の諸理論、日本における

人材マネジメントの実態、定量的実証分析の結果などの知見があることが前提である。客観的妥当性、社会的妥当性のない独りよがりの言説でないことはもちろんである。

以上のことを踏まえ、本稿はこれからの人材マネジメントの理念や役割、目的など、つまり人材マネジメントの存在意義と使命について、提案型で考究したものである。したがって実証的ではなく、しかもやや思弁的な内容になっているが、前述のとおりこうしたアプローチも人材マネジメントの論文としては必要だというスタンスに立っている。なお、このように本稿の中核部分はこれからの人材マネジメントのあり方に対する提案であるが、それに先立ち前段では、人材マネジメントに関する筆者自身の定義を修正するとともに、別稿で論じた「社会化した人材マネジメント」概念に関して再検討を加えた。同論文以上に人材マネジメント概念の社会性を強調し、社会的視点を拡大した内容になっている。

二 拡大した人材マネジメント概念

1 人材マネジメントの定義

筆者は既に別稿で人材マネジメントの定義づけを行っている^⑤。本稿ではその定義を次のように修正する。具体的に「③それは同時に従業員の多様な欲求に対応し」という文言を追加したことであり、それに伴って②と④の表現も若干修正している。

【筆者による人材マネジメントの再定義】

「人材マネジメントとは、

これからの人材マネジメントの使命（谷田部）

- ① 組織（企業）の存続・発展と業績の持続的向上という目的を達成するために、
- ② 経営資源としての人材を確保し、評価、育成し、動機付け、活用し、処遇することを主な内容とした諸活動の
総体であり、

③ それは同時に従業員の多様な欲求に対応し、

④ かつ社会的視野、社会的広がりをも有することが求められる。」

要約すれば、人材マネジメントは、組織（企業）の存続・発展、業績の持続的向上という企業目的を達成するために、経営資源である人材に関わる諸活動を遂行するが、それは同時に従業員の多様化する欲求に対応する必要がある、かつ社会性が求められるのである。このように、今日の人材マネジメントには、企業目的の達成という組織ニーズと併せて、いやむしろ組織ニーズ実現のために、従業員の欲求充足という個人ニーズへの対応が絶対的ともいえる条件になっている。さらに、企業と従業員の関係という組織内自己完結的な狭い領域だけでなく、社会との整合性も求められる。つまり、組織（企業）ニーズと個人（従業員）ニーズを同時に実現するとともに、社会性という視点も取り入れなければならない。⁶⁾今日の人材マネジメントは有効に機能しないのである。

人材マネジメントがこれまで主に対象としてきたのは、定義にもあるように組織（企業）内の経営資源である人に係わるマネジメント（経営、管理）である。その範囲を拡大しても、せいぜい企業グループ単位の人材マネジメントにとどまる。しかし今日では、マネジメントの直接的な対象である人材（従業員）自体の価値観や労働観が変化し、しかも経営を取り巻く内外の環境、社会的状況も大きく変化している。従業員の欲求の多様化と広がりへの対応はもちろん、環境条件や社会的状況の変化の内容を積極的に取り込んでいかなければ、人材マネジメント本来の目的を達

成できないのが実態である。後者について定義では、「社会的視野、社会的広がりをも有することが求められる」と表現している。こうした従業員の欲求の多様化と広がり、および人材マネジメントの社会性（社会的広がり）について、次節以降でもう少し考えてみることにする。

2 従業員の欲求の多様化と広がり、職業生活自体の拡大

別稿で検討したように、渡辺 峻は今日の人材マネジメントが前提とする人材を「社会化した自己実現人」と捉えている。⁽⁷⁾ 渡辺によると、今日の職業人は、職業生活 (Work Life) だけでなく家庭生活 (Family Life)、社会生活 (Social Life)、自分生活 (Individual Life) の四つの生活 (Life) 〓 4 L を充実することに動機付けられて意思決定し、行動する自立的な存在であるという。なお、自分生活とは、職業生活、家庭生活、社会生活からも相対的に区別され、解放された一人ひとりの生活を指す。この「4 L の充実」を求める職業人を「社会化した自己実現人」と呼んでいるのである。⁽⁸⁾

また、渡辺によれば、自己実現人モデルとは「人間は、それぞれ各自の内部に多様な人間的成長欲求や自己実現欲求を持ち、その欲求に規定されて意思決定し、動機づけられて、欲求充足のための行動をするものだ、という人間観」である。⁽⁹⁾ このような人間観によれば、従業員個々人が持つ様々な成長欲求や自己実現欲求をいかに充足して組織ニーズを実現するかが、人材マネジメントの課題になるのである。なお、筆者の理解では、渡辺のいう「自己実現人」とは、自己実現を達成した人というよりは（もちろん達成している人も含むが）、むしろ人間的成長欲求や自己実現欲求を持ち、自己の欲求充足、欲求実現に向けて意思決定し、継続的に行動している職業人を指している。

いずれにしろ今日では、自己実現人の成長欲求、自己実現欲求の対象範囲、対象領域は多様化し、拡大している。それを渡辺は「4L」と表現しているわけである。つまり、自己実現人は単に職業生活の充実だけに動機づけられる存在ではなく、職業生活以外の人間生活（家庭生活、社会生活、自分生活）の充実も求めているというのである。このように人材マネジメントが対象とする人材を自己実現人として捉え、職業人の生活の広がりや「4L」という概念で整理する主張を否定するのではなく、基本的には首肯するところ大である。

しかし、筆者はさらに、職業生活自体が今日では社会的広がりやを有するものであると捉えている。たとえば雇用の流動化が従来に比べて顕著になり、転職などを通じ外部労働市場でキャリアを形成するケースも増加している。会社分割や企業グループを超えたM&Aはもはや当たり前になっており、所属企業が従業員の意思に関係なく変わることも少なくない。人材の流動化が進めば企業横断的な職業能力の形成が重視される。また、従業員による自主的な異業種交流、社外勉強会、仕事を通じた社外活動、社会貢献活動が活発になるなど、職業生活が社会的に拡大している例は枚挙にいとまがない。こうした意味で、組織内の従業員としての地位に限定されない職業生活と、さらには職業生活以外の人間生活をバランスさせ、充実することを求めるのが今日の先端的な職業人（従業員）なのである。

3 人材マネジメントの社会性

前節で見たように、渡辺が今日的な人材像とする「社会化した自己実現人」¹⁰は、自己実現欲求を社会的な広がりの中で充足しようとする人材である。そして渡辺は、別稿でも紹介したとおり、このように社会化した自己実現人を前提とする人材マネジメントを「社会化した人材マネジメント」と呼んでいる。しかも、「社会化した人材マネジメント

ト」を導入しなければ、人材マネジメントの目的、そして企業の存続、発展という組織目標は達成できないという。¹¹⁾

人材マネジメントの概念をこのようにとらえると、たとえばワーク・ライフ・バランス (Work-Life Balance) ≡ WLB。仕事と生活の調和。より正確には職業生活と職業以外の人間生活との調和) に配慮した制度・施策は、「社会化した人材マネジメント」による必然的な取り組みである。WLBは個人の視点からみれば人間らしい生き方、働き方の方策であるが、企業組織の視点からみれば社会化した自己実現人としての従業員の生活意欲、勤労意欲を刺激し、組織への貢献を獲得する人材マネジメントだからである。¹³⁾ またキャリア選択型人事制度も、多様な価値観を持った従業員の意思を尊重し、希望に配慮し、多様な働き方を支援する人材マネジメントの仕組みであり、社会化した人材マネジメントにおける制度・施策の例といえよう。¹⁴⁾

しかしここで筆者は、渡辺が構想する「社会化した自己実現人」に対応する「社会化した人材マネジメント」より広い意味で、「人材マネジメントにおける社会性」の必要性を強調したい。前述した筆者の定義でいえば、「社会的視野、社会的広がり」を有することが求められる」に込められた含意である。もちろんこれまでの人材マネジメントも社会的要素、外的環境を無視してはいたわけではない。人材マネジメントは本来、社会性つまり社会的に有用で価値があり、しかも社会的にみて妥当性のあることが必要である。この点を積極的に再確認し、かつより明確化しようというのが以下の筆者の主張である。渡辺説の修正あるいは拡大でもある。

前述したWLBを重視する人材マネジメントは、単に従業員への対応や企業業績向上の側面にとどまらず、実は社会的視野を持ったQWL (Quality of Working Life ≡ 労働生活の質、労働の人間化) の施策なのである。WLBを大きく捉えれば、少子化対策、男女共同参画などの国の社会政策、労働政策の一翼を担う施策でもある。また、たとえば先

進企業で導入しているボランティア休暇制度は、社会貢献という社会的広がりを持った人事施策である。

そもそも企業活動にはコンプライアンス（Compliance＝法令遵守）が求められ、人に関する企業活動である人材マネジメントにも当然ながらコンプライアンスが必要不可欠である。この場合のコンプライアンスには、単に法令を守ることだけでなく、企業倫理を守ること、広く社会的なルールを尊重することも含まれる。人材マネジメントが守るべき法令は労働関係法令や社会保障関連法令にとどまらず、民法、会社法をはじめ広範囲に及ぶ。働くことに関連して社会的に認知された慣行、慣習、ルールも数多い。

さらに、コンプライアンスをも包含する広い概念としてCSR（Corporate Social Responsibility＝企業の社会的責任）がある。CSRは、経済的側面だけでなく社会的側面、環境的側面からも企業活動の責任を捉えるものである。具体的には、企業の活動に社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、ステークホルダー（Stakeholder＝企業の利害関係者）に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任（アカウンタビリティ＝Accountability）を果たすことである¹⁵。人材マネジメントについても、前述した法令遵守はもちろんのこと、それを含めてCSRに関わる領域は極めて広い。

実際、厚生労働省の「労働に関するCSR推進研究会報告書」によると、労働に関連するCSRの項目は多岐にわたる。同報告書における労働CSR自主点検チェック項目の大分類では、①社内規範の整備など社内態勢の整備、②労使関係、③従業員等の雇用形態等の状況、④人権、差別禁止、⑤労働条件、⑥両立支援等、⑦能力開発、⑧雇用の安定確保および再就職支援、⑨労働分野における社会貢献、⑩サプライチェーンとの関係におけるCSR、⑪海外進出の場合における労働CSR、が挙げられている¹⁶。さらに細分化された項目をみると、人材マネジメントの領域すべてが網羅されている。なお、ステークホルダーのうち、主として従業員に関係するのが労働CSRだが、同報告書の

中で、企業内労使を超えた社会的広がりのある取組みの必要性に言及している点が注目される。

以上で検討したように、単に「社会化した自己実現人」に対応する企業内あるいは企業グループ内にとどまる人材マネジメントではなく、コンプライアンスやCSRも視野に入れ、社会的広がりを持ち、社会との整合性がとれた人材マネジメントの構築と運用が必要である。そうすることによって初めて、今日的な人材マネジメントは有効に機能するのである。こうした「社会性のある人材マネジメント」という基本的な視座に立った上で、次章ではこれからの人材マネジメントのあるべき理念と役割に関して論ずることにする。

三 これからの人材マネジメントの理念と役割

1 これからの人材マネジメントの理念

まず、これからの人材マネジメントの基本理念に関して検討する。人材マネジメントの理念は、人事哲学、人事ビジョンとも言い換えられるが、ここでは前記の定義に沿って「経営資源としての人材を確保、評価、育成、動機付け、活用、処遇することに関する基本的な考え方、スタンス」程度に、緩やかに捉えておくことにする。人材マネジメントに関する企業やその経営トップの「志」「ロマン」でもある。

人材マネジメントの戦略を策定し、それを具体化する人材マネジメントシステム（狭義では人事・処遇制度）を設計する際には、当然に人材マネジメント理念（人事理念）が明示的、默示的に前提になっているわけで、理念のない人材マネジメントシステム、人事・処遇システムはあり得ない。ただ、意識的に理念を確認し、明確化（明文化、成文化）しているケースは、大企業や一部の先進企業を除けば多いとはいえない。理念が明確になっていない人材マ

ネジメントシステムは、土台の定まらない建物のようなもので、いつ崩壊するか分からない。したがって、人材マネジメントの各種制度・施策を構築するにあたっては、自社の人材マネジメント理念を点検し、明確化してから取り組むべきである。

もちろん単に御題目を並べればよいというものではなく、理念に沿った制度構築を慎重に行い、確実に運用して初めて初めて理念は正しく具現化される。とかく理念倒れ、理念とは相反する制度設計と運用を行っている企業事例も少なくないが、こうした実態は理念の明確化の必要性をいささかも減ずるものではない。そこで次に、今日的な環境条件に妥当する人材マネジメント理念の内容、あり方を検討してみることにする（別表上段参照）。

(1) 人間尊重主義

マネジメントの観点からは、モノ、カネ、情報等と並んでヒトつまり人材も経営資源の一つに数えられる。たしかに、経営管理的な視点からすれば人も重要な経営資源の一

表 これからの人材マネジメントの理念と役割、目的

<p>人材マネジメントの理念</p> <hr/> <p>① 人間尊重主義</p> <p>② 能力開発・活用主義</p> <p>③ パートナーシップ</p> <p>④ 契約主義</p> <p>⑤ 個の尊重</p>
<p>人材マネジメントの役割、目的</p> <hr/> <p>① 自立し自律する職業人の育成</p> <p>② 働きがいの付与、自己実現を図る場の提供</p> <p>③ 多様な選択肢の設定</p> <p>④ キャリア支援、キャリア・マネジメント</p> <p>⑤ 豊かな生活の確保</p> <p>⑥ 生産性の向上、企業業績の持続的向上、企業の成長</p>

つであるが、モノ、カネ、情報などと違って人は意思や感情を持っている。人以外の経営資源は、人が働くことによつて価値を生み出すことができる。人材マネジメント、人事・処遇システムは企業業績向上の手段だと考えても、それを実現するのは人である。その意味で、モノやカネと人を同列に置くわけにはいかない。

労働者について、機械の部分品的な扱いから次第に人間としての扱いに進化してきたのが、労務管理、人事管理、人事・労務管理、人的資源管理（人材マネジメント）へと発展してきた歴史である。そこには命令によつて働く存在から、主体性を持った職業人への労働観、人間観の転換がある。人的資源管理（Human Resource Management）の理念は、「経済的資源としての人間重視」と「人間的存在としての人間重視」である。人的資源管理では、人を単なる生産要素と考えるのではなく、企業の成長にとつて重要な経済的資源であり、しかも人格と多様な欲求を保有する人間的存在と位置づけている。従業員の職業能力開発の可能性を積極的にとらえ、教育訓練や能力開発施策で育成し、かつ開発・育成した能力の活用を従業員が持つ高次元の意欲を介して実現させる考え方である¹⁷。なお、人間や人間性を重視とすることも、人的「資源」管理という言葉に、モノやカネと同じ響を感じる人もいる。そこで筆者は、働く人を重視する立場を強調する言葉として、人材や人材マネジメント（Human Resource Management）という用語を意識的に用いている。

ひとつところ盛んに論じられた前述のQWL（労働生活の質）の向上は、労働の人間化、つまりは人間尊重主義の類型である。また、やはり少し前に紹介されたES（Employee Satisfaction ≡従業員満足）の考え方も、従業員の人間としての側面に焦点を当てる。従業員に満足を与える諸施策を実施することで、そのモチベーションと士気（モラル）を高め、ひいては組織の活性化と企業業績の向上に資することがねらいである。実は前述したWLBやキャリア選択

型人事制度も、人間尊重主義に通じる取り組みや制度・施策といってよい。

以上でみたように、組織目標を達成するためには、従業員の人間の側面を重視した、人間尊重主義の理念に基づく人材マネジメントに優位性があることは、誰もが否定しないであろう。しかし、長期不況下で人に関連して企業社会に実際に発生する数々の現象は、人間尊重とはかけ離れたものが多い。もう一度、人材マネジメントの原点である人間尊重主義を確認する必要があるだろう。

(2) 能力開発・活用主義

人材マネジメント、とりわけ人事・処遇システムの運用基準のベースは「能力主義」におくべきである。この場合の「能力」は仕事ができる能力、つまり職務遂行能力、職業能力、あるいは仕事で成果を出せる能力のことである。しかも潜在能力ではなく、具体的な職務の遂行過程と結果を通じて外部に現れた能力、繰り返し発揮され、顕在化された保有能力のことである。

能力主義とは、職業能力、職務遂行能力を基準、ベースとする人材マネジメントの運用ポリシーである。能力主義はまた、「能力開発・活用主義」のことである。つまり、①中・長期視点から従業員の能力を育成・開発し、②そのうえで適性にに応じて配置し、③育成・開発した能力を役割に応じて大いに発揮、活用することで、④企業業績の向上、事業の発展に貢献してもらう、という「能力育成・開発主義」「能力活用主義」である。

経営資源としての人材の能力を高めることにより、企業業績が向上する蓋然性は高まる。能力開発、人材育成の結果、実務的職業能力の高い人材が企業内に多数蓄積すれば、企業の生産性向上、業績向上の可能性が高くなるところに能力開発主義の意味がある。また、能力開発は単に企業にとってメリットがあるだけでなく、従業員にとっても職

業能力を高め、その能力を發揮することで生涯労働における自己充実、自己実現が図られ、働きがいや醸成するメリットがある。それがまた企業の生産性向上、業績向上につながる効果も期待できる。

こうした能力主義の考え方は、人材である従業員の職業能力は固定的なものではなく、伸びる可能性がある、教育訓練や能力開発施策を通じて従業員は成長するという認識に立っている。前項「(1) 人間尊重主義」でも述べたように、人材マネジメント自体の基本スタンスの一つは、従業員の能力開発の可能性を積極的に肯定することにある。ところでこの場合、従業員の能力開発に対する責任の所在であるが、当然、最終的には従業員の自己責任である。会社は能力開発の機会を提供し、上司は部下の能力開発を援助する役割を持つ。能力開発の機会提供では、狭義の教育訓練、研修の体系や自己啓発援助制度を整備することは当然として、仕事を与えることを通して能力開発の場を提供する方がより効果的であり、重要である。

以上に述べたことで明らかのように、能力開発・活用主義は、短期的な結果を重視する実績主義、業績主義あるいは成果主義とは本質的に異なる。ただし今日の人材マネジメントにおいては、能力主義をベースにしながらも、成果主義、業績主義、そして仕事主義、職務主義の要素も加味して人事・処遇システムを構築し、運用していかなければ有効に機能しない。この点に関しては、「四 これからの人材マネジメントの運用基準―むすびにかえて」で論ずることとする。

(3) パートナーシップ

マネジメントの文献では、ステークホルダー（企業の利害関係者）として、株主、顧客、取引企業、金融機関、地域社会、政府などと並んで従業員が取り上げられる。たしかに、従業員は事業と関わりのある利害関係人の一態様では

あるが、この考え方は、経営者と従業員との間にメインとサブ、主と従の関係を想定している。しかし今日、従業員は事業遂行における経営者のパートナーとして位置づけるべきである。従業員は事業遂行に当たって単なるステークホルダー以上の役割を担っているということである。

命ぜられた仕事を受動的にこなすのではなく、経営のパートナーとして仕事に対するオーナーシップを持って業務を遂行してこそ、業務の革新、生産性向上、業績向上が期待できる。従業員は経営に対して積極的に発言し、提案し、一方、経営側も従業員の意見を吸い上げ、経営に取り入れていく。従業員の意思を反映させるこうした参画型経営こそ、これからはより求められる。経営者と従業員の関係がパートナーであるということは、従業員が企業に埋没してしまうことではなく、むしろ次に述べるように企業と対等な契約者になるということである。

(4) 契約主義

かつて日本的経営論が華やかなりし頃、日本的経営の編成原理は「ムラ」だ⁽¹⁸⁾、いや「イエ」だ⁽¹⁹⁾、などと論争していた。いずれにしろ企業を運命共同体あるいは生活共同体に擬する論議である。実際にも、会社が社会であり、生活のすべてになっただけで労働者が大企業を中心に多数存在していた。温情主義 (Paternalism)、経営家族主義を経営理念として掲げていた経営者も多くいたし、現在でも存在する。しかし、経営家族主義は経営者が親で従業員が子供だという思想であり、そこには対等な関係は見いだせない。今日的には、経営者と従業員が対等な契約関係に立つことが求められる。これは単に雇用契約の締結に関することを言っているのではなく、事業の遂行、業務の遂行に当たって経営と労働が対等な立場で協働するということである。大企業で典型的にみられた企業丸抱えの関係から、契約主義的關係への人材マネジメント理念の転換である。人材マネジメントの契約主義化である。

人材マネジメントの理念の変化は当然、企業の人材戦略、人材育成戦略の見直しにつながる。人材マネジメントの諸システムを新しい理念にふさわしい仕組みに再編成する必要が出てくる。企業と労働者の間は、ウエットかつ曖昧な関係ではなく、ドライでビジネスライクな関係に近づいていく。職責と成果責任、それに権限の範囲を明確にした契約主義的な働き方になる。曖昧な関係から契約主義的な関係への移行は、労働者に今まで以上の負荷が課されることになり、企業との関係はシビアになる。労働者にとっては職業生活の自己責任化である²⁰。しかし、契約主義理念の徹底は、自律した職業人による業務遂行が求められるこれからの企業経営で避けて通るわけにはいかない。

(5) 個の尊重

歴史的にみても国際比較でも相対的に豊かになった日本の社会を背景に²¹、働く者の価値観、労働観の多様化が進み、人材マネジメントにおいても集団主義、画一主義、同質主義では従業員が満足しなくなっている。企業内において自己の価値観を実現し、自己の能力を発揮する場を求めている。一方、企業が求める人材像も多様化している。環境変化やグローバル化に対応するために、多彩な人材の確保、育成、活用が不可欠だからである。多様・多彩な人材を育成し、組織目標達成に向けて有効に活用するためには、同質主義、集団管理ではなく、多様性を前提とする多元管理が必要になる。

それはまた、従業員個人に焦点を当て、その素質、資質、能力特性、適性、意思と価値観に応じた評価、育成、活用、処遇を実現する個性主義でもある。個人ごとに異なる個性の存在を受け入れ、異なる才能を認め、組織の活性化のためにむしろ異を取り込み、異を活用するという側面からは、異質・異能主義と呼ぶことができる。多元管理のもとに個性主義、異質・異能主義をつきつめれば、従業員一人ひとりを見つめた個別管理につながっていくことになる。

このように、これからの人材マネジメントには、「個の尊重」が求められるのであるが、同時に従業員自身に対しても、多元管理、個性主義、異質・異能主義、個別管理に柔軟に対応できるように、「個の確立」が求められることも忘れてはならない。

2 これからの人材マネジメントの役割

前節で述べた人材マネジメントの理念に基づいて、具体的な人事・処遇システムの構築や実際のマネジメント活動が行われることになる。本節では、具体的なマネジメントシステムというよりは、前節の人材マネジメント理念を根底にした人材マネジメントの役割あるいは目的について検討する（前掲別表、下段参照）。

(1) 自立し自律する職業人の育成

「自立」とは、組織（企業）に対して相対的独立性を有することである。もちろん、人材マネジメントが目的とするのは基本的に組織内職業人であるが、前節で述べた契約主義の理念に立ち、パートナーシップに基づき業務を遂行し、個の確立した組織内職業人を指す。「自律」とは、仕事に関する意思決定や仕事の遂行に関して、高い専門能力に基づき自己コントロールできることを意味する。「自立し自律する職業人」とは、企業内にあっても組織に対して相対的に独立した個人として、自己責任の下で自律的に行動する職業人のことである。また、社会的広がりを持った職業生活と、さらには職業生活以外の人間生活をバランスさせ、充実することを求める職業人でもある。

これからの職業生活では、もはや会社が何か与えてくれるだろうという会社依存の考え方は許されなくなり、むしろ従業員が会社に対して何を貢献できるかが問われるようになる。こうした現実に対応できる「自立し自律する職業

人」を育成すること、あるいは自立し自律できる職業人になるための仕事上の機会と場を提供することが、これからの人材マネジメントの役割である。

(2) 働きがいの付与、自己実現を図る場の提供

長期不況の下、わが国の賃金水準はこのところダウンしているが、⁽²²⁾ 前述したとおり歴史的、国際的にみると今の日本は相対的に豊かである。したがって今日、働くことの意味はかつての生活の糧を得ること中心から、働きがい、生きがいを求めることに重点がシフトしている。なお、筆者は、企業が組織（職場）と仕事を通じて従業員に与えることができるのは、直接的には働きがいではなく働きがいであると考えている。それが間接的、結果的に働きがいにつながる従業員もいるだろうが、ここでは企業が直接的に関与可能な「働きがい」の付与を人材マネジメントの役割と位置づける。

ところで、働きがいとはどういうこと、あるいは状態なのだろうか。小野公一は、「その人の仕事生活を通して、職務満足を感じられること、そして、それが自己の人生の肯定に繋がること」と定義づけている。⁽²³⁾ 筆者自身は暫定的に「①仕事や所属組織が自分の適性や価値観に合っており、②仕事を通じて能力を十分に発揮できかつ人間として成長でき、③仕事や所属組織自体に誇りを持っていて、④仕事や所属組織に満足している状態」と定義づけることとする。つまり、仕事自体への満足度のほか、所属組織（企業）への満足度も含めてとらえている。いずれにしろベースになっているのは、前述したES（従業員満足）である。

しかし、人間性や人間の欲求に関して、その複雑性を前提とする「複雑人の仮説」⁽²⁴⁾ に立てば、シャイン（Schain）のいうように、欲求を充足するための「常にすべてのひとに有効なただ一つの正しい管理戦略というものは存在しな

②5「い」。つまり、特定の制度・施策を実施すればすべての従業員が必ず働きがいを感じる、という絶対的な方策はないのである。人によっても、そのライフステージの違いによっても働きがいを感じる状況は様々である。したがって、企業としては、働きがいにつながる多様な選択肢、多彩なメニューを導入して従業員に提示する必要がある。しかも、採用から退職までの狭い意味の人事・処遇システムだけでなく、定義の要素に織り込んだように、組織のあり方なども含む広い意味での人材マネジメントに関わるシステムを検討することになる。

さらに、単なる働きがいにとどまらず、仕事で自己実現を求める従業員に対して組織（企業）あるいはその職場を「自己実現を図る場」にすることが、人材マネジメントの高次の役割である。「働きがい」の高度化した形が「自己実現」であり、自分の夢、ロマン、ビジョンを実現している状態である。だが前述したとおり、実際には自己実現に向けて努力段階にある職業人の方が圧倒的に多数派である。また、自己実現欲求は際限なく継続する可能性があり、終わりのないプロセスだという点で、人材マネジメントにとっては極めてハードルの高い役割となる。

このように、人材マネジメントとそのシステムは今日、従業員に働きがいを付与し、自己実現を図る場を提供する役割を担うことが期待されている。その場合、働きやすさと働きがいの異同、モチベーションや満足度と働きがいの相互関係、キャリア開発・形成と働きがいの関係、組織コミットメントや組織文化（風土）と働きがいの関連性など、理論的に検討、整理しなければならぬ論点は数多い。また、従業員が働きがいを感じる要因や働きがいを構成する要素の探求と抽出、体系づけも不可欠な作業である。そのうえで、人材マネジメントのどのような制度・施策、システムでその要因や要素を受け止め、体系的に組み込んでいくかが課題になる。

(3) 多様な選択肢の設定

多元管理や異質・異能主義に基づき個を尊重する理念からは、地位処遇制度、賃金処遇制度、さらには育成や活用方法なども含む人材マネジメントの諸側面において、複線型のシステム⇨複線型人事管理（制度）が必要になってくる。複線型人事管理とは、採用形態、雇用形態から、社員等級制度、役職・昇進体系、賃金体系・制度、配置・異動、勤務地、研修・能力開発、退職管理に至るまで、人材マネジメントシステムの中に複数のコース、進路、選択肢を設定する人事管理方式である。⁽²⁶⁾ キャリア選択型人事制度のうち、職種別採用、社内公募制、社内FA制度、社内ベンチャー制度、勤務地選択制、複線型人事制度（等級制度、昇格制度）、複線型役職制度（昇進制度）、選定年制、選択型福利厚生などは、複線型人事管理の各論的な制度・施策といえる。⁽²⁷⁾ 多様な選択肢を設定することは、従業員のキャリアの選択肢を多様化するということでもある。

複線型人事管理システム導入の目的は、これまでも触れてきた企業側の「多様な人材の確保、育成、活用のニーズ」と、労働者側の「価値観や条件に合った多様な働き方に対するニーズ」の調整、統合である。両者を調整、統合するキー概念が複線型人事管理であり、接点となるのは複線型の人事管理制度である。単に労働者側のニーズに対応して多様な選択肢を設定するだけではなく、それは同時に企業にとっても人材活用へのニーズを満たすことになる。⁽²⁸⁾ 今日、人事・処遇制度の成果・業績主義へのシフト、労働者側における働きがいへの欲求、キャリア開発・形成意識の高まりなど、複線型人事管理システムの導入を促進する要因が拡大し、導入される複線型人事管理システム自体も実に多様化している。

(4) キャリア支援、キャリア・マネジメント

これからの人材マネジメントとその諸制度・諸施策は、キャリア開発・形成支援、キャリア・マネジメントのためのシステムとして改めて捉え直す必要がある。この場合のキャリアは、ライフ・キャリア（人生そのもの、生き方）ではなくワーク・キャリア（仕事の経歴、職業人生）である。ワーク・キャリアについては、すでに拙著で筆者なりに定義づけているが、⁽²⁹⁾要約すると「①仕事や職業に関する一連の経験と活動であり、それに伴って獲得した知識・技能と職業能力を包含し、②過去の職業人生、職業経歴に対する個人の価値観に基づく主観的でかつ主体的な意味付けと、将来に向けた職業人生の計画や構想、期待」のことである。

また、キャリア・マネジメントに関しても、同様に拙著で詳しく定義づけているが、⁽³⁰⁾これも要約すれば「①労働者が個人が主体的に行うキャリア開発・形成活動、②組織（企業・団体）が従業員対象に実施するキャリア開発・形成支援制度、施策とその運用、③行政によるキャリア政策——以上を統合する概念で、キャリアの意思決定やキャリア開発、キャリア形成に関わる各主体による一連の諸活動の総体」をいう。ただし、行政のキャリア政策は、人材マネジメント・プロパーの領域からはやや間接的になる。さらに、この定義でいうキャリア開発・形成とは、「客観的な仕事経歴、職業経歴の連鎖を構築するとともに、併せて仕事自体のプロモートや職業能力の開発、向上を実現すること」⁽³¹⁾である。

人材マネジメントにおいて、キャリア・マネジメントの必要性が重視されるようになった背景や要因に関しても、拙著で詳しく論じている。⁽³²⁾その最大の要因は、高度経済成長期に大企業や中堅企業中心に定着したいわゆる日本の雇用システム、日本の雇用慣行が変容してきたことである。日本の雇用システムのベースは、「終身雇用」と誤って呼

ばれている長期継続雇用慣行である。しかし、企業規模の大小にかかわらず、いまや定年まで一つの組織で職業人生を送る形は必ずしも一般的とはいえない。そして、これまで組織（企業）主導の要素が強かった従業員のキャリア開発・形成では、労働者が自己のキャリアを自主的にデザイン（職業人生の設計、計画、構想）し、主体的に選択するところが求められている。キャリア開発・形成における職業人としての自立性、自律性の要請であり、自己責任化である。ところで、キャリア、キャリア・マネジメント、キャリア開発・形成を前述した定義のように理解すると、従業員が自らのキャリアを主体的に開発・形成するだけでなく、組織（企業）およびそのグループが直接、間接に支援することが求められる。それが人材マネジメントの役割でもある。たとえば、キャリア支援部署の設置やキャリア・カウンセラーの配置、キャリア開発研修の実施などは直接的なキャリア開発支援策の例である³³。また、前述したキャリア選択型人事制度を中心に、採用、配置・異動、退職管理、能力開発、評価制度など幅広い人材マネジメントの領域で、従業員のキャリア支援に関連する制度・施策が数多く導入され、運用されている³⁴。

こうしてみていくと、人材マネジメントにおける既存の各種制度・施策自体は、実態として従業員の具体的なキャリア開発・形成の手段になるものが多い。組織（企業）で働くことは仕事経験の連鎖を形成し、職業能力を開発し、仕事をプロモートすることつまりキャリア開発・形成につながる³⁵のである。ただ、これまで組織（企業）にとって従業員のキャリア開発・形成は、人材マネジメントの目的としては従たる位置付けであった。これに対して筆者は、人材マネジメントそれ自体を従業員のキャリア・マネジメント、キャリア開発・形成を実現するためのシステムとして再構成すべきだとの試論を拙著で展開している³⁶。そこではまだ十分に整理できなかった部分も含め、労働者、従業員のキャリアの視点から人材マネジメントを再構築するのがこれからの課題でもある。

(5) 豊かな生活の確保

「豊かな生活」といった場合、組織（企業）内に限っても豊かさの尺度はいろいろある。また、豊か否かは多分に個人の主観の問題でもある。金銭的報酬に限らず、働きがい、WLBの充実度、キャリア開発・形成の展望など、豊かさを表現する要素は多様である。しかし本項では、比較的人々に共有されやすい経済的豊かさに限定して述べることにする。

前述したように、数十年前に比べればわが国は経済的に豊かになっているし、労働者も相対的に豊かな暮らしをしている。労働組合側の要求が、「欧米並みの賃金」から「欧米並みの労働時間」の実現へと変わったのはずいぶん前のことである。それでも心理的な窮乏感はなくならない。収入が増えれば生活水準は上がり、常に賃金は生活費に不足するからである。また、昨今の長期不況、雇用不安の下で、心理的な窮乏感だけでなく、現実的にも収入が減少していることはすでに指摘したとおりである。デフレで物価が下がれば実質的な生活は豊かになるはずだが、実際にはそうなっていない。

いずれにしても、企業としては可能な限り従業員に経済的に豊かな生活を保障する責任を負っている。低い賃金水準ではそれなりの人材しか得られない。ただ、豊かな生活は、労働・労働力の対価としての賃金で保障すべきである。福利厚生面で手厚い給付をするのは温情主義の名残で、自立し自律する職業人対象の人材マネジメントにはふさわしくない。労働者側も、生活すべてを企業任せにして疑われない意識や態度を改める時期に来ている。

(6) 生産性の向上、企業業績の持続的向上、企業の成長

人材マネジメントの目的は、経営資源であるヒト⇋人材を最大限に活用して、最終的には生産性の向上を通じた企

業績の持続的向上、企業の成長を実現することである。自己実現も豊かな生活も企業業績が向上し、企業が成長しなければ絵に描いた餅になる。ゴーイング・コンサーン (Going Concern ≡ 継続事業体) としての企業は、やはり生産性の向上、業績向上、企業の成長を人材マネジメントの目的として明確に位置づけるべきであろう。そうすることで初めて、従業員の働きがい・やりがいと業績向上の相乗効果をねらう、あるいは両者の同時的実現を図るという人材マネジメントの目的が実現できる。ただ、その担い手は人格と欲求を持った人間的存在としての従業員にほかならない。人材マネジメントの制度的表現形態である各種の人事・処遇システムの役割は、具体的な仕組み・制度とその運用を通じて従業員を動機づけ、労働意欲と士気 (モラール) を高めることにある。

四 これからの人材マネジメントの運用基準―むすびにかえて

1 能力主義の再構成

「三―1―(2)」では、人材マネジメント、とりわけ人事・処遇システムの運用基準のベースに関して、仕事ができる能力 (職務遂行能力) を内容とする「能力主義」におくべきだと主張した。また、能力主義は、能力育成・開発主義であり、能力活用主義であることも論じた。

人事・処遇システムの基本的な決定要素は、①仕事 (職務、役割)、②能力 (職務遂行能力)、③成果・業績である。能力主義の立場では、これらの要素のうち能力と処遇の関係が最も直接的で、仕事と処遇、成果・業績と処遇との関連づけはどちらかといえば間接的である。もともと能力主義の人事・処遇システム自体が、仕事や業績と処遇は短期的には必ずしも一致せず、中・長期的に見て一致することを前提に成立しているからである。いわゆる、右肩上が

りの時代にはこうした仕事、業績、能力、処遇のズレは経営的に十分吸収できたが、厳しきの増す経済・経営環境の下で、これらのミスマッチは低成長期を通じて経営にとって負担となったのである。また、能力主義と年功制はそもそも同じ日本の雇用慣行の上に成立している人材マネジメント基準であるから³⁷、能力主義の人事・処遇制度が年功的運用に陥りやすく、実際にも年功的運用を行ってきた例が少なくないという問題点もあげられる。

これに対して仕事主義、つまり担当する仕事、職務を人材マネジメントの運用基準、とくに人事・処遇の直接的な基準にすれば合理的である。仕事の大きさ、重要度、困難度に応じた処遇になるからである。ただし、環境変化に俊敏に対応するフラットで動態的な組織³⁸における柔軟な業務活動、専門・プロ人材³⁹による創造的な業務遂行を前提にすると、仕事に人をつける剛構造の仕事主義には限界がある。

これまで仕事に人をつける仕事基準の人材マネジメントが普及せず、人に仕事をつける能力基準の人材マネジメントが普及していたのは、その柔軟性と能力開発主義の理念が寄与している。仕事と処遇の関係を間接的にすることで、柔軟な人材の配置・異動と安定的な処遇の両立が可能になり、柔軟な組織運営ができたのである。環境変化に応じた組織の改編、工場・事業所のスクラップ・アンド・ビルドが推進できることで、経営や産業の発展につながったわけである。人が仕事をつくることで創造的な職務遂行が可能になったし、人に合わせた柔軟な職務分担や業務配分によつて、相互に仕事を融通し合い、協力し合うという日本的な仕事の進め方も形成された。また、能力開発主義の理念も従業員にとってはメリットがあり受け入れやすい。そして前述したように、能力開発主義は開発した能力を仕事上で活用、発揮する能力活用主義とセットになっていて、最終的には企業業績の向上につながることが期待されているのである。

考えてみるに、能力主義の能力は職務遂行能力、仕事ができる能力、仕事関係的能力であるから、本来、仕事要素を基礎においていたのである。能力主義が仕事から遊離し、年功的運用に陥っていたと指摘されている現状を踏まえると、再び原点に返るとともに、改めて仕事要素の存在意義を確認する時期に来ている。担当する仕事と、その仕事ができる能力（職務遂行能力）の程度を基準、ベースとする「職務・能力主義」への再構成である。

なお、最近では「役割」を基準とする人事・処遇システムが大手企業を中心に増加している。とくに役割等級制度、役割給、役割業績評価制度などの具体的なシステムとして導入されている。この場合の「役割」は、必ずしも確立したあるいは成熟化した概念ではない。企業実務での概念規定と運用方法は実に多様である。筆者自身は、「①役割とは成果責任との関連でみた組織上の役割分担あるいは機能であり、企業に対する業績貢献の態様である。②その範囲は実際の担当者によっても変動する緩やかな職務概念である」と定義つけている。つまり、剛構造ではない緩やかな職務概念、柔軟な職務概念であるから、役割主義は広い意味の職務主義や仕事主義に分類できる。また、各職位（Position）に固有な役割のほか、担当者が設定する業務目標の内容やレベル、結果としての役割業績や成果によって、つまり属人的な能力によっても高め、広げ、深めることができるから、能力主義とも親和性がある。そこで本稿では役割を「職務・能力主義」の職務の中に包含させることにする。

2 成果・業績主義へのシフト

成熟化した日本経済と企業経営の現状を踏まえると、上述した「職務・能力主義」だけでは環境変化への対応は難しい。俊敏さが要求される今日の企業経営では、業績と処遇をより直接的に関係させる必要がある。担当している仕

事に関連して上げた成果・業績に応じて処遇する側面のウエイトを高めざるを得ない。成果主義、業績主義は短期的な結果を重視し、処遇に反映させる考え方である。従業員が上げた成果、業績に応じて処遇する成果・業績主義には経済合理性があつて、スピードが要求される今日の経営にはふさわしいように見える。しかしこれにも問題点はある。

まず、担当している仕事に関して裁量の余地があつて、自分で業務を選択できる部門や従業員層でなければ、成果・業績主義の適用は公正でない。組織の都合や上司の指示によつて職務が配分され、自分ではほとんど自由にならない制約された範囲内では仕事遂行できない部門や従業員層にとつて、自由競争的な業績主義の適用は不公正である。次に、結果としての業績は、本人の能力や努力、頑張りだけでは決まらず、組織内外の諸要因の影響を受けて有利、不利が生じるし、結果自体が不安定だという問題がある。中・長期的にみると、能力の高い従業員、仕事に向きに取り組んで努力する従業員が、やはり高い成果、業績を上げるのだが、短期的には能力あるいは努力と業績は必ずしも一致せず、運、不運がある。結果主義としての成果・業績主義は不安定な処遇基準であることは否めない。さらに、成果・業績主義では目先だけの結果にとらわれて、長期的にみた生産性向上が疎かになる恐れがある。

以上のような問題点はあるものの、環境変化への対応の必要性を考えれば明らかのように、今後は人材マネジメント、とりわけその人事・処遇システムの運用基準として、成果主義、業績主義も重視していかなければならないことは確実である。しかも、経営側の意図だけでなく、配置が公正であり、評価制度が妥当で納得性のあることを前提に、労働者側も成果・業績要素を強めた人事・処遇制度を容認する傾向にある。また、労働を「量」ではなく「質」で測るホワイトカラー的働き方が増加していることも、成果・業績主義へのシフトを加速している。

3 これからは「職務・能力主義＋成果・業績主義」

結論を言えば、これからの人材マネジメントにおける人事・処遇システムの運用基準、決定基準の基本原則を筆者が年来主張してきた「職務・能力主義＋成果・業績主義」におくことを提案する。つまり、担当する仕事（職務、役割）とその仕事ができる能力を基準にする職務・能力主義をベースに、仕事の成果、業績を基準にする成果・業績主義も組み合わせた、ハイブリット（Hybrid）複合型の人事・処遇システムを構築するわけである。前述した不安定さから、成果・業績主義だけを基準とすることはリスクが高いが、能力主義と併存させることによってデメリットを補い、メリットが生かせるのである。能力こそ業績の安定的な源泉であり、中・長期的にみれば能力の高い従業員が多数存在する企業の方が業績は高くなる。今後とも人事・処遇の基準は能力主義を中心としながら、成果・業績主義も加味していくべきである。

この場合、若年層は職務遂行能力（略して職能）要素をメインにするが、中堅層は職務要素と職能要素の両面から処遇し、管理・専門職層に関しては職務要素と業績要素中心に設計する。一般社員層でも営業職に対しては成果なし業績要素を取り入れ、事務職に対しては職能要素を中心に適用する。また、月例賃金は職務・職能要素を重視するが、賞与は成果・業績要素を強める――といったように、対象となる従業員層や処遇の内容によって、各要素の組み合わせや強弱を変えることも必要になる。人事・処遇システムの設計と運用で肝要なのは、年功か成果・業績か、能力か仕事か、といったアレかコレか式の選択ではなく、能力、仕事、業績などの人事・処遇要素をどう組み合わせ、それらのバランスをどう取るか、ということなのである。

「職務・能力主義＋成果・業績主義」を基本におきながら、働きがいにつながる人材マネジメントのシステムをど

う構築するか、これが筆者に課せられたこれからの課題である。

- (1) 労務管理、人事・労務管理から人的資源管理への流れ、そして筆者が「Human Resource Management ≡ HRM」の訳を人的資源管理ではなく人材マネジメントとしていることについては、谷田部光一『キャリア・マネジメント―人材マネジメントの視点から―』（晃洋書房、二〇一〇年）一八六頁―一八七頁参照。
- (2) 山本寛『転職とキャリアの研究「改訂版」』（創成社、二〇〇八年）六頁。
- (3) 碧海純一『新版法哲学概論全訂第二版補正版』（弘文堂、二〇〇〇年）一九七頁。
- (4) 谷田部光一「人材マネジメントと専門・プロ人材」（『日本法学』第七六卷第2号、原田賢司教授古稀記念号、二〇一〇年）二二二頁―二二五頁。
- (5) 同上論文、二二五頁。
- (6) 渡辺峻『ワーク・ライフ・バランスの経営学』（中央経済社、二〇〇九年）一三頁・一八頁および谷田部・前掲論文、二二二頁参照。
- (7) 谷田部・同上論文、二二二頁―二二八頁参照。
- (8) 渡辺・前掲書および渡辺峻『組織と個人』のマネジメント』（中央経済社、二〇〇七年）参照。
- (9) 渡辺峻『コース別雇用管理と女性労働（増補改訂版）』（中央経済社、二〇〇一年）五八頁。
- (10) 谷田部・前掲論文、二二二頁―二二五頁。
- (11) 渡辺・前掲『ワーク・ライフ・バランスの経営学』第二章―第四章、同『組織と個人』のマネジメント』三二頁―三六頁、それに渡辺の所説を整理した谷田部・同上論文、二二三頁―二二四頁参照。
- (12) ワーク・ライフ・バランスに関しては、荒金雅子（他）編著『ワークライフバランス入門』（ミネルヴァ書房、二〇〇七年）、日本経団連出版編『ワークライフバランス推進事例集』（日本経団連出版、二〇〇八年）、佐藤博樹・武石恵美子編『人を生かす企業が伸びる 人事戦略としてのワーク・ライフ・バランス』（勁草書房、二〇〇八年）、山口一男・樋口美雄編『論

- 争 日本のワーク・ライフ・バランス』（日本経済新聞出版社、二〇〇八年）、小室淑恵『改訂版 ワークライフバランス 考え方と導入方法』（日本能率協会マネジメントセンター、二〇一〇年）、佐藤博樹・武石恵美子『職場のワーク・ライフ・バランス』（日本経済新聞出版社、二〇一〇年）、佐藤博樹・武石恵美子編著『ワーク・ライフ・バランスと働き方改革』（勁草書房、二〇一一年）など参照。
- (13) 渡辺・前掲『ワーク・ライフ・バランスの経営学』三四頁―三五頁、谷田部・前掲論文、二二三頁―二三四頁参照。
- (14) キャリア選択型人事制度の種類に関しては、谷田部・前掲書、五二頁以下、渡辺・前掲『組織と個人』のマネジメント』三三頁参照。
- (15) 厚生労働省「労働に関するCSR推進研究会報告書」（二〇〇八年）二頁。なお、労働CSRに関しては、寺崎文勝『わかりやすいCSR経営入門―労働CSR対応―』（同文館出版、二〇〇五年）、吾郷眞一『労働CSR入門』（講談社現代新書、二〇〇七年）など参照。
- (16) 厚生労働省・同上報告書。また、同報告書では、労働CSRに関する企業事例を次の十一分野に区分して紹介している。
①人材育成、②キャリア形成支援、③仕事と生活の調和、④従業員の社会貢献、⑤男女の均等推進、⑥高齢者雇用、⑦障害者雇用、⑧若年者雇用、⑨安全衛生、⑩従業員の健康、⑪社会報告書・CSRレポート。
- (17) 谷田部・前掲書、一八六頁―一八七頁参照。
- (18) 岩田龍子『日本の経営の編成原理』（文眞堂、一九七七年）。
- (19) 村上泰亮（他）『文明としてのイエ社会』（中央公論社、一九七九年）。
- (20) 谷田部・前掲書、一二頁―一三頁参照。
- (21) たとえば、国連開発計画（UNDP）の二〇一〇年版「人間開発報告書」によると、経済的豊かさだけでなく多角的な国民生活の豊かさを示す人間開発指数（豊かさ指数）で、日本は世界第十一位であった。
- (22) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、同「賃金構造基本統計調査」、国税庁「民間給与実態統計調査」の各年版参照。
- (23) 岡村一成・小野公一編著『産業・組織心理学』（白桃書房、二〇〇五年）二二二頁―二二三頁。

- (24) 人間性や人間の欲求に関して、経済人、社会人、自己実現人などの多様な形態が複合的に併存することを前提とする人間観である。
- (25) エドガー・H・シャイン、松井賚夫訳『組織心理学』（岩波書店、一九八一年）一〇二頁―一〇四頁。なお、Scheinのタカナ表記に関して、引用した翻訳ではシャインと表記されているが、ここでは最近の一般的な表記例であるシャインとした。
- (26) 複線型人事管理の定義と理念は、谷田部光一「複線型人事管理とキャリア開発・形成」『法学紀要』第四七卷、二〇〇六年）一七四頁―一七五頁、複線型人事管理制度の分類等に関しては、同論文一七五頁―一七八頁参照。
- (27) 各キャリア選択型人事制度・施策の内容に関しては、谷田部・前掲書、五三頁以下参照。
- (28) 複線型人事制度導入の背景や目的に関しては、谷田部・前掲論文、一七八頁―一八〇頁参照。
- (29) 谷田部・前掲書、一七頁。
- (30) 同上書、二三頁―二四頁。
- (31) 同上書、一九頁―二二頁参照。
- (32) 同上書、第一章参照。
- (33) 同上書、第三章および五三頁参照。
- (34) 同上書、第四章参照。
- (35) 同上書、一八八頁参照。
- (36) 同上書、第一〇章参照。
- (37) 同上書、五頁―七頁。
- (38) 谷田部光一「専門・プロ人材の育成と活用」（『政経研究』第四五卷第四号、二〇〇九年）五〇頁―五一頁参照。
- (39) 専門・プロ人材の概念とその修正内容に関しては、谷田部光一「専門・プロ人材の概念と人材要件」（『政経研究』第四五卷第三号、二〇〇八年）、および谷田部・前掲論文「人材マネジメントと専門・プロ人材」（一三六頁参照）。

日米対立の史的構図（二・完）

秦 郁 彦

「正午ラヂオの放送、日米戦争突然停止せし由」

——永井荷風『断腸亭日乗』——

日本は一九四五年八月（昭和二〇年）八月、ポツダム宣言を受諾する方式でアメリカなどの連合国に「無条件降伏」する。

直前まで本土決戦を呼号していたにしては、突然とも唐突ともいえる幕切れだったから、日本を決断させた最大の誘因は何だったのかについては、当時の関係者でも見解は分かれる。とくに原爆投下（八月六日）とソ連の参戦（八月九日）を比較して、どちらの比重が大きいかをめぐる論争は久しいが決着はついていない。

最近もソ連参戦の比重を強調する長谷川毅（カリフォルニア大学教授）と、原爆投下を重視する麻田貞雄（同志社大学

名誉教授）の新たな論争が展開され、日米の両学界で話題になった。⁽¹⁾

麻田は日本の指導層に対するショック効果を比較して、ソ連参戦は「間接的な衝撃」にとどまるのに対し、原爆投下は「直接的な脅威」だったと説く。そして「もし仮に原爆が投下されず、ソ連の参戦だけであったとすれば、あの時卓で日本が降伏したとは思えない」と論じた。私も麻田の論旨に賛成だが、ややニュアンスが違う。

この争点について、私が一九五〇年代から終戦の決定に関わった人たちと会うたびに聞いてみたところでは、「片方だけでは徹底抗戦論を押さえきれなかった。両方が重なるダブル・ショックで何とか終戦に持ちこめた」というのが、ほぼ一致した見解だった。

そうだとすると、日本国民は二つの偶然によってきわどい生を拾ったことになるが、一方では原爆やソ連の参戦がなくても通常爆撃と海上封鎖で日本は参っていたはずだという有力な議論もあり、アメリカのほうに賛同者が多い。

この種の論争の背後には戦後いち早く「過ちは繰返しませぬから」と、主語の欠けた記念碑を広島島の爆心地に建てた「心やさしい」日本人と、原爆使用の正当性を主張しながらも、「原罪意識」を捨て切れない米国民の心理的暗闘が潜在しているのだが、ここでは深入りしない。

代りに著者が注目したのは次の段階、つまり降伏⇨終戦を境として、一夜のうちに激変した日本人の集団心理である。それは敵対から友好、憎から愛への急速転換と評してよいだろう。戦後世代には落差の大きさが実感しにくいと思われるので、当時の抗戦論と恭順論の事例を比較してみよう。

まず抗戦論だが、戦争末期の日本は「一億玉碎」をスローガンに本土決戦の思想でこり固まっていた軍部が主導し、マスコミも一般国民も当然のように随従していた。徹底抗戦派を支えたいいくつかの言行を拾うと、最初に挙げたいの

は、他ならぬ戦時宰相（一九四一年十月―四四年七月）だった東条英機大将の言行である。一九四五年二月、内々で終戦の方途を模索していた昭和天皇は近衛元首相にひきつづき、東条を呼び、一対一（藤田侍従長が侍立）で意見を聞いた。藤田がメモした東条の発言要旨は次の通り。^②

硫黄島に敵は上陸し来りたるに至れるも、従来敵の占領に委せたるは外域にして……純粹の領土にあらざ……（開戦）四年後の今日漸く硫黄島にとりつき得たりともいい得。空爆の程度もドイツに比すれば序の口なり……この位のことにて日本国民がへこたれるならば、大東亜戦完遂と大きなことはいえず。

配給に対する苦情も、従前の飲食に対する考えより起る。陛下の赤子なお一人の餓死者ありたるを聞かず……我は正義の上に立つ戦なり。皇国不滅を信じて立つならば悲観に及ばず（傍臈は奏）。

「いささか情ない思い」で聞いていた藤田は、「陛下の御表情にも、ありありと御不満の模様がみられた」と記録しているが、質疑に移ってから、負け惜しみ一方の楽観論に徹した東条の長広舌は止まらない。

硫黄島、台湾、琉球（沖縄）の「防備は十分なので容易に敵手に委ねることがあるとは思えませぬ」「ソ連が直ちに中立を放棄することは考えられませぬ」と述べたて「従って今のところ（戦局は）五分五分と思考いたします」と結んだ。

すでに紹介した近衛文麿の「陸軍赤化説」にひきつづき、東条の「五分五分論」を聞かされた昭和天皇の困惑ぶりがしのばれる。空疎な精神論はともかく、戦局に対する見通しをこれほど間違えた例は稀だろう。

硫黄島は三月、沖縄は六月に失陥しソ連は四月に中立条約の破棄を通告したのち八月に参戦している。三月十日の東京大空襲を手始めに全国の主要都市は次々に焼き払われ、最後に原爆投下でとどめを刺された。

だが天皇の「聖断」でポツダム宣言の受諾に至る過程で、阿南陸相を担いだ陸軍の抗戦派は和平派を葬るクーデターをもくろむ。近衛師団は宮城を一時占拠したが、阿南の自決、古賀少佐（東条の女婿）らの逮捕によつて反乱は終息する。反乱グループの論理は、平泉澄の門下でクーデター派の中心にいた井田正孝中佐の次のような回想^③から見当がつく。

かの南米の小国パラグアイは五年戦争により全人口の八割を失うまで戦った。フィンランドしかり。中国しかり。ドイツもしかり。ひとりわが国は神州正気の民と自負しながら、本土決戦も行わず降伏せんとするが如きはあまりに打算的……

（秦注）南米のパラグアイが一八六四年から七〇年にかけてアルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ連合軍と戦つて敗れ、領土の半分、人口の八割を失ない、ロペス大統領も戦死した。パラグアイでは大統領が戦死した例は他にないと今も誇りにしていると聞く。パラグアイ戦争（又はロペス戦争）と呼ばれている。

現在でも日本ではラテンアメリカの専門家でもないかぎり、聞いたこともないこの戦争の情報を井田がどこで知つたのか、私は晩年の本人にも聞いてみたが忘れたという返事だった。なお井田（のち岩田と改姓）は戦後を電通の総務部長、役員として余生を完とうするが、硬派が大勢を占めた陸軍の幹部のなかにも建前と本音の間でゆれ動く大勢順

応派がいなわけではなかった。

彼らは天皇が「このさい朕が悪者になって」と終戦の聖断をくだし、「承諾必謹」の名分を与えると、みるみる戦意を失なう。そうした心理経過は理性派と見られていた河辺虎四郎参謀次長の日記で窺える。八月九日に「戦うあるのみ」と記した河辺は、十日の日記に「降参はしたくない、殺されても参ったとは言いたくないの感情あるのみ」と、十一日は「終日部室に座りあり。気のぬけたビールかと自嘲するのがやつのこと」「殺さるるまで鉄面皮漢で生きん」と書きとめた。

おそらく軍人でも大多数が、個人的には河辺と同じように抗戦↓絶望↓虚脱の過程をたどって既成事実を受容する心境に至ったものと想像される。それにしても河辺の変り身は早かった。八月十九日には降伏と米軍進駐の打合せに陸海外のスタッフをひきいてマニラへ飛び、のち河辺機関長として米軍の情報機関で働らくことになる。

食わせてもらった負い目

では「一億玉碎」の境地をくぐり抜け降伏、がらり変って米軍の占領という新たな局面に向きあった日本人はどんな心情で対応したのだろうか。

終戦の詔書を掲載した一九四五年八月十五日の朝日新聞を見ると、「一億相哭の秋」と題した社説が目に入る。横には「再生の道は苛烈、決死。大試煉に打克たん」「国体護持に邁進」の見出しもあるが、将来に対する具体的な展望は提示していない。

「恐らくは今後幾年か、はたまた幾十年か並々ならぬ苦難の時代が続くことを予め覚悟してかからねば」と悲觀氣

分が横溢するなかで、「死せず亜細亜^{アジア}の魂、東亜解放の途へ」の見出しが目を惹く。大東亜戦争がアジア諸民族の覚醒に貢献したのを、せめてもの慰めにしたいたい心情かと思受けるが、敗戦は「アジアの奴隷化に拍車をかける」だろうと自嘲してもいた。

日本が「解放」した欧米の旧植民地に宗主国が戻って苛酷な統治が再開される事態を予感したのだろう。しかしビルマ、フィリピン、インドネシア、ベトナムなどが自力の独立闘争を挑み数年内に目的を達成したことや、日本に代って中国へ東アジアの指導的地位を与えるのが連合軍の政策だったことは見通せなかったようだ。

こうしてほぼ全員が、いわば茫然自失の精神状況で、日本は野心的な改革プランを携えて乗りこんでくる占領軍を迎えた。その期間は予想以上に長びき六年半に及ぶが、立場による異論はあるにせよ、敗戦国の日本人にとっては「予想以上の寛大な占領」、連合軍とくにアメリカから見れば「史上稀に見る成功した占領」となったのは、想定の外外だったようだ。

過酷さや寛大さの尺度は期待や覚悟との落差で測られがちであるにせよ、終戦直後には情報不足もあり概して過酷な占領政策を予想する者が多かった。八月十五日の朝日新聞は「見えざる鉄鎖がひしひしと迫り」つつあるが、「いかなる敵も我々を奴隷とすることはできないのだ」と述べている。卓から察して、アメリカ社会の黒人なみに処遇されそうだと覚悟していたのかもしれない。

その予測は裏切られた。それから六年後、マッカーサー占領軍総司令官が更迭され、帰国するに当り、朝日新聞は「今日まで六年間われわれを導いてくれたマ元帥」（五十一年四月十二日付社説）、「さよなら！マ元帥、有難う」（同年四月十六日付）と書き「沿道に別れを惜しむ歓送の都民二〇万」と報じた。嬉しい期待外れと呼んでよいのだろうか。

もうひとつ別の例を挙げてみる。

「軍人が無謀とムチャクチャをなし続けて来て、ここに至れるなり」（八月十一日の日記）と自覚していた前記の河辺参謀次長は占領後の日本の姿について、

1. 領土は三、四世紀前を現前せん。
 2. 民族の純血たちまちに汚されん。
 3. 士道もとより撲滅されん。
 4. 耶蘇教信者の跋扈せん。^{ばつこ}
 5. アメリカ語が急速に蔓延せん。^{まんえん}
 6. 日本歴史の内容は根底より改纂されるべし。
 7. 西洋文化のありがたさを極度に教え込まれるならん。
 8. 我々の英雄、忠臣、これらはすべて抹殺せられん。^⑤
- などとユニークな予見を書き残した。

「その通りになった」と膝を叩く人士は少なくないだろうが、河辺が早くも占領政策による強制ばかりではなく、被占領国民の自発性ないし迎合の双方を洞察していたことにおどろくほかはない。

米軍の占領はマッカーサー総司令官の厚木飛來を手始めに、八月末から始まった。占領軍が日本政府を通じる間接統治方式を採用したこともあり、平時体制への復帰は大した混乱もなく順調に進んだ。懸念された米軍の規律も概して良好で一か月もすると、米兵と腕を組んで街を歩く若い女性も珍しくなくなった。英米語熱も高まり英会話テキスト

トは、この年のベストセラーとなり飛ぶように売れた。

庶民レベルの反応はさまざまであったろうが、占領初期の世相を知る手がかりとして、永井荷風の『断腸亭日乗』から一端をのぞいてみたい。

「全国を通じて国民飢餓に陥るべき日は刻々に迫りをれりといふ……余が余命も來春まで保ち得るや否や」（九月十六日）

「（天皇のマ元帥訪問の恥辱を憤り）角ある馬、鷄冠とてつかある鳥を目にする時の來るも遠きにあらざるべし」（九月二十八日）

「（酒場で米軍將校たちが）「給仕の少女を相手に日本語の練習をなす。日本の軍人に比すればその拳動遙かに穩和なり」（十月七日）

「（米兵チョコレートを日本人に売り）この金を持ちて素人屋に行き女を買ふ」（十月二十五日）

「（コーヒーの）米国製鐘詰をひらく……人間も動物なればその高下善悪は食料によりて決せらるべし」（十二月八日）

「私娼窟に米兵出入禁止の貼札出でてより市中米兵の徘徊はいかいするも少くなれり」（十二月二十六日）

荷風らしくのんびりした筆致の話題が多いなかで、飢餓に対する恐怖心だけは切迫感がある。実際に巷では冬を越すまでに一千万人が餓死するだろうという風説が流れ、「コメよこせ」のデモは宮内省にまで押しかけた。一般庶民にとつてはマスコミが注目した占領改革や新憲法の制定などは二の次で、最大の関心事は食料問題だったかと思われる。

幣原内閣（四五年一〇月―四六年五月）の外相として「戦争で負けて外交で勝った歴史がある」を信条にマッカー

サーとわたりあった吉田茂は、「一か月も全国で赤旗を振ればアメリカは食糧を持ってくるよ」とうそぶいていた。四六年四月の総選挙で首相に擬せられた鳩山一郎が公職を追放され後継者になると、吉田は食糧の緊急輸入をマッカーサーに頼みこみ、「自分が総司令官であるかぎり日本国民は一人も餓死させない」との確約を引き出すまで、組閣を引きのばす「名人芸」（猪木正道）を発揮した。

ワシントンの説得に手間どり、米極東軍のストックを積んだ食糧船第一号がマニラから到着したのは四六年五月までおくれたが、餓死者が出なかったのを責められた吉田は農林省の統計が不備だったせいで、「きちんとしていたら無謀な戦争はやらなかったし、やれば勝っていたかも」と言い返し、マッカーサーを苦笑させる。

伏線はその前にもあった。前年の末だが、昭和天皇は食糧援助の代償にと宮中の宝物目録を幣原首相に持たせマ司令部へ届けると、総司令官は「（そんな取引きは）面目にかけてもできない。必らず食糧を入れるから、陛下へ安心するよう申しあげてくれ」と答え、目録を返したという⁷。

「成功した日本占領」を花道に、次期大統領選（一九四八年）への出馬をめざすマッカーサーの政治的思惑かという意地悪な見方もあるが、飢餓から救ってもらった感謝と負い目のコンプレックスは、戦後日本の親米路線を定着させる礎石となる。加えて空腹をかかえた庶民たちにとって最大の娯楽は、四年間の空白を埋めるかのように流入したアメリカ映画だった。

占領体制のアメとムチ

庶民階層とちがい、知識階層の反応は必ずしも単純ではなかったが、大勢はGHQが矢つぎばやに出した「占領改

革」を積極的に支持した。

それは財閥解体、農地改革、教育改革（六・三制）、婦人参政権の付与など広汎にわたるが、めだつた抵抗は起きなかった。新制中学の校舎建築が開校に間にあわず自殺した村長は数人いたが、土地を「没収」されて自殺した大地主は記録されていないし、旧制高校の廃止に反対して坐りこみした生徒もいなかった。

ひとつには成功した諸改革は、戦前から担当省庁のなかに類似の改革を志向する有力な流れがあり、GHQの「お声がかかり」を利用したにすぎないという側面もあつたからだ。しかも改革によって、多くの受益者たちが誕生して、占領終結後の「逆コース」を阻むことになる。公職追放を解除され復帰しようとした旧トップを、若手の後継者が拒んだのは好例である。

占領政策は「アメとムチ」の二本立だったが、食糧や映画を典型的なアメとすれば、帝国陸海軍の解体、東京裁判、新憲法の「押しつけ」などはムチに当るだろうが、この分野でも抵抗は微弱どころか、ムチの痛みを実感した人はあまりいなかったのではあるまいか。

東京裁判判決の直後に朝日新聞社説は「平和決意の世界的表現……われわれは進んでこの制約に服するもの」（四八年十一月十三日付）と、東大国際法教授の横田喜三郎（のち最高裁判所長官）は「世界の審判がついに下つた」「国際法の革命」（同日付毎日新聞）と肯定的なコメントを発表、それは学界の主流的見解と見なされた。

日本人弁護団のなかにも「興行的誇示と、連合国内むけの安価な復讐感覚に訴えるために仕組まれた東京裁判」（清瀬二郎）に混つて、「本裁判によって陸軍を中心とする軍閥Ⅱ国家の癌が芟除せんじよされたことが重要」（榎本重治）とか「日本みずからの反省材料を与えし臆はむしろ感謝すべきか」（豊田隈雄）のような所感を記す人も少なくなかつた。

自主裁判の功罪論や戦争責任論の行方も影を落している。終戦直後に東久邇宮首相は「一億総ザンゲ」の標語で全国民の責任分担を呼びかけたが、東京裁判は二十数人のA級被告を除き一般国民は軍閥と軍国主義の犠牲者と位置づけ、戦争責任は問わなかった。

そのA級戦犯たちも、法廷が開戦責任を問うたのに本人たちは敗戦責任に置きかえ、一切の怨みごとを言わず刑に服している。この領域でも新たな受益者層が生れたといえよう。

少数とはいえ知識層のなかには、マルクス主義に傾倒し社会主義体制の実現を希求する人たちがいた。左翼、リベラルと見なされ戦時体制下で教職を追われていた学者、研究者は復職し、獄中にいた共産党員も政治犯釈放のGHQ指令で解放され、活発な政治活動を再開した。

日本側はガンサーが古代ローマのシーザーになぞらえたマッカーサー將軍を、天皇に代る全能の統治者として仰ぎみたが、アメリカ側からすれば大統領を頂卓とする米政府の指令の枠内で行動する立場にあった。

初期の占領政策を律したのは、「降伏後に於ける米国の初期の対日方針」（一九四五年九月二十二日）として公表された大統領の指令で、日本が再びアメリカ及び世界の脅威とならぬこと（非軍事化）を目的にかかげ、封建主義、軍国主義、超国家主義を根だやしする手段として、政治・経済・教育など広汎な民主主義的改革の「助長」（民主化）を命じていた⁽⁸⁾。

つまり目的は非軍事化にあり民主化は手段にすぎなかったので、大元帥の地位を失なった天皇制を残せる余地があった。また昭和天皇が「人間宣言」として知られる四六年年頭の詔書で五か条の御誓文を引用して、アメリカ型ではない日本型の民主主義もあると示唆しても苦情は出なかった。

この指令のなかで解釈上の誤解を招いたのは、占領政策に反しないかぎり「民主化のための暴力行使」を容認するとした条項であった。⁹ GHQは民主化促進のため、日本共産党や労働組合を利用して旧勢力を押さえこむ戦術を取り、暴力沙汰さえ黙認したので、日共幹部のなかには「占領下の赤旗革命」も可能だと唱える楽観論さえ生まれる。

ところが一九四七年頃から顕在化した米ソ冷戦の進展は占領政策にも波及し、GHQは二・一ゼネストに中止命令を出し、反共的姿勢を強めていく。日本共産党も親ソ、親中共の方向へ傾斜して反米色を強め一九五〇年、GHQの追放指令を受けると、徳田球一、野坂参三らの幹部は北京へ亡命し、朝鮮戦争（一九五〇—五三）にさいしてはコミンフォルム（コミンテルンの後継）の指令に沿って軍事闘争の路線をとった。

しばしば「逆コース」の名で呼ばれる占領政策の全面的転換は、冷戦体制下における日本の役割を見直す一九四八年十月の米国家安全保障会議（NSC1312）によって方向づけられる。

それは早期の対日講和と独立回復を前提に、日本が西側陣営の有力な一翼に組みこめるよう、日本経済の復興と安定を援助し、改革は打ち切って日本政府の自主性に委ねようとしていた。しかし初期政策の核心である「非軍事化」を修正して日本の再武装をめざす方針に、戦争放棄と非武装を規定する新憲法第九条の生みの親だったマッカーサーは抵抗した。曲折のあげく、ドッジ・ラインによるインフレ退治は成功したが、講和も再武装も先送りされ、代って沖縄基地が強化されることになる。¹⁰

朝鮮戦争の勃発は占領の環境条件を一変させた。在日米軍の圧力が朝鮮半島へ出動した空白を埋めるため、マッカーサーは警察予備隊の創設を命じ、それはのちに自衛隊へ発展していく。

講和条約の米側責任者となったジョン・F・ダレス（のち国務長官）は、吉田首相に本格的な再軍備を要求したが、

吉田はマッカーサーを味方につけ「見透し」として再軍備は必至となる。但し平和条約ができるまでは再軍備はいやとの建前をとる」観卓から強気の姿勢でダレスとわたりあった。

日本専門家のライシャワー（ハーバード大学教授）は、日本人が「アメリカ人同士を反目させるシニカルな技術を身につけようとしている」と観察した。たしかに吉田は「非武装中立」をかかげていた野党の社会党幹部へひそかに、再軍備反対運動を盛りあげてくれるよう働きかけたりするなど老練な外交手腕を発揮して、「軽武装、経済優先の吉田ドクトリン」（高坂正堯）を確立するのである。

こうして太平洋戦争の法的終結を告げる対日平和条約は一九五一年九月八日、サンフランシスコ市のオペラハウスで四十九か国の代表によって調印された。そして翌年四月二十八日全調印国の批准書寄託によって条約は発効し、日本は七年ぶりに国際社会へ復帰することになった。ソ連、中国をふくむ共産陣営の数か国は調印せず、講和は参戦国の全部を包含する「全面講和」ではなく、いわゆる「多数（片面）講和」の形で実現した。

講和条約と同時に日米安保条約も調印され、独立を回復した日本は、基地を提供するかわりに米軍に守ってもらうことになった。守るといっても条約では義務化されていないことに着目した岸信介首相は一九六〇年、戦後では最大規模の国民的反対運動で苦境に立つが、内閣総辞職とひきかえに条約の改正を達成する。

かつて東条内閣の閣僚だった岸は占領の後遺症を清算し、日本を東アジアの政治大国として復活させる方向を模索していた。第九条をふくむ「米国製憲法」の改正準備に乗りだし、核武装も視野に入れていた。安保改定をめぐる騒動の本質については諸論があり、定説は今も固まっていないが、「反米」よりも「反岸」感情のほうが優越していたと見ることに異論は出ないようだ。

後継の池田内閣は政治路線の対立を避けようと「所得倍増計画」を提示し、国家目標を高度経済成長政策へと切りかえた。

「アメリカ化」の貸借対照

日本とアメリカが同盟関係に入ってから、半世紀を超える時日が経過した。日米安保条約は一〇年ごとに自動延長する規定になっているが、一九七〇年の延長以後は新聞の話題にのぼったこともない。

その間に経済問題などで、時に日米間の「摩擦」現象がクローズアップした例もなくはなかったが、基調としての同盟関係がゆらいだことはなかった。それを支えていたのは、国民の大多数に定着した良好な対米感情である。あえて仕分ければ、次のような要因が挙げられよう。

1. 占領期におけるアメリカの食糧援助を中心とする経済援助。このうち総額二〇億ドルと概算されたガリオア援助のうち約五億ドルは債務として返済したが、「食わせてもらった恩義」の感覚は残った。
2. 経済上の相互依存性は、予想されたよりも強まった。独立回復直後の日本は東南アジアを主要な貿易相手と想定したが、結果的にアメリカが最大の市場となった。
3. 第二次大戦後の世界は、豊かな物質文明を軸とする「アメリカニズム」(Americanization) が流入し滲透した。日本も例外ではなく、むしろ最先端を走った観がある。それは政治・経済ばかりでなく芸能・風俗面にまで及び、価値観の共有化も進行する。
4. 占領終結までの約六年、日本は海外との連絡や交流はすべてGHQ経由という不便さを忍ぶかわり、米軍の保護

下にある安心感から、冷戦など国際政治の動向には鈍感となった。朝鮮戦争勃発の直前に東京を訪れて政府要人たちと会談したダレスは「日本は国際間の嵐がいかに激しく吹いているかを知らないで、のどかな緑の園生にいますという感じ⁽¹³⁾」と発言している。独立後も、米軍の庇護下にある安心感は根強く残り、「非武装中立」論に代表される空想的平和主義が生きのびる背景となった。

では日米対立の伏流はもはや消滅したのかと聞かれれば、そうとも言い切れない。日米友好の基調に反発する形で、細々ながらつづく反米論の流れを箇条的に列挙したい。

1. 復讐論—敗戦直後には旧軍の元抗戦派を中心に、占領政策の展開、とくに天皇制への処遇しだいではゲリラ的抵抗を組織しようとする分子がいた。それを警戒したマッカーサーは一九四六年一月末、天皇を戦犯に指名すれば「数世紀にわたって完結することのない相互復讐の連鎖反応が始まり……すべての民主化への望みは消滅し、日本は共産化するだろう⁽¹⁴⁾」との電報を本国政府に送り、象徴天皇制の存置を承知させた。

終戦と同時に東大教授を辞任した平泉澄は四六年五月、青々塾生たちへ「天皇に対する占領政策のいかんによっては、GHQに討入ることも必要になるかもしれない⁽¹⁵⁾」と説いていたというが、この種の復讐論は、その前後から雲散してしまう。

2. 反帝国主義—マルクス主義者など左翼の論客は、アメリカを資本主義、帝国主義の総本山とみなして敵視する立場をとっていた。しかし、「米帝国主義の打倒」はデモ隊の愛好するスローガンではあったが、それはかならずしも国家や国民を対象とする反米行動とは直結しなかった。武装闘争時代の日本共産党も、保守政権を闘争の対象に

はしたが、米軍と直接に対決することは避けた。占領の前後を通じ、在日アメリカ人が身の危険を感じることはなかった。

3. 経済摩擦―日本の経済力が強まり、対米輸出が拡大するなかで、繊維、電化製品、自動車などの輸出規制と日本市場の開放をめぐる摩擦が続発、双方に反米、反日感情を生み出し、「日米経済戦争」と呼ばれたこともあるが、互譲によって解決され深刻な対立レベルには至らなかった。

4. 陰謀史観の台頭―「修正主義者」たちは歴史の事実経過をそっくり裏返して、正反対のイメージを作り出す語り口にたけている。たとえば彼らは「望みうる最良の占領」（加瀬俊二）を、日本を無害化するために米占領軍が巧妙にしくんだ謀略の所産であり、無意識のうちに「洗脳」された日本人は、いまだに「属国根性」から抜け出していないと説く。

だまされた「被害者」という見立ては、プライドをあまり傷つけないし、醒めて歴史を見直せばプラスの対米イメージは一挙にマイナスへ裏返る可能性もないわけではない。

占領期に中学生だった私も親米気分が盛りあがっているなかで、誰からともなく「3S政策」で愚民化されるなど警告する声を聞いた記憶がある。3Sとは、アメリカ流民主主義の「強制導入」に随伴して入ってきたスクリーン（映画）、スポーツ、セックスを指す。戦時中の長い禁欲生活にうんざりしていた日本人が3Sを歓迎したのは事実で、否定派も内心では抗がいながらも、もろともに楽しんでいたのかもしれない。

それに3Sと類似した「アメリカニズム」の波は、日本ばかりでなくあらゆる西側諸国に押し寄せていた。のちに共産圏にも、ハンバーガーとコカコーラ（ペプシコーラ）飲料を組み合わせた「ファストフード」が進出し、「コカ

表1 「アメリカ化」現象の進行状況

指 標	占領期	その後	参 考
混血化の進行	△	×	信者数はほぼ不変 世界語へ
キリスト教の伸張	○	×	
米英語の普及	◎	○	
士道の衰退	○	○	
日本悪玉史観	◎	○	
平和主義	○	◎	第九条の維持
米食→パン食	○	△	最近は米食回帰の傾向
産児制限（少子化）	○	○	高齢化も進行中
家制度の崩壊	△	○	

× 否定的 △ やや否定的 ○ やや肯定的 ◎ 肯定的

コーラ帝国主義」の異名をもらう。だがわが国でも最近ではコーラ飲料をあまり見かけなくなつたように、河辺中将が懸念した「アメリカ化」現象の多くは概して不徹底に終わったと言えそうだ。

表1は河辺虎四郎の予言など思いついた指標で、アメリカ化現象の進行程度を檢分してみたものである。目に見える政策として米占領軍が導入した財閥解体、農地改革、教育改革、憲法第九条などは、觀察の対象から外した。

このうちで、河辺ならずとも多くの日米人がほぼ確実かと予想したのは、国家神道に代る耶蘇教Ⅱキリスト教の伸張であつたろう。橋渡し役にはこと欠かなかつた。マッカーサー総司令官は一九四五年十月、本国から招いた宣教師グループへ「いま日本は精神的な真空状態にあります。みなさんによつてキリスト教で満たされないと、日本は共産主義によつて満たされてしまうでしょう」と語り、五年間に二五〇〇人の聖職者が日本を訪れた¹⁶。

四七年には最初のクリスチャン首相（片山哲）が誕生し、宮中でキリスト教の講義に出ていた昭和天皇の改宗が噂されたこともあつた¹⁷。占領の終結と同時にこの種の動きはぴたりと止んだところを見ると、占領軍

や天皇は、信仰よりも政治的動機で対処していたのではあるまいか。

教会で英語を学び、留学のチャンスを得た学生たちも定着せず、熱心な布教活動にもかかわらず戦前、戦後を通じて信者の数は増も減もないらしい。

GHQが主導した学校給食で慣れ親しんだのを機に、パン食が庶民レベルまで普及したとされる。それを、アメリカ産小麦の輸出市場を開拓する深謀ではないかと唱える人もいた。しかしパンを中心とする洋食化にはしだいに歯止めがかかり、給食に取り入れるなど最近では米食本位が復活する傾向にある。

改めて表1を見直すと、アメリカの政策意図があったとしても、達成されたかどうか疑わしいなかで、「日本悪玉史観」と「平和主義」は一応の成功を収めたかに見える。そこで占領期に関わる「陰謀史観」のなかから「東京裁判史観」と「閉ざされた言語空間」（江藤淳）の二つを選び、その生態を観察してみたい。

国内消費用の東京裁判史観

「東京裁判史観」という造語が、語義やや不分明のままに論壇で流通しはじめたのは一九七〇年代に入った頃からだが、批判の対象が必ずしも裁判自体ではなく、二次的所産の歴史観に向けられている点を注目したい。

法的観点からの批判もないわけではなく、とくにA級戦犯たちの罪刑法定主義の原則に背く事後法によって裁いたことは問題にされたが、講和条約第十一条で日本政府が「裁判（判決）を受諾」（accept the judgments）すると誓約したこと、旧連合国側にも「東条が法的には無罪」¹⁸（リチャード・マイニア）と主張する意見が少なくないことなどから、争点にはなりにくかった。

そこで裁判の否定論者たちは、昭和初年における日本の対外行動を侵略と認定するために法廷が組み立てた「東京裁判史観」と、それに由来する各継の「自虐史観」に批判と反発の矛先を向ける。後者も前者に劣らず語義は曖昧だが、教科書で秀吉の朝鮮出兵は「侵略」と表現しても、蒙古・高麗連合軍の北九州攻撃は「襲来」と表記するたぐいの習性を指すようだ。

その場合に反撃の論理は、

同罪論（相殺論）

挑発説

の二つに大別される。

同罪論では、侵略も残虐行為も「お互いさま」なのに、「勝者の裁き」だったゆえに敗者の例だけが、クローズアップされたと強調する。挑発説とは、日本が先に手を出したように見えるが、実はアメリカの石油禁輸やA B C D包囲陣の形成など先方の挑発を受け立たざるを得なかった自衛戦争だという論法で、さらに一歩ふみこんで、侵略されたのは日本のほうだという極論も見かける。

おそらく彼らが当惑したのは、占領期をふくめ、かなり後まで東京裁判を批判するマスコミの論調や国民の肉声が見当らず、むしろ素直に受容された形跡が多いことではなからうか。そうなった理由を、想像も混え次にあげてみよう。

1. 国民の多くは飢餓線すれすれの最低生活にあえいでいて、関心を抱く余裕がなかった。
2. 法廷は指導者だけを裁き、一般の日本国民を被害者と見たてて問責せず、国民のほうも「血で血を洗う」自主裁

判を連合国に代行してもらえると受けとめた。

3. その指導者も東条を頂卓とする軍閥の幹部に限定され、石原莞爾、宇垣一成、真崎甚三郎のような反東条派や田中新一、服部卓四郎、辻政信のような参謀クラス、占領軍が利用した河辺虎四郎、田中隆吉、有末精三らは外した。海軍の幹部も同様である。

4. 裁判を公開し、米人をふくむ多数の弁護人をつけ、非公開、弁護人なしの日本軍の裁判慣行を知る国民に、「公正性」を印象づけた。

5. E・H・ノーマンは裁判の重要な意義として「歴史に対する大きな貢献」を挙げているが、久しく「知る権利」を奪われていた日本の歴史家、ジャーナリストや一般国民は、裁判の過程で明るみに出た大量の情報公開に知的好奇心を満足させた。しかも日本政府や軍は終戦時に戦犯逃れのため公文書の多くを焼却してしまったため、反論しようにも材料がなかった。

6. 後世から見ても、「戦犯裁判くらいは（敗戦国には）許容範囲内の犠牲¹⁹」と映じた。

こうして占領期日本人の間に形成された「悔恨共同体」（丸山真男）が融解しはじめるまでには、それなりの時間が必要だった。しかも「敗者のルサンチマン（弱者の怨恨）」（日暮吉延）に終始するのでは説得力が乏しいので、とかく「陰謀史観」、それもアメリカだけでなくコミンテルン（ソ連）、ユダヤ・フリーメイソン、中共などが主役や傍役をつとめる合い乗り型へ流れた傾向がある。

また歴史の専門家は少なく、他分野やアマチュアの論客や運動家が主力を占める。渡部昇一は英語学、西尾幹二は

ドイツ文学、江藤淳は国文学、藤原正彦は数学が専攻、田母神俊雄は自衛隊幹部といったぐあいだ。いずれも読者の情緒に訴えるレトリックの巧者だが、森鷗外の研究が専攻の「硬派文学者」小堀桂一郎は、

A 『さらば敗戦国史観』(一九九二)

B 『東京裁判 日本の弁明』(一九九五)

C 『再検証東京裁判—日本を駄目にした出発点』(一九九六)

D 『東京裁判の呪ひ—呪縛から日本人を解き放て』(一九九七)

E 『さらば東京裁判史観』(二〇〇一、Aを改題)

とたてつづけに東京裁判批判本を書いたかと思えば、最近は中西輝政との対談集である、『歴史の書き換えが始まった!—コミンテルンと昭和史の真相』(二〇〇七)も出した。陰謀者がいつの間にかコミンテルンと合い乗りしてしまったのだが、先にあげた論客の多くが複数の陰謀史観に仲良く加担しているから珍しい現象とは言えない。要は主体性を失って漂流状態の日本は、アメリカ、ロシア、中国、ユダヤなど陰謀の仕掛人から次々に小突きまわされているという構図なのだろう。

ここで小堀など「東京裁判史観」の論客たちが、好んでとりあげる論点を著者なりに整理し例示してみる。

1. 事後法を理由に全被告の無罪を主張したパール判決に、「日本無罪論」の標題を与えて礼讃する。生前のパール判事を日本へ招き、記念碑も建立した(日本政府は勲一等を授与)。

2. 講和条約が発効する一九五二年まで、日本と連合国は戦争状態にあったと解釈する。処刑された七人のA級被告は戦死者とみなし、靖国神社への合祀は当然とされる。

3. 日本は無条件降伏したのではなく、ポツダム宣言が示した条件を受諾する有条件降伏だった。
4. 講和条約十一条（前出）で受諾したのは、外務省が意図的に誤訳した「裁判」ではなく、「判決」だったと強調する。
5. マッカーサーが総司令官解任後に、米議会で「日本を戦争に駆り立てた理由は、主として〈安全保障〉（security）の必要からだった」と証言したのを、日本の自衛戦争と認識していた証拠と受けとめる。
6. 「大東亜戦争」は中国をふくめ相互に納得づくで戦ったのであり、その相手に謝罪するのは筋違いである。

いずれも一理ありそうだが、彼らがこの種の「正論」をひっさげアメリカへ出かけて論戦しようと試みた形跡はなく、日本人の一部有志に訴える「国内消費」（domestic consumption）の自慰的言論に終始した。

その意味では戦前の「八紘一字」や「国体明徴」と同じように、国際社会には通じそうもない片思いの情念なので、アメリカ製の公文書を引き合いに、陰謀の「証拠固め」に乗りだしたのは江藤淳である。

ウオー・ギルトと「甘えの構造」

「ウオー・ギルト・インフォメーション・プログラム」（War Guilt Information Program）という表題の文章に、「再発見者」の江藤淳は「戦争についての罪悪感を日本人の心に植えつけるための宣伝計画」の訳をつけた。

江藤著の『閉ざされた言語空間―占領軍の検閲と戦後日本』（一九八九）によると、一九七九年から一年間、ワシントンのウッドロー・ウイルソン・センターで占領軍の検閲事情を調査している時に、レイ・ムーア（アマースト大学教

授) から提供されたものだという。

この文章は一九四八年二月九日付でGHQの民間情報教育局(CIE)から参謀第二部(GIIのCIS)へ宛てた報告書で、表題にドラフト(案)と入っているのは気になるが、内容は日本人にウオー・ギルトを自覚させるGHQの宣伝活動を占領開始時にさかのぼり記述しているので、それなりに参考となる。

それによると、第一段階の活動は新聞に連載させたGHQ製の『太平洋戦争史』(一九四六年四月刊)の刊行や、「真相はこうだ」(のち真相箱と改称)と題し四五年末からほぼ一年つづいたNHK連続番組の放送に代表される。少年ながら私もかたずを呑む思いで、読んだり聞きいった記憶がある。江藤は「戦後日本の歴史記述のパラダイムを規定するとともに、歴史記述のおこなわれるべき言語空間を限定し、かつ閉鎖した²⁰」と、高橋史朗は「日本人へのマインドコントロール計画」と評すが、果してそんなに大それたものだったのか。

「太平洋戦争」の呼び名を定着させる契機になった粗末な仙花紙本を久々にめくってみた印象だと、宣伝用としては迫力不足の地味な文体で、記者代表の中屋健式が「冷静な立場から第三者として」書かれたと注釈しているように、むしろ検定を通った高校生用歴史教科書に近い。真珠湾攻撃についても「米国海軍史上最大の暗黒日」で「その数時間後に日本の最後通告が届いた」と気拔けするほど淡々と書かれ、しかも「(天皇)陛下御自身の御意志ではなかったのだ²¹」と付け加えている。

「真相箱」のほうは、もう少しドラマチックな工夫を施していたと記憶するが、日本史を題材にした昨今のテレビ番組のほうが、よほどけたたましい。番組はたとえば「帝国艦隊全滅の真相を放送して下さい」という質問に、ミッドウエー海戦や戦艦大和の最後を紹介、沈没した日米両国の軍艦の隻数を伝え、ついでに「日本軍はいつも連戦連勝

を博しているように報道」した大本営発表の虚偽性を認識させる巧みな話法をとっていた。

答えにくい難問も回避してはいない。「原子爆弾が広島に投下されたとき合衆国輿論はどんなものでしたか」という質問には米メディア上のコメントを列挙するが、「我国歴史の汚臭」「全くのテロ行為だ」というニューヨーク・タイムスへ届いた読者の投書も紹介している。

保阪正康は宣伝と教育を兼ねたこの番組が「日本国民の意識に直截に入り込んだ」のは、「善意にあふれた内容」もあつたが、大本営発表に通じる「きわめて巧妙なトリックを用いた論法」のせいだと結論づけている。²²

ともあれ江藤の言う第二段階は、「戦争犯罪人の正当化および擁護」を禁じた検閲方針に沿う東京裁判に関する言論規制が主眼になった。

つづく第三段階は、東条への讚美、原爆投下への非難が日本国民の間に広がる動きを予防することなどが予定されたが、正面きつての宣伝は逆効果を招くので注意深く行動するよう求めていた。しかしGHQの事前検閲は四七年後半から事後検閲に移行したので、やりにくくなったという苦情も記録されている。

ウォー・ギルトと並んで江藤がGHQによる愚民化政策と見立てた検閲が早い段階で緩和されたのは、日本人が進んで占領方針に同調したので、宣伝や教育はあまり必要ではなくなったと判断したからかもしれない。だが江藤はそう考えない。

「その効果は、占領が終了して一世代以上を経過した近年になってから、次第に顕著」になったのは、ウォー・ギルトの宣伝によって「間接的に洗脳されてしまった世代」が、社会の中堅を占めるようになったからだと思いきいからである。

とくに戦後日本の歴史記述が「『太平洋戦争史』で規定されたパラダイムを依然として墨守しつづけ」ている点が重視される。彼の空想力はさらに膨らみ、教科書問題も土下座外交も「南京虐殺」論争も、すべて「CIE製の宣伝文書に端を発する空騒ぎ²³」にされてしまった。

こうなると、江藤の論調は必然的に反米思想へ行くつくしかない。今や姿を消した日米経済摩擦の最盛期に当る一九八七年に刊行した『日米戦争は終わっていない』では、「つくりあげられた言語空間のなかで、意識と行動を決定された状態に甘んじつつ、そのことに気がつかぬまま今日まで来てしまった」と述べる。そしてアメリカに押しつけられた「平和」、「反核」、「民主主義」、「基本的人権」の概念に反逆する自由はほとんど皆無になってしまったと嘆き、「自己回復」を呼びかける。

江藤自身が享受している言論と表現の自由は否定しようもないので、責任はマスコミの自主規制や各人の無自覚に転嫁せざるを得なくなるのだろうか、泣き寝入りもできぬせいか、

「日米の宿命―果てしなき戦い」

「日露戦争直後から日米間の戦いは始まっていた」

「大東亜戦争はいまだ継続している」

のような反米言説へと飛躍する。²⁴

相手が中国や朝鮮半島であれば厄介な紛争を招きかねないが、アメリカなら聞き流すか笑いにまぎらすだけだから、声高に陰謀説を唱えても安心しておれる。江藤はウオー・ギルト論も米財団の給費で研究生活を送っている最中に、米人教授から提供された材料を使って仕上げたものだが、米議会がベトナム反戦運動のリーダー小田実（元フルブラ

イト留学生）を槍玉にあげたのところが、江藤が非難された形跡はない。

江藤は、日米関係にひそむ「甘えの精神構造」に早くから気づき、それを最大限に利用していたようである。新進の文藝評論家として頭角を現していた彼は一九六二年から二年間、ロックフェラー財団の給費でプリンストン大学に留学した。その体験は『アメリカと私』（一九六五）に詳しいが、ロサンゼルスに到着した直後、同行した妻が急病となり入院費を請求されたとき、夫婦で月三五〇ドルは屈辱的に低い給費だと気づく。彼は次のように書いている。

夏目漱石の評伝を書いて批評家になった私は、留学中の金の不足が、精神にどんな悪影響を及ぼすものかをつぶさに知っている。財団の善意に依るためにも、滞米をより効果的ならしめるような給費の増額を要求するのは、むしろ自然なことと思われた（中略）。

私は意地でも財団から入院費を支払わせるつもりで（交渉した財団から）急病に要した費用の全額にあたる小切手を受取った。私は自分のマ、キ、ヤ、ベ、リ、ズ、ムが通用したことに、満足であった²⁵（傍点²⁵は著者）。

一年後にやはり同じ財団から同額の給費を受けハーバード大学へ留学した私は、まだ在米中にこの一文を読んで、著者の身勝手な論理に呆れると同時にタフな闘争姿勢に感心した覚えがある。

私はいえ、出発前にこの給費では独身者でも足りない²⁶と判断して、別の財団からも給費をもらい、自前のドルも携行したので、留学中の夏休みに二カ月近い欧州旅行ができるほど余裕があった。財団本部に立ち寄ったとき、「病气などで困ったら負担してもよいから、コレクト・コールで電話してください」と言われ感激した。江藤の余恵

に浴したのかもしれないが、幸い病気もせず財団の寛容さに甘えて増額要求を出すことなど夢にも思わなかった。どうやら、私と江藤の対米イメージが正反対に近く分れたのは、こうした「原体験」の違いが影響しているのかもしれない。

原体験と言え、小堀桂一郎も幼時から珍らしいほどのアメリカ嫌いだったようだ。『東京裁判の呪ひ』によると、終戦を静岡県沼津の小学校六年生で迎えた小堀は、「不潔なヤンキーなどというものの実物は極く稀にしか」眼にしなかつたが、同世代の連中は「米文化に汚染されていると感じ、（講和条約で）汚染源が一扫されるのは祝うべきこと²⁶」と喜んだそうである。

戦争をくぐり抜けた日米両国は半世紀を超える協調と同盟の関係を維持してきた。それを対米従属と見なし、「甘えても怒られない」（怒ってくれない）のを承知の上で反発する論調は今後も絶えないだろう。

むしろ懸念されるのは、アメリカが日本を捨てる時の到来かもしれない。

- (1) 論争については、長谷川毅『暗闘』（中央公論新社、二〇〇六）を参照。英文の原著は *Racing the Enemy-Stalin Truman and the Surrender of Japan*, by Tsuyoshi Hasegawa (Cambridge, 2005)。反論は『諸君！』二〇〇八年九月号の麻田貞雄論文、なお麻田の所論は「原爆投下の衝撃と降伏の決定」（細谷千博他編『太平洋戦争の終結』、柏書房、一九九七）や *Pacific Historical Review* の一九九八年十一月号の麻田論文、米学界の論争はマイケル・コート「ヒロシマと歴史家―修正主義の興亡」（邦訳は『同志社法学』二〇〇九年一月）を参照。
- (2) 藤田尚徳『侍従長の回想』（中公文庫、一九八七）七四―八四ページ

- (3) 『日本週報』昭和三二年八月号の井田手記
- (4) 『河辺虎四郎回想録』（毎日新聞社、一九七九）二五四―五五ページ
- (5) 前掲河辺、二五六ページ
- (6) 猪木正道『評伝吉田茂』下（読売新聞社、一九八二）一六八、一八五―一八六ページ
- (7) 清瀬一郎『秘録東京裁判』（中公文庫、一九六六）一七七ページ、豊田隈雄『戦争裁判余録』（泰生社、一九八六）二五四、二六〇ページ
- (8) 大蔵省財政史室編『昭和財政史第三巻―終戦から講和まで―アメリカの対日占領政策』（東洋経済新報社、一九七六）付属資料一―一五ページ
- (9) 同右、一一三―一四ページ
- (10) 前掲『アメリカの対日占領政策』三九九―四〇六ページ、秦郁彦『史録日本再軍備』（文藝春秋、一九七六）九九―一〇四ページ。
- (11) 原彬久『吉田茂』
- (12) 前掲秦、一〇五ページ
- (13) 同右、一三四ページ
- (14) 秦郁彦『昭和天皇の五つの決断』（文春文庫、一九九四）一九八ページ
- (15) 若井敏明『平泉澄』（ミネルヴァ書房、二〇〇六）二九五ページ、藤原弘達『生き残る』（学研、一九八〇）三二四ページ
- (16) ベンリアミー・シロニー『母なる天皇』（講談社、二〇〇三）三二八―一九ページ
- (17) 同右、三二二―二二二ページ
- (18) リチャード・H・マイニア『東京裁判』（福村出版、一九八五）八ページ
- (19) 日暮吉延『東京裁判』（講談社、二〇〇八）一五三ページ
- (20) 江藤淳『閉された言語空間』（文藝春秋、一九八九）二二八ページ

- (21) 民間情報教育局『太平洋戦争』（高山書院、一九四六）一二、八五ページ
- (22) 保阪正康『日本解体』（扶桑社、二〇〇四）二五七―七六ページ
- (23) 前掲江藤、二三四―三五ページ
- (24) 江藤淳『日米戦争は終わっていない』（ネスコ、一九八七）四四―五四ページ
- (25) 江藤淳『アメリカと私』（朝日新聞社、一九六五）二二ページ
- (26) 小堀桂一郎『東京裁判の呪ひ』（PHP研究所、一九九七）六四―六五ページ

『暮らしの安心・信頼・社会参加に関するアンケート調査』二〇一〇年社会関係資本全国調査の概要

稲 葉 陽 二

はじめに

筆者は二〇一〇年九月初旬から一〇月初旬にかけ、郵送法により『暮らしの安心・信頼・社会参加に関するアンケート調査』を実施した。本調査は信頼、規範、ネットワークなどの社会関係資本を調査対象としている。全国の一〇歳から七九歳までの住民を母集団として、大都市・人口一〇万人以上の都市・その他に分けた地域から無作為に合計五〇地点を抽出し、さらに各地点の住民基

本台帳から無作為に四〇〇〇名を抽出し調査票を郵送し、一五九九票の有効回答（回答率四〇％）を得た。本稿ではその概要を紹介するとともに、あわせて個票データによる調査項目間の相関、それまでに実施した同内容の質問票によるアンケート調査との比較を行う。

1. 二〇一〇年郵送法調査の概要

1-1 調査目的と設問^①

〔目的〕

外部性を伴う信頼・規範・ネットワークである社会関係資本を、一般的信頼、社会交流・社会参加の観点から明らかにする。併せて、社会関係資本と健康（主観的健康、抑うつ度）・所得格差（市町村別ジニ係数）との関連を検証する。社会関係資本には一般的信頼など認知的なもの、社会交流・社会参加の側面からみたネットワークなどの構造的なものに分かれるが、本調査はその双方を調査対象としている。

〔調査内容・設問〕

1. 他人への信頼、2. 日常的な付き合い、3. 地域での活動状況、4. 生活の満足度、心配ごと、組織への信頼、5. 主観的健康と生活での積極性、6. 寄付・募金活動、7. 腐敗行為にたいする許容度、8. 回答者の属性

なお、調査票を付属資料として本稿の最後に掲載して

いるので、併せて参照されたい。

1-2 調査・実施主体 日本大学法学部 稲葉陽二

研究室

アンケートの実施は社団法人新情報センターに委託

1-3 調査関連期間

調査票の検討 二〇一〇年四月～八月

調査実施期間 二〇一〇年九月六日～一〇月五日

1-4 調査方法 層化二段階無作為抽出郵送法（配

付・回収とも）

1-5 母集団と調査対象者、対象者のサンプリング

方法

〔母集団〕 全国の二〇才から七九才の居住者

〔対象者〕 全国五〇地点における居住者四〇〇〇名

〔サンプリング方法〕 住民基本台帳からの無作為抽出法

1-16 調査配票数・回収数・回収率

〔配票数〕 四〇〇〇票

〔回収数〕 一六〇三票（うち有効一五九九票、無効四票）

〔有効回収数〕 四〇・〇％（一五九九票／四〇〇〇票）

1-17 調査実施メンバー

研究代表者 稲葉陽二、研究協力者 菅野剛、緒方淳子、調査実施と回答の入力は社団法人新情報センターに委託

1-18 記述統計量と回答者の属性

2. 調査結果の概要

表2は集計値からみた本調査の結果を示している。本調査の質問票は、内閣府が二〇〇三年と二〇〇五年に実施した調査（主査はともに大阪大学山内直人教授、株式会社日本総研へ委託）で用いたものをベースとしているが、主観的健康と生活での積極性（抑うつ度）、寄付・募金活動、腐敗行為に対する許容度を新たに加えている。主観的健康と生活での積極性に関する問いは東京都健康

長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）の倫理委員会の承認を得た形式を用いている。

なお、表2は二〇一〇年調査以外に過去に筆者および内閣府が実施した七つの調査（WEB調査三件、郵送法調査四件）の結果概要も示してある。内閣府の二〇〇三年調査は郵送法調査とWEB調査の双方を実施しており、二〇〇五年調査はWEB調査のみである。このほかWEB調査として、二〇〇八年に稲葉と日本総研が共同で調査を実施している。また、筆者独自に二〇〇六年A銀行のOB会メンバーへの郵送法調査、二〇〇八年長野県須坂市の協力を得て同市での郵送法調査、二〇〇九年徳島県上勝町で上勝町診療所と共同で郵送法調査を実施しており、これらの調査の結果概要も表2に掲載してある。

二〇一〇年調査によると、認知的な社会関係資本の指標である「一般的信頼」では「ほとんどの人は信頼できる」（九段階評価の上位三段階合計）が二七・九%であるが、もう少し対象を絞った「旅先での信頼」（九段階評価の上位三段階合計）はそれより低く二一・三%となっている。

このほか認知的な信頼でも対象をより具体的にした特

表1 記述統計量 回答者の属性

	N	平均・構成比(%)	標準偏差	範囲
性別				
男	724	45.3		
女	875	54.7		
年齢	1599	51.4歳	16.0	20-79
職業				
自営業	199	12.4		
経営者	44	2.8		
民間勤め人	442	27.6		
公務員・教員	76	4.8		
パート	248	15.5		
学生	36	2.3		
無職	215	13.4		
専業主婦・主夫	286	17.9		
居住形態				
持ち家	1269	80.1		
借家	304	19.9		
最終学歴				
小中学校	184	11.6		
高等学校	625	39.5		
専修学校ほか	172	10.9		
高専・短大	177	11.2		
大学	376	23.8		
大学院	37	2.3		
世帯年収				
200万円未満	129	8.8		
200～400万円未満	354	24.0	最頻値	
400～600万円未満	319	21.6	中位数	
600～800万円未満	219	14.8		
800～1000万円未満	161	10.9		
1000～1200万円未満	79	5.4		
1200万円以上	101	6.9		

表2 調査結果(集計値)の概要

調査名 (調査年)	類型	一般的信頼				特定化信頼						つきあい				社会参加		
		一般的な信頼	旅先での信頼	近所の人々への信頼	家族への信頼	親戚への信頼	友人・知人への信頼	職場の同僚への信頼	近所づきあいの程度	近所づきあいの人数	友人・知人とのつきあい頻度	親戚とのつきあい頻度	職場の同僚とのつきあい頻度	地域活動	参加している	参加していない	参加している	参加していない
全国郵送(2010年)	設問サンプル数	446	341	648	1425	1066	1115	584	965	951	787	608	353	737	747	404		
		27.9%	21.3%	40.5%	89.1%	66.7%	69.7%	36.5%	60.4%	59.5%	49.2%	38.0%	22.1%	46.1%	46.7%	25.3%		
全国郵送(2003年)		24.8%	18.9%	36.8%	90.1%	55.5%	63.6%	31.0%	70.1%	67.7%	57.7%	37.1%	25.4%	35.5%	30.9%	16.8%		
全国郵送(03から10への変化)		3.1%	2.4%	3.7%	-1.0%	11.2%	6.1%	5.5%	-9.7%	-8.2%	-8.5%	-0.9%	-3.1%	10.6%	15.6%	8.5%		
全国WEB(2008年)		31.3%	25.5%	31.0%	83.0%	54.4%	64.9%	29.7%	47.1%	53.3%	43.2%	22.6%	20.2%	39.7%	23.7%	13.0%		
全国WEB(2005年)		16.0%	—	25.1%	84.8%	50.0%	68.6%	—	37.0%	48.0%	40.7%	21.5%	—	20.7%	24.4%	12.5%		
全国WEB(2003年)		22.6%	17.2%	25.9%	80.6%	49.5%	65.8%	29.2%	44.2%	48.8%	46.0%	19.6%	17.7%	14.8%	30.4%	8.9%		
上勝町(2009年)		25.2%	13.3%	74.2%	93.4%	83.0%	72.8%	46.7%	81.6%	75.6%	59.5%	41.3%	28.2%	51.6%	30.9%	36.0%		
須坂市(2008年)		33.8%	22.0%	48.4%	88.7%	71.9%	68.7%	31.9%	72.7%	72.4%	54.1%	39.6%	20.5%	53.2%	46.9%	27.3%		
銀行OB調査(2006年)		43.5%	—	14.4%	85.3%	48.0%	56.8%	—	52.0%	44.9%	42.9%	22.3%	—	18.9%	34.8%	17.0%		

全国郵送(2003年)は内閣府国民生活局調査、全国郵送(2010年)は稲葉調査
 全国WEB(2008年)は稲葉・日本総研調査、全国WEB(2005年)、(2003年)は内閣府調査
 上勝町(2009年)は稲葉・上勝町診療所共同調査
 須坂市(2008年)は稲葉・須坂市共同調査
 銀行OB調査(2006年)は稲葉調査

定化信頼では、家族への信頼が八九・一%と際立って高いが、友人・知人への信頼(「頼りになる」)も六九・七%と極めて高い。同様に親戚への信頼も六六・七%と高い。職場の同僚への信頼は友人・知人の約半分の二六・五%とさほど高くはない。また、隣近所とのつきあいにについては「生活面で協力」と「日常的に立ち話」の合計の比率が六〇・四%、「つきあっている人数が概ね二〇人以上」がやはり五九・五%に達しており、近所付き合いの程度も高く人数も多いが、近所の住民について「ほとんど信頼できる」と答えた比率は四〇・五%と付き合いの程度や人数の割には高くない。

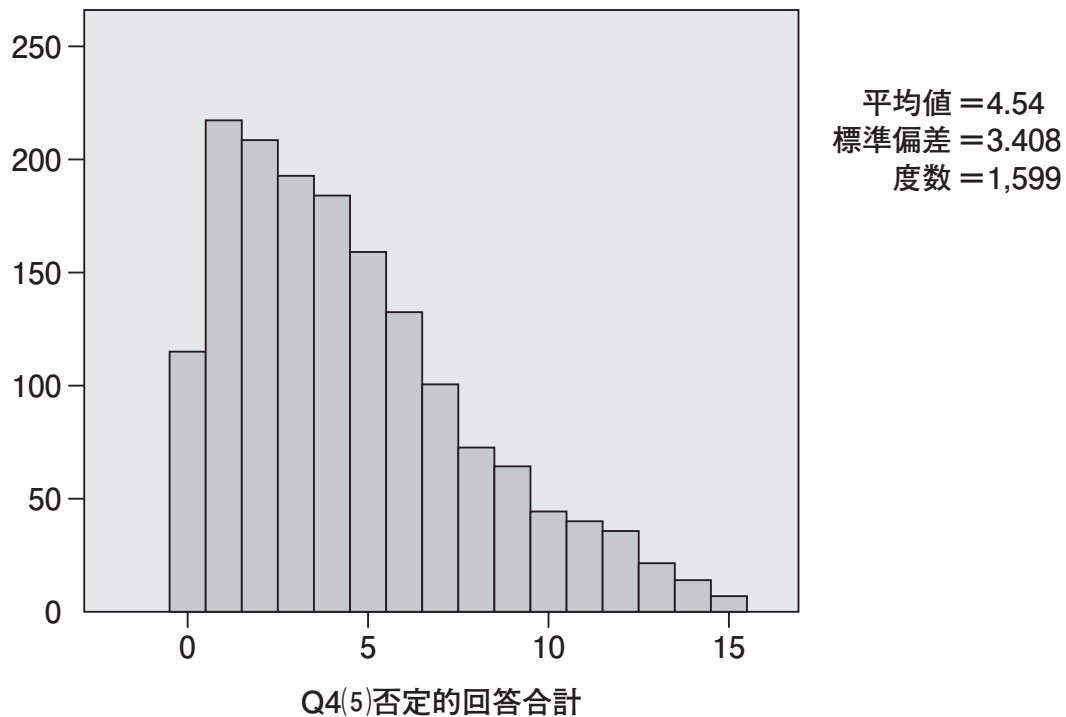
また、構造的な社会関係資本であるネットワークの代理変数としての社会参加・社会交流について、地縁活動への参加率四六・一%、スポーツ・趣味・娯楽活動への参加率四六・七%、ボランティア・NPO・市民活動への参加率二五・三%となっているほか、上でふれたとおり近所付き合いについては「生活面で協力」と「日常的に立ち話」の合計の比率が六〇・四%、「つきあっている人数が概ね二〇人以上」がやはり五九・五%に達している。また、友人・知人とのつきあひも「日常的にある

(毎日〜週に数回程度)」と「ある程度頻繁にある(週に一回〜月に数回程度)」の合計が四九・二%と約半数の人が週に一回以上友人・知人との付き合いをもっている。このほか、職場以外での職場の同僚とのつきあひも、「日常的にある(毎日〜週に数回程度)」と「ある程度頻繁にある(週に一回〜月に数回程度)」が二二・一%と約五人に一人が週一回以上職場外で職場の同僚との付き合いがある。同様に親戚・親類と週一回以上のつきあひがある者は三八%である。

このほか本調査では社会関係資本の関連項目として利他性(寄付・募金活動)、不正行為への許容度、また社会関係資本が影響を及ぼすと考えられる生活満足度、一七項目にわたる日常生活での問題や心配ごと、主観的健康(四段階評価)と生活での積極性(抑うつ度 Geriatric Depression Scale 一五項目短縮版)についても尋ねている。

たとえば、寄付・募金については回答者の七六・〇%が何等かの寄付を行っており、「寄付・募金はしていない」と回答したものは一九・二%にすぎない。このほか、不正行為の許容度については「脱税」と「公共交通機関

図1 15問の質問に対する否定的回答合計*のヒストグラム—合計数が高いほど抑うつ度が高い



の料金をごまかす」ことや「収賄」については、それぞれ回答者の九四・六％、九二・七％、九二・四％が認められない（一〇段階評価の認められない上位三段階合計）と大変厳しい態度であるのに対し、「資格がないのに国の年金や医療給付などを要求する」については認められない（一〇段階評価の認められない上位三段階合計）は八五・九％と他の三項目と比べて若干寛容である。

生活満足については「非常に満足」と「満足している」の合計は五二・六％と過半数が満足している。心配ごとのなかでは、生活上の孤立を「かなり心配」「少し心配」と答えた者は二四・四％、つまり四人に一人の比率となっている。

主観的健康は回答者の将来の健康状態の予測力が高いことが知られているが、本調査では「とても健康」八・七％、「まあ健康」六七・一％と合計七五・八％が健康と答えている。生活での積極性（抑うつ度）については一五項目のうち六個以上の否定的回答をした者の比率は三三・一％と丁度三人に一人の割合になっており、否定的回答数が一〇を超えた者の比率も一〇・三％と一〇人に一人に達している（図1）。

表3 内閣府2003年調査における都道府県別社会関係資本指数との単回帰分析の概要

	被説明変数			
	完全失業率 (2001年)	刑法犯認知件数 (2001年)	合計特殊出生率 (2001年)	65歳以上女性の 平均余命 (2000年)
つきあい・交流 指数	-0.33769 (1.7922)	-3.90838 (4.0871**)	0.10935 (5.0524**)	0.17262 (2.2879*)
信頼指数	-0.03243 (0.1347)	-1.65289 (1.2158)	0.0668 (2.0915*)	0.21215 (2.2759*)
社会参加指数	-0.60508 (3.7845**)	-4.20723 (4.9728**)	0.10443 (5.1701**)	0.17127 (2.4274*)
上記3指数の 統合指数	-0.54704 (2.3703*)	-5.11281 (4.3351**)	0.1423 (5.3545**)	0.26518 (2.8853**)

(出所) 内閣府 (2003) pp.62-65より筆者作成

** 1% (両側) 水準で有意

* 5% (両側) 水準で有意

3. 個票データをもちいた調査項目間の 相関

3-1 一般的信頼との相関

表5は本調査の個票ベースで一般的信頼と他の調査項目との間の相関を見たものである。我が国では、集計値データでみた場合、一般的信頼と他の経済社会事象との相関は必ずしも高くないことが観察されていた。たとえば、内閣府(二〇〇三)では都道府県別に社会関係資本としてつきあい・交流^②、信頼^③、社会参加^④の三つの指数を作成し、それらを同じウエイトで集計して社会関係資本統合指数をも算出し、これらの指数を説明変数として、完全失業率、刑法犯認知件数、合計特殊出生率、六五歳以上女性の平均余命などを被説明変数とした回帰分析を行っている。この回帰分析では、信頼指数の説明力は係数の大きさでもt値でも、統合指数、つきあい・交流指数、社会参加指数に関する係数とt値よりも低い(表3)。完全失業率を説明変数とした単回帰分析では、係数で統合指数マイナス〇・五四七、つきあい・交流指数マイナス〇・三三八、社会参加指数マイナス

表4 ソーシャル・キャピタルアンケート調査パネルデータにもとづく主成分分析成分行列

	成 分		
	1	2	3
近所付き合いの程度	.797	-.222	-.238
近所付き合いのある人の数	.801	-.242	-.212
友人・知人との職場外での付き合いの頻度	.681	.285	-.343
親戚とのつきあいの頻度	.745	-.003	.004
スポーツ・趣味・娯楽活動への参加状況	.839	-.041	.142
一般的に人は信頼できる	.323	.364	.701
近所の人々への信頼度	.561	.409	.080
友人・知人への信頼度	.238	.797	-.344
親戚への信頼度	.504	.494	.121
地縁的活動への参加状況	.826	-.193	-.171
ボランティア・NPO・市民活動への参加状況	.675	-.412	.000
寄付の状況 (2001年の人口一人当たり共同募金額)	.673	-.199	.537

数値は因子負荷量 (出所) 稲葉 (2007)

○・六〇五に対し信頼指数の係数はマイナス〇・〇三二と極端に小さい。またt値も統合指数二・三七、つきあい・交流指数一・七九、社会参加指数三・七八に対し信頼指数の係数は〇・一三五と統計的に有意でない。

このほかに集計値による信頼の説明力が弱い点については、稲葉(二〇〇七)が内閣府の二〇〇三年と二〇〇五年両調査のパネルデータを作成し、社会関係資本関連指標一二項目を用いた主成分分析を行っているが、第一主成分の一般的信頼をはじめとする信頼関係の指標の因子負荷量は極めて低く、信頼の影響力は社会参加や社会交流と比較すると限られたものとみられる(表4)。

しかし、二〇一〇年調査の個票ベースで今回のデータを分析すると、都道府県単位の集計値による分析とは異なり、表5に示されるとおり、一般的信頼(「あなたは、一般的に人は信頼できると思いますか。それとも信頼出来ないとおもいますか。」)は調査対象項目の多くの項目と統計的に有意に相関がみられる。この相関は、性別、年齢、学齢、世帯年収などをコントロールしてもみられる。

因果関係は不明だが、一般的信頼が高い人はご近所と

表5 一般的信頼と他の質問項目との偏相関
 制御変数：性別、最終学歴、年間収入

	相 関	有意確率(両側)
旅先・見知らぬ土地の人への信頼	.65	.000
隣近所との付き合いの程度	.176	.000
隣近所で付き合っている人の数	.172	.000
隣近所との付き合い合計	.190	.000
友人・知人とのつきあいの頻度	.165	.000
親戚・親類とのつきあいの頻度	.110	.000
職場の同僚とのつきあいの頻度	.134	.000
隣近所以外のつきあい頻度合計	.190	.000
地縁的な活動への参加	.113	.000
スポーツ・趣味・娯楽活動への参加	.097	.000
ボランティア・NPO・市民活動への参加	.126	.000
その他の団体等活動への参加	.085	.003
地域での活動参加合計	.155	.000
自身の生活の満足度	.181	.000
心配事－自分の健康・身体 の状況	-.097	.000
心配事－老後の自分の世話	-.167	.000
心配事－家族の健康	-.127	.000
心配事－家族（高齢者）の世話や介護	-.050	.065
心配事－乳幼児期の子ども の子育て	-.106	.000
心配事－子や孫のしつけや教育	-.059	.034
心配事－失業やリストラ	-.116	.000
心配事－年収や家計	-.147	.000
心配事－仕事上のストレス	-.177	.000
心配事－一定年後の人生設計	-.122	.000
心配事－職探しや就職	-.104	.000
心配事－家庭内の人間関係	-.155	.000
心配事－近隣での人間関係	-.146	.000
心配事－近隣での住環境	-.153	.000
心配事－地域での非行や犯罪	-.148	.000
心配事－自分の将来	-.174	.000
心配事－生活上の孤立	-.161	.000
心配事合計	-.202	.000
特定化信頼－市役所・町役場等	.127	.000

(次頁へ続く)

特定化信頼－学校、病院等の公的機関等	.130	.000
特定化信頼－警察や交番等	.140	.000
特定化信頼－自治会などの地縁団体	.151	.000
特定化信頼－ボランティア・NPO・市民活動団体	.114	.000
特定化信頼－勤務先（会社等）	.125	.000
特定化信頼－近所の人々	.168	.000
特定化信頼－家族	.147	.000
特定化信頼－親戚	.142	.000
特定化信頼－友人・知人	.163	.000
特定化信頼－職場の同僚	.144	.000
特定化信頼合計	.251	.000
主観的健康	.151	.000
抑うつ度（GDS15項目短縮版）	.270	.000
寄付・募金－各種募金活動への参加経験	.119	.000
寄付・募金－健康・医療サービス・高齢者等を対象	.028	.303
寄付・募金－子ども・教育を対象とした活動へ	.103	.000
寄付・募金－スポーツ・文化・芸術活動へ	.032	.245
寄付・募金－まちづくり活動へ	.074	.007
寄付・募金－環境保全活動へ	-.004	.893
寄付・募金－安全な生活のためへ	.078	.004
寄付・募金－国際協力活動へ	.059	.032
寄付・募金－国・地方公共団体へ	.031	.269
寄付・募金－宗教団体へ	.067	.016
寄付・募金活動合計	.111	.000
許容度－年金・医療給付などの無資格受給	.042	.118
許容度－公共交通機関の料金をごまかす	.039	.145
許容度－脱税	.050	.066
許容度－収賄	.076	.005
許容度合計	.072	.007
年齢	-.111	.000
居住年数	-.059	.028
同居人の数	-.043	.110

（出所）2010『暮らしの安心・信頼・社会参加に関するアンケート調査』

のつき合いも篤く、付き合っている人の数も多い。また、知人・友人、親戚、職場の同僚とのつき合いの頻度も高い。一般的信頼の高い人は、地縁活動、ボランティア・NPO活動を問わず地域社会活動への参加頻度が高い。これらの社会交流・つきあいと社会参加を構造的な社会関係資本としてのネットワークの代理変数とすれば認知的社会関係資本（一般的信頼）とは個票ベースで相関している。構造的な社会関係資本が高い人は認知的な社会関係資本も高い。

一般的信頼の高い人は自身の生活の満足度が高く、「家族（高齢者）の世話や介護」を除けば心配事が少ない。このほか、本調査では社会関係資本に関連する事象として主観的健康（四段階評価）と生活での積極性（抑うつ度 Geriatric Depression Scale 一五項目短縮版）を聞いていますが、一般的信頼の高い人は主観的健康が良好で、抑うつ度も低い。

この一般的信頼との相関が有意でないのは寄付・募金活動のうち「健康や医療サービスに関係した活動」「スポーツ・文化・芸術に関する活動」「環境保全のための活動」「国や地方公共団体」、腐敗行為に対しての寛容度

のうち「資格がないのに国の年金や医療給付などを要求する」「公共交通機関の料金をごまかす」「脱税」、それに同居人の有無、などごく限られた項目である。ただし、寄付・募金活動と腐敗行為に対する寛容度もそれぞれ関連質問一項目、四項目の回答に対する個票ベースの集計値を作成し、それと一般的信頼との相関をみると、いずれも統計的に有意となる。総体的にみれば寄付・募金活動に積極的な人は一般的信頼も高く、腐敗行為に対する寛容度が低い。

なお、回答者の属性からみると、表6に示されるように、一般的信頼は学歴が高いほど高い。「信頼できる」（九段階評価の上位三段階への回答合計）は小中学校卒業一六・八%、高等学校二五・一%、高専・短大三一・一%、大学三七・〇%、大学院四〇・五%となっている。また、世帯収入が高いほど高い。「信頼できる」は世帯年収が二〇〇万円未満では一八・六%に過ぎないのに、一二〇〇万円以上は三五・六%と高い。ただし、六〇〇〜八〇〇万円未満も三四・七%と一二〇〇万円以上の階層とほぼ同水準で、この二階層でピークを形成する双峰型となっている。また、年齢階層別では二〇歳代（二三・五%）

表6 一般的信頼に関する回答者の属性別回答比率

	N	信頼 できる (%)	中間 (%)	注意するに 越したこと はない (%)	わからない・ 無回答 (%)
地域別					
北海道・東北	195	25.1	44.6	24.1	6.2
関東	493	26.4	44.8	24.9	3.9
北陸	146	23.3	50.0	20.5	6.2
東海	186	26.9	46.2	15.6	11.3
近畿	254	29.9	46.9	19.7	3.5
中国・四国	130	34.6	43.1	18.5	3.8
九州	195	31.8	43.1	19.0	6.2
性別					
男性	724	30.1	42.8	21.5	5.5
女性	875	26.1	47.5	21.0	5.4
年齢					
20歳代	183	23.5	44.3	27.9	4.4
30歳代	263	24.0	46.0	25.1	4.9
40歳代	267	30.7	41.9	21.7	5.6
50歳代	277	32.5	46.2	16.2	5.1
60歳代	372	26.9	51.9	15.9	5.4
70歳代	237	28.7	38.4	25.7	7.2
職業					
自営業・手伝い	199	33.7	42.2	19.6	4.5
民間企業・団体経営者、役員	44	36.4	43.2	15.9	4.5
民間企業・団体勤め人	442	26.2	46.6	22.9	4.3
公務員・教員	76	48.7	32.9	14.5	3.9
臨時・パート	248	23.0	51.2	19.0	6.9
学生	36	33.3	33.3	25.0	8.3
無職	215	24.2	43.3	23.3	9.3
専業主婦・主夫	286	29.4	46.9	20.3	3.5
最終学歴					
小中学校	184	16.8	46.7	27.7	8.7
高等学校	625	25.1	46.9	22.9	5.1
専修学校・各種学校	172	25.0	46.5	22.7	5.8
高専・短大	177	31.1	49.2	14.7	5.1
大学	376	37.0	41.5	16.8	4.8
大学院	37	40.5	32.4	27.0	
年間世帯収入(万円)					
<200	129	18.6	45.0	30.2	6.2
200～400<	354	27.7	39.3	27.1	5.9
400～600<	319	24.5	50.5	20.4	4.7
600～800<	219	34.7	38.4	21.9	5.0
800～1000<	161	32.9	47.8	12.4	6.8
1000～1200<	79	27.8	57.0	13.9	1.3
1200≤	101	35.6	46.5	11.9	5.9

(出所) 2010『暮らしの安心・信頼・社会参加に関するアンケート調査』

から五〇歳代 (三二・五%) にかけて信頼が高まるが、六〇歳代 (二六・九%) で低下し七〇歳代 (二八・七%) で若干回復する。これは女性が六〇歳代から七〇歳代にかけて横ばいであることを除けば、男女ともに同じであるが、二〇歳代から五〇歳代への変化の幅は男性のほうが女性より大きい。

また地域別には北陸が二三・三%と低く、中国・四国が三四・六%と高い。このほか、職種別では公務員・教員 (四八・七%) が突出して高く、臨時・パート (二三・〇%) が最も低い。

3-1-2 地縁的な活動との相関

Putnam (2000) は社会関係資本についてボンディングな社会関係資本とブリッジングな社会関係資本に分類した。Putnamによれば、ボンディングな社会関係資本とは地縁組織や同窓会などそれぞれのバックグラウンドを共有するもの同士の関係を意味しており、ブリッジングな社会関係資本はそれぞれのバックグラウンドが異なっても同じ目的のために集まるNPOのメンバー間のような関係を意味している。今回の調査ではボンディングな

社会関係資本の代理変数として自治会、町内会、婦人会、老人会、青年団、子ども会などの「地縁的な活動」への参加頻度を問うている。また、ブリッジングな社会関係資本の代理変数としてまちづくり、高齢者・障害者福祉や子育て、スポーツ指導、美化、防犯・防災、環境、国際協力、提言活動などのボランティア・NPO・市民活動への参加頻度を尋ねている。

Putnam (2000, 22-24) によれば、ボンディングな社会関係資本はグループ内メンバーの規律の維持などには有効だが、外部から新たな知識やノウハウなどを取り入れるのは不向きといわれている。一方、ブリッジングな社会関係資本は反対に規律の維持には向いていないが、あらたな知識やノウハウなどを取り入れるには有効であるといわれている。

基本的には地縁的活動をしている者はボランティア・NPO・市民活動にも携わっている可能性が高い。表7に示すとおり、地縁活動に参加している者の四六・三%がボランティア・NPO・市民活動にも参加しており、逆にボランティア・NPO・市民活動の参加者の八二・二% (三八三名中三一五名) が地縁活動にも参加している。

表7 団体活動参加に関するクロス集計表 (N=1407)

		ボランティア・NPO・市民活動		
		参加なし	参加あり	合計
地縁的 活動	参加なし	659 (90.6%)	68 (9.4%)	727 (100%)
	参加あり	365 (53.7%)	315 (46.3%)	680 (100%)
	合計	1024 (72.8%)	383 (27.2%)	1407 (100%)

(出所) 2010『暮らしの安心・信頼・社会参加に関するアンケート調査』

つまり、ボランティア・NPO・市民活動参加者のほとんどは地縁活動経験者ということになる。また、地縁活動に参加していない者は九割がボランティア・NPO・市民活動にも参加していない。また、地縁活動への参加頻度とボランティア・NPO・市民活動への参加頻度との相関は〇・四五九と比較的高く、また一%水準(両側)で有意である。因果関係は定かではないが、地縁活動がボランティア・NPO・市民活動の基盤にあるように見える。

4. 二〇〇〇三年全国調査(内閣府郵送法)との比較

4-1 回答者属性の変化

二〇一〇年郵送調査を内閣府二〇〇三年調査(郵送法)と比較すると、両者とも母集団を二〇歳以上の成人としており職業、持ち家か借家などの回答者の属性はほとんど同じである(表8)。ただし、二〇一〇年調査は年齢階層別には二〇〇三年郵送法調査よりも高齢者層の比率が高い。二〇〇三年調査では六〇歳以上の比率が二九・八%に対し、二〇一〇年調査では三八・一%を占

表8 各調査における回答者の属性

回答者属性	郵送法調査		WEB調査		
	2010 (稲葉)	2003 (内閣府)	2008 (稲葉・日本総研)	2005 (内閣府)	2003 (内閣府)
性別(%)	括弧内は総務省 2010年8月人口 推計	括弧内は総務省 2002年人口推計			
男性	45.3(49.3)	47.0(49.3)	48.5	50.0	47.2
女性	54.7(50.7)	51.9(50.7)	51.5	50.0	52.8
年齢構成比(%)	括弧内は総務省 2010年8月人口 推計	括弧内は総務省 2002年人口推計			
20歳代	11.4(14.7)	19.1(18.0)	20.2	18.6	14.8
30歳代	16.4(18.7)	16.3(16.7)	16.9	35.0	43.4
40歳代	16.7(17.3)	16.2(16.6)	14.4	29.0	31.1
50歳代	17.3(17.0)	18.4(19.0)	33.8	11.8	8.2
60歳代	23.3(18.8)	18.5(14.7)	12.6	4.1	2.3
70歳以上	14.8(13.4)	11.3(10.0)	2.0	0.5	0.3
職業(%)					
自営業	12.4	15.7	10.0	10.3	10.2
経営者	2.8	2.8	2.7	2.9	2.9
民間勤め人	27.6	25.3	32.2	37.9	37.9
公務員・教員	4.8	6.0	4.3	6.7	7.8
パート	15.5	13.8	11.6	10.6	12.8
学生	2.3	1.4	5.8	5.5	2.0
無職	13.4	12.1	9.6	5.1	4.9
専業主婦・夫	17.9	19.0	21.6	18.9	19.8
最終学歴(%)					
小中学校	11.5	13.0	3.7	2.3	1.4
高等学校	39.1	41.4	28.0	26.8	27.7
専修学校他	10.8	9.7	10.1	10.5	12.3
高専・短大	11.1	10.2	13.3	14.6	15.3
大学	23.5	22.5	40.8	40.0	38.6
大学院	2.3	1.1	3.8	4.8	4.3
世帯年収(万円)					
<200	8.1	6.0	5.0	4.2	5.5
200～400<	22.1	23.4	17.3	16.1	13.7
400～600<	19.9	22.0	23.0	24.5	23.9
600～800<	13.7	14.9	16.4	20.7	21.1
800～1000<	10.1	12.1	11.5	14.1	15.1
1000～1200<	4.9	6.7	5.6	5.7	5.9
1200≦	6.3	5.0	7.3	5.3	5.9
居住形態(%)					
持家	79.4	80.2	62.4	67.1	65.3
借家	19.0	19.3	37.6	32.3	34.2

(出所) 人口推計は総務省人口推計HP (<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/>平成23年2月15日アクセス)

めており、その一方で二〇歳代の比率が二〇〇三年調査では一九・一％に上っているが、二〇一〇年調査では一一・四％となっている。また、所得について〇三年から一〇年の変化をみると、年間世帯収入二〇〇万円以下の比率が六％から八・一％に上昇し、同時に一二〇〇万円以上が五％から六・二％に増えるという二極化が進行している。人口構成はこの間の高齢化への変化を反映したもので、表8の括弧内に示した総務省のわが国全体の人口推計つまり母集団の変化とも合致している。二〇〇三年調査については内閣府より個票データの提供を受けているが、年齢は階層別にコード化されており、厳密な検定はできないものの概ね各時点での母集団の推計に用いることができると思われる。

4-1-2 二〇〇三年から二〇一〇年への変化

二〇〇三年調査から二〇一〇年調査の変化をみると、表2に示されるように、一般的信頼や近所の人々、親戚、友人・知人、職場の同僚などへの相互信頼（特定化信頼）は向上しており、かつ地縁活動、ボランティア活動、スポーツ・趣味活動などへの参加率も大幅に上昇してい

る。しかし、その一方で、つき合いの程度は、近所、職場、親戚、友人・知人などすべて低下している。つまり、これはこの間の高齢化の進展を反映しているのか、そうではなく全ての年齢階層についての変化によるものかは、二〇〇三年調査の年齢階層別のクロス集計を実施していないので断定できない。しかし、二〇一〇年調査のクロス集計表によれば、地域における活動比率は、地縁的活動への参加率は、二〇歳代一八・〇％、三〇歳代四〇・三％、四〇歳代五八・一％、五〇歳代五〇・九％、六〇歳代四九・五％、七〇歳代四九・八％となっており、四〇歳代をピークにそれ以降低下しており、年齢階層が上がれば上がるほど上昇するわけではない。従って、二〇〇三年から一〇年の間の変化、すなわち、一般的信頼、特定化信頼、団体参加率が上昇しているが、実際の付き合いは低下しているという変化は必ずしも高齢化の進展を反映しているとは言えないようにおもわれる。本稿でより詳細な分析を実施していないが、この変化の要因は今後の研究の課題としたい。

まとめ

本稿では、二〇一〇年に実施した『暮らしの安心・信頼・社会参加に関するアンケート調査』の概要とその結果を内閣府二〇〇三年調査と比較した。従来我が国における都道府県別データによる集計値による実証研究では、欧米における実証研究結果と異なり、一般的信頼の説明力が弱いとされてきたが、今回紹介した二〇一〇年調査では、個票データによる性別、学歴、年収を制御した偏相関分析では、一般的信頼はほとんどの調査対象項目とのあいだに統計的に有意な相関があった。

このほか、地縁活動に参加している者の半数近くがボランティア・NPO・市民活動にも参加しており、逆にボランティア・NPO・市民活動の参加者の八割以上が地縁活動にも参加している。つまり、ボランティア・NPO・市民活動参加者のほとんどは地縁活動経験者であり、因果関係は定かではないが、地縁活動がボランティア・NPO・市民活動の基盤にあるようにみえる。

二〇〇三年内閣府調査（郵送法）との比較では、一般的信頼や近所の人々、親戚、友人・知人、職場の同僚な

どへの相互信頼（特定化信頼）は向上しており、かつ地縁活動、ボランティア活動、スポーツ・趣味活動などへの参加率も大幅に上昇している。しかし、その一方で、つき合いの程度は、近所、職場、親戚、友人・知人などすべて低下している。この変化の分析は本稿で扱った調査以外のWEB調査、地域調査との比較・分析も含め今後の課題としたい。

- (1) 本調査の調査原票を付属資料として本稿の最後に掲載しているので併せて参照されたい。
- (2) 隣近所とのつきあいの程度（生活面で協力十日常的に立ち話）、隣近所と付き合い合っている人の数（二〇人以上）、友人・知人とのつきあいの頻度（週に一回以上）、親戚とのつきあいの頻度（週に一回以上）、スポーツ・趣味・娯楽活動への参加状況（週に一回以上）、の五項目につき個票データを集計し、五項目の算術平均を都道府県別に算出。指数化にあつたつては、平均をゼロとして都道府県データの標準偏差と都道府県の個別データの分散との比率で標準化。
- (3) 社会全体への一般的信頼（九段階の上位三段階の比率）、近所の人々への信頼度（大いに頼りになる十ある程度頼りになる）、友人・知人への信頼度（大いに頼りにな

る十ある程度頼りになる)、親戚への信頼度(大いに頼りになる十ある程度頼りになる)、の四項目につき個票データを集計し、四項目の算術平均を都道府県別に算出。指数化にあつたつては、平均をゼロとして都道府県データの標準偏差と都道府県の個別データの分散との比率で標準化。

(4) 地縁的な活動への参加状況(週に一回以上)の都道府県別データ、社会生活基本調査による都道府県別ボランティア活動行動者率、人口一人当たり都道府県別共同募金額、の三項目につき都道府県別データを標準化し、算術平均を算出。

(謝辞)

本調査は平成二二年度日本大学学術研究助成金(総合研究)を受けて実施したものです。助成を賜りました日本大学に篤く御礼申し上げます。

(参考)

稲葉陽二(二〇〇七)「ソーシャル・キャピタルから見た大都市圏の特性」『政経研究』第四四巻第一号、日本大学法学会、pp.316-330.

総務省人口推計HP <http://www.stat.go.jp/data/jinsui/>

二〇一一年二月一五日アクセス。

内閣府国民生活局編(二〇〇三)、『ソーシャル・キャピタル・豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて』国立印刷局(日本総合研究所委託事業)。

内閣府経済社会総合研究所編(二〇〇五)、『コミュニティの機能再生とソーシャル・キャピタルに関する研究調査報告書』(日本総合研究所委託事業)。

Putnam, R. D. (2000), *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*, Simon and Schuster.

暮らしの安心・信頼・社会参加 に関するアンケート調査票

本調査は、皆さんの暮らしの安心・信頼・社会参加に関するものです。

<実施> 日本大学法学部 稲葉陽二研究室

- ・ご回答は、必ずあて名のご本人がご記入ください。
- ・ご回答は、大部分が、あてはまるものの番号に○をつけていただく形式です。
- ・ご回答は、すべて個人のお名前と切り離して統計的に処理しますので、内容が外部にもれることは決してありません。
- ・ご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒に入れ、9月20日(月)までにご投函ください。
- ・ご協力いただいた方には、後日、お礼に図書カード(500円分)をお送りいたします。ご回答の有無は、調査票の右上の整理番号で管理してありますので、調査票にお名前やご住所をご記入いただく必要はありません。
- ・ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

アンケートの実施に関するお問い合わせ
(社) 新情報センター

アンケートの内容に関するお問い合わせ
日本大学法学部稲葉陽二研究室

1. 他人への信頼について

1- (1) あなたは、一般的に人は信頼できると思いますか。それとも信頼出来なれないと思いますか。あなたの考え方に近いと思うレベルの数値を1つ選び、その数字に○印をつけてください。

1. ほとんどの人は信頼できる	2.	3.	4.	5. 両者の中間	6.	7.	8.	9. 注: 信頼するに値しない	10. わかりません	
↓	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

1- (2) それでは、「旅先」や「見知らぬ土地」で出会う人に知してはいいかでしょうか?

1. ほとんどこの人は信頼できる	2.	3.	4.	5. 両者の中間	6.	7.	8.	9. 注: 信頼するに値しない	10. わかりません	
↓	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

2. 日常的なつきあいについて

2- (1) あなたは、ご近所の方とのようなおつきあいをされていますか。①と②について、次のうちから当てはまるものを1つずつ選び、その数字に○印をつけてください。

①つきあいの程度

1. 互いに相談したり日用品の貸し借りをするなど、生活面で協力しあっている人もいる
2. 日常的に立ち話しをする程度のつきあいは、している
3. あいさつ程度の最小限のつきあいがしかない
4. つきあいは全くしてない

②つきあっている人の数

1. 近所のがなり多くの人と面識・交流がある(概ね20人以上)
2. ある程度の人の面識・交流がある(概ね5~19人)
3. 近所のごく少数の人とだけと面識・交流がある(概ね4人以下)
4. 隣の人だけがたれかも知らない

2- (2) 以下の①から③のそれぞれについて、あなたは普段どの程度の頻度でつきあいをされていますか。またその手段は主にどれですか。あてはまるものをそれぞれ1つずつ選び、その数字に○印をつけてください。

①友人・知人とのつきあい (学校や職場以外で)
1. 日常的にある (毎日～週に数回程度)
2. ある程度頻繁にある (週に1回～月に数回程度)
3. ときどきある (月に1回～年に数回程度)
4. めったにない (年に1回～数年に1回程度)
5. 全くない (もしくは友人・知人はいない)

②親戚・親類とのつきあい
1. 日常的にある (毎日～週に数回程度)
2. ある程度頻繁にある (週に1回～月に数回程度)
3. ときどきある (月に1回～年に数回程度)
4. めったにない (年に1回～数年に1回程度)
5. 全くない (もしくは親戚・親類はいない)

③職場の同僚とのつきあい (職場以外で)
1. 日常的にある (毎日～週に数回程度)
2. ある程度頻繁にある (週に1回～月に数回程度)
3. ときどきある (月に1回～年に数回程度)
4. めったにない (年に1回～数年に1回程度)
5. 全くない (もしくは同僚はいない)

4. 全員のみなさんご自身の生活についてお伺いします

4- (1) あなたは、現在のこの自身の生活に満足していますか。あてはまるものを1つだけ選び、その数字に○印をつけてください。

1. 非常に満足している 2. 満足している 3. やや不満足である
4. 不満足である 5. どちらともいえない

4- (2) あなたは、日常生活を送るにあたって、問題や心配ごとがありますか。以下に挙げる①から⑯について、「1. かなりの心配」から「5. 全く心配でない」までの5段階からあてはまるものをそれぞれ1つずつ選び、○印をつけてください。

Table with 5 columns: Item, 1. かなりの心配, 2. 少し心配, 3. どちらともいえない, 4. あまり心配でない, 5. 全く心配でない. Rows include health, family, education, stress, and environment.

3. 地域での活動状況についてお伺いします

あなた自身の、地域における活動状況についてお聞かせします。
① あなたは現在、下表のAからDのような活動をされていますか。あてはまるものをそれぞれ1つずつ選び、○印をつけてください。

Table with 4 columns: A. 地域的な活動, B. スポーツ・趣味・娯楽活動, C. ボランティア・NPO・市民活動, D. その他の団体・活動. Rows include frequency of activities like sports, volunteering, and community groups.

4- (3) 前問 (2) でお答えいただいたような日常生活の問題や心配ごとについて、あなたは、相談したり頼ったりする人や組織がありますか。
 以下に挙げる①から⑭について、「1. 大いに頼りになる」から「5. どちらともいえない」までの5段階からそれぞれ1つずつ選び、○印をつけてください。

	1. 大いに頼りになる	2. ある程度、頼りになる	3. あまり頼りにできない	4. 全く頼りにできない	5. どちらともいえない
①市役所・町村役場等	1	2	3	4	5
②学校、病院等の公的機関等	1	2	3	4	5
③警察や交番等	1	2	3	4	5
④地域の団体その1 (自治会等の地域団体)	1	2	3	4	5
⑤地域の団体その2 (ボランティア・NPO、市民活動団)	1	2	3	4	5
⑥勤務先 (会社等)	1	2	3	4	5
⑦近所の人々	1	2	3	4	5
⑧家族	1	2	3	4	5
⑨親戚	1	2	3	4	5
⑩友人・知人	1	2	3	4	5
⑪職場の同僚	1	2	3	4	5

4- (4) あなたは、普段ご自分で健康だと思いますか。
 次の1から4の中から、あてはまる番号を1つだけ選び、○印をつけてください。

1. とても健康だ	2. まあ健康な方だ	3. あまり健康でない	4. 健康ではない
-----------	------------	-------------	-----------

4- (5) 以下に挙げる①から⑮の質問について、この1週間のことを考えながら「はい」「いいえ」でお答えください。

① 自分の生活に満足していますか。	1. はい	2. いいえ
② これまでやってきたことや、興味のあったことの多くを、最近やめてしまいましたか。	1. はい	2. いいえ
③ 自分の人生は好きなものだと感じますか。	1. はい	2. いいえ
④ 退屈だと感じるものが、よくありますか。	1. はい	2. いいえ
⑤ 普段は、気分のよいほうですか。	1. はい	2. いいえ
⑥ 自分に何か悪いことが起こるかもしれない、という不安がありますか。	1. はい	2. いいえ
⑦ あなたはいつも幸せだと感じていますか。	1. はい	2. いいえ
⑧ 自分が無力だと感じるものがよくありますか。	1. はい	2. いいえ
⑨ 外に出て新しい物事をするより、家の中にいる方が好きですか。	1. はい	2. いいえ
⑩ 他の人比べて、記憶力が落ちたと感じますか。	1. はい	2. いいえ
⑪ いま生きていくことは、すばらしいことだと思いますか。	1. はい	2. いいえ
⑫ 自分の現在の状態は、まったく価値のないものだと感じますか。	1. はい	2. いいえ
⑬ 自分は、活気に満ちあふれていると感じますか。	1. はい	2. いいえ
⑭ 今の自分の状況は、希望のないものだと感じますか。	1. はい	2. いいえ
⑮ 他の人は自分より、恵まれた生活をしていると感じますか。	1. はい	2. いいえ

『暮らしの安心・信頼・社会参加に関するアンケート調査』二〇一〇年社会関係資本全国調査の概要 (稲葉) 一一九 (一一九)

5. 全員の方へ寄付・募金活動についてお伺いします

5- (1) あなたは、この1年間(2009年9月~2010年8月)に現金もしくは現物による寄付活動をされましたか。以下に挙げる(A)から(サ)までのそれぞれの活動について、あてはまるものすべてに、○印をつけてください。

	1. 金額によ る寄付をした	2. 現物によ る寄付をした	3. 寄付はし ていない
(ア) 寄付先の活動			
・各種募金 例：若いお母さん会(10月)、善行助成会(運動(12月)、日本赤十字会への寄付や社員への出張・交通費見舞い基金(あしなみおとしさん)、テレビ局主催のチャリティ(24時間テレビ)、郵便物のポランティア貯金(通帳に寄付額の記録あり)、国土緑化推進機構(緑の羽根)、クレジットカードを通じた寄付、コンビニのレジに設置されている各種募金箱等	1	2	3
(イ) ・健康や医療サービスに関係した活動 例：車椅子の運転、献血、入院患者の話し相手、薬に關するデータ提供等 ・高齢者、障害者を対象とした活動 例：高齢者の白髪の手助け、レクリエーション、海外旅行の連絡先提供、手紙、合唱、朗読、盲導犬養成、障害者の社会参加の協力等	1	2	3
(ウ) 子ども、教育を対象とした活動 例：教育支援、子ども雲の世話、子育て支援、電話相談、子ども安全を守る等	1	2	3
(エ) ・スポーツ・文化・芸術に関する活動 例：スポーツを教える、普及させる、美術館ガイド、文化財の保護、芸術家の支援、図書館への本の寄贈など	1	2	3
(オ) ・まちづくりのための活動 例：通話や公選の清掃、まちの景観保全、通話のハリアップロー化、まちの活性化、地元のお祭りなど	1	2	3
(カ) ・環境保全のための活動 例：野鳥の観察、樹林・植樹、リサイクル、ごみ削減、温暖化防止、省エネなど	1	2	3
(キ) ・安全な生活のための活動 例：防災、防犯、交通安全、被災者への献金や救援物資、等	1	2	3
(ク) ・国際協力のための活動 例：途上国支援、HIVに関する活動等	1	2	3
(ケ) ・国や地方公共団体	1	2	3
(コ) ・宗教団体	1	2	3
(サ) ・その他の団体 (具体的に記入してください)	1	2	3

5- (2) この1年間(2009年9月~2010年8月)に、どれくらいの現金もしくは現物による寄付・募金活動されましたか。現物によるものは相当額に換算し、1年間の総額として、以下からあてはまる番号を1つだけ選び、○印をつけてください。

1. 100円未満	5. 1万円~5万円未満
2. 100円~1000円未満	6. 5万円~10万円未満
3. 1000円~5000円未満	7. 10万円以上
4. 5000円~1万円未満	8. 寄付・募金はしていません

6. 全員の方へ許容度についてお伺いします

次のそれぞれについてあなたはどう思いますか。全く正しい(認められる)と思いますが、それとも全く間違っている(認められない)と思いますか。「1」は「全く間違っている(認められない)」を、また「10」は「全く正しい(認められる)」を示すとして、1から10までの数字であてはまるものを1つお答えください。(それぞれ1~10のいずれかの番号を、マルで囲んでください。)

6-1 資格がないのに国の年金や医療給付などを要求する。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
【認められない】										【認められる】

6-2 公共交通機関の料金をこまかく。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
【認められない】										【認められる】

6-3 脱税。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
【認められない】										【認められる】

6-4 仕事に関してワイロを受け取る。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
【認められない】										【認められる】

7. 最後にあなた自身のことについてお伺いします

以下の各問について、あてはまる項目をそれぞれ1つずつ選び、○印をつけてください。

7- (1) あなたの性別をお答えください。
1. 男性 2. 女性

7- (2) あなたの誕生日をご記入ください。
() 歳

7- (3) あなたの現在お住まいの地域の郵便番号をご記入ください。
—

7- (4) あなたの職業をお答えください。

1. 自営業、またはその手伝い	6. 学生
2. 民間企業・団体の経営者、役員	7. 無職
3. 民間企業・団体の勤め人	8. 専業主婦・主夫
4. 公務員・教員	9. その他()
5. 臨時・パート勤め人	

7- (5) 居住形態をお答えください。

1. 持ち家（一戸建て）	5. 公営の借家（住宅公団、住宅供給公社、県営・市営住宅など）
2. 持ち家（集合住宅）	6. 借間、下宿
3. 民間の借家（一戸建て、集合住宅）	7. 住み込み、寄宿舍、独身寮など
4. 総持住宅（社宅、公務員住宅）	8. その他()

7- (6) 現在の地域（市区町村）での居住年数をご記入ください。

() 年

7- (7) 今後も現在お住まいの地域（市区町村）に住み続けたいですか。

1. 住み続けたい	2. どちらでもない	3. 地域外に引っ越したい
-----------	------------	---------------

7- (8) 同居している人がいますか。いる人は以下の質問についてもお答えください。

1. 一人暮らし 2. 同居がいる

同居の親（配偶者の親も含む）	1. いる → () 人
	2. いない
配偶者	1. 同居の配偶者あり
	2. 別居の配偶者あり
	3. 配偶者はいない
その他の同居人（祖父母、兄弟、子どもなど）	1. いる → () 人
	2. いない
同居している合計人数（自分を含まないでお答えください）	() 人

7- (9) 最終学歴をお答えください。

1. 小中学校	2. 高等学校	3. 専修学校・各種学校	4. 高専・短期大学
5. 大学	6. 大学院	7. その他	

7- (10) 主として、あなたの世帯を経済的に支えている方はどなたですか。

1. あなたご自身	2. あなた以外のご家族の方	3. その他
-----------	----------------	--------

7- (11) ご家族全額をあわせた、去年1年間の収入（ボーナス含む、稼込み）をお答えください。

1. 200万円未満	5. 800万円～1,000万円未満
2. 200万円～400万円未満	6. 1,000万円～1,200万円未満
3. 400万円～600万円未満	7. 1,200万円以上
4. 600万円～800万円未満	8. わからない

ご協力ありがとうございました。

研究会報告要旨

【平成三三年度第二回公共政策研究会 平成三三年二月一〇日】

国民の要望に応える警察活動の推進に向けて

——理論と実務の融合の上にある警察の在るべき姿——

報告者 那 須 修

警察活動の現場では、警察法第二条第一項に定める責務の遂行と同条第二項に定める権限濫用の禁止の双方を満たす活動が求められる。そこでは、「比例原則」、「違法収集証拠排除の法則」等明文上の規定のない理論（条理）が非常に大きな意味を持つことがある。

しかし、中には、「警察権の限界」、「民事不介入の原則」、「法は家庭に入らず」等、現在の警察活動の現場においては適切とはいえない難しい理論もある（「警察権の限界」中の「警察消極目的の原則」からは、現在の安全・安心まちづくり活動は導き出せない。）。

国民の要望に応える警察活動の推進に向けて（那須）

また、警察活動の現場の一部が、こうした理論に引きずられ、或いは業務怠慢の言い訳にした結果、桶川事件のような悲劇が発生した（同事件に係る東京高判平一七一・二六判時一八九一号三頁は、①危険の切迫、②予見可能性、③回避可能性、④権限行使の容易性がある場合には、警察権行使につき職務上の義務が発生することがあるとした。）。

警察の責務を果たすためには、不適切な理論に拘泥するようなことはあってはならない。民事と刑事の交錯するような現場では、「民事不介入の原則」という理論ではなく、法律の規定を踏まえた対応が求められる。例えば、ヤミ金業者による借金の取立てのような場面では、関係機関と連携しつつ、状況に応じ、事件検挙、行政命令、指導警告、被害者に対する被害回復のために必要な事項の教示等の措置を講ずる必要がある。

しかしながら、法律は全ての場面を規定しきれものではなく、民事と刑事の交錯するような現場等で、どこまでの権限行使が認められるか、また、求められるかは難しい問題である。例えば、債権者が債務者の所から物品を運び去る行為について、窃盗罪の成立が認められた

場合（最決平元・七・七刑集四三卷七号六〇七頁）と否定された場合（東京地判昭四二・六・三〇判タ二二一号一八七頁）があり、その成否については行為の「社会的相当性」が大きな意味を持つとされたが、同様の事案で、現場臨場した警察官が当事者間での話し合いを指示し、立ち去った後、債権者が運び去り行為を再開した事案では、警察官が警職法第五条の職責を果たしたといえるかが問題となった（東京高判昭五二・三・三〇判時八五三号五二頁（国賠訴訟）。判決では、「一応警察官職務執行法第五条が警察官に課している職責を果たしたもの」と認められた。）。こうした事案からも、やはり、現場の警察官にとって判断の基準となる「理論」を立てる意味は非常に大きいと考えられる。

一般社会において安全への意識が高まる中で、警察活動に対する国民の要望も高まっている。この要望に応えるためには、社会実態を踏まえた上で、在るべき警察の姿を構築していくための理論を立て、それを日々アップデートしていく必要があるのである。

そして、今後、その作業を進めていく上では、国民の権利を制限する警察と、その相手方たる国民という単純

な二項対立的な見方ではなく、桶川事件のような悲劇を繰り返さないためにも、警察の権限行使によって権利自由が守られる国民の存在を念頭に置いた三面的な考え方を基礎とすべきと考えられるのである。

執筆者紹介

掲載順

矢野 聡 日本大学教授
 岩崎 正洋 日本大学教授
 谷田部 光一 日本大学教授
 秦 郁彦 元日本大学教授
 稲葉 陽二 日本大学教授
 那須 修 警察大学校警察政策研究センター政策調査官

機関誌編集委員会

委員長 新井 勉
 副委員長 坂井 吉良
 委員 伊藤 正文
 岩崎 正洋
 大井 眞二
 小川 浩一
 奥村 聡一
 工藤 聡一
 黒川 功一
 関 正晴
 高橋 雅夫
 高木 勝一
 谷田部 澄光
 外園 澄子

政経研究第四十八巻第一号

平成二十三年七月十五日印刷 非売品
 平成二十三年七月二十五日発行

編集責任者 日本大学法学会 杉本 稔

発行者 日本大学政経研究所
 電話〇三(五二七五)八五三〇番

東京都千代田区猿樂町二丁目二四 A&Xビル
 印刷所 株式会社メディアオ
 電話〇三(三二九六)八〇八八番

S E I K E I K E N K Y Ū
(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 48 No. 1 July 2011

~~~~~  
CONTENTS  
~~~~~

ARTICLES

Satoshi Yano, *A Study of the Formation Process of the Principles of English New Poor Law*

Masahiro Iwasaki, *Political Corruption and Pork Barrel Politics*

Koichi Yatabe, *The Mission of Human Resource Management*

Ikuhiko Hata, *Historical Background of the US–Japan Confrontation (2)*

NOTE

Yoji Inaba, *A Summary of the 2010 Social Capital Survey*

MISCELLANEOUS NEWS